

MINAMICHITA 第6次南知多町総合計画

太陽と海と緑豊かなまちづくり
～人と自然！みんなの汗で光るまち～

2010 ～ 2020

南知多町

ごあいさつ



昭和36年6月に誕生した南知多町は、平成23年に記念すべき50年を迎えます。

本町は、海と緑の最高のロケーションに恵まれ、観光と農業、水産業を中心に栄えてきました。しかしながら、昨今、急速に少子・高齢化が進み、人口減少など多くの課題に直面しています。

南知多町の将来のまちづくりにあたり、住民意識調査や町内各地で開催しましたまちづくり会議等を通じて、町民の皆様のご意見もいただき、第6次総合計画を策定しました。

本計画は、第5次総合計画に引き続き「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念とし、「人と自然！みんなの汗で光るまち」を将来イメージとしています。

今後、第6次総合計画に基づきまして、暮らしやすい環境、豊かな暮らしの実現に向け、「経済力の強化を図ること」及び「人口減少をくい止めること」を重点プロジェクトに位置づけ、各種の施策に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました総合計画審議会委員、町議会議員及び関係機関の皆様、そして貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成22年9月

南知多町長 **沢田 寿一**

南知多町民憲章

- みんなできまりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- いたわりと感謝の気持ちで、素直な心を育てましょう。
- 健康で明るく、規律ある生活を築きましょう。
- 笑顔で話し合い、心のかよう家庭をつくりましょう。
- かけがえのない自然を大切に、住みよい町づくりに努めましょう。

昭和56年6月1日制定

目 次

序 論 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	2
2 総合計画の意義	3
3 計画策定の考え方	3

第2章 計画の構成・期間

1 基本構想	6
2 基本計画	6
3 実施計画	7

第3章 計画策定の背景

1 南知多町の特徴	8
2 住民意識調査の結果	11
3 南知多町の主要課題	15

第1編 基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来イメージ

1 まちづくりの基本理念	18
2 将来イメージ	19

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 まちづくりの目標指標

1 人口フレーム	22
----------	----

第4章 土地利用構想

第5章 施策大綱

1 施策体系	26
2 施策の方向	27

第2編 基本計画

I 重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方	36
重点プロジェクト1 生活基盤の整備	37
重点プロジェクト2 いきいきと暮せる健康・福祉の推進	40
重点プロジェクト3 地域資源を生かした産業の活性化	43
重点プロジェクト4 協働によるまちづくりの推進	46

Ⅱ 分野別計画

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

① 土地利用	52
② 都市計画	56
③ 道路・交通	60
④ 港湾・漁港・海岸	64
⑤ 水道	68
⑥ 下水・排水	72

第2章 快適で安全なまちづくり

① 生活環境	78
② 環境・衛生	82
③ 消防・防災	90
④ 交通安全・防犯	96

第3章 いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

① 保健・医療	102
② 福祉	112
③ 社会保障	120

第4章 活力をともに生みだすまちづくり

① 農業	128
② 水産業	134
③ 商工業	140
④ 観光	146

第5章 心豊かな人を育むまちづくり

① 学校教育	152
② 生涯学習	160
③ 生涯スポーツ	166
④ 文化・芸術	170

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

① 協働と連携	176
② 男女共同参画	180
③ 交流活動	184
④ 情報	188
⑤ 行財政運営	192
⑥ 広域行政	198

Ⅲ 計画の実現に向けて

資料編

※数字の単位未満は、四捨五入を原則としており、合計の数字と内容の合計が一致しない場合があります。

202

204



序論 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 総合計画の意義
- 3 計画策定の考え方

第2章 計画の構成・期間

- 1 基本構想
- 2 基本計画
- 3 実施計画

第3章 計画策定の背景

- 1 南知多町の特性
- 2 住民意識調査の結果
- 3 南知多町の主要課題

序論

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

第2編
分野別

第3章

基本計画

第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

序論

計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

南知多町では、平成10年度を起点とし、平成22年度を目標年度とする第5次南知多町総合計画を策定し、「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。

しかしながら、近年の少子高齢化の急速な進展や、それに伴う人口減少などの様々な社会構造の変化、あるいは、人々の価値観の多様化などの時代潮流の中で、子育て支援や高齢者対策を始め、産業の活性化や環境問題、公共施設の耐震事業や防災対策事業などの緊急かつ重要な行政課題が山積しています。極めて厳しい行財政運営を迫られている中においても、本町が将来にわたって持続的に発展していくためには、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性を検証し、効果や効率性の視点から施策・事業を厳しく精査・選択していく必要があります。

このような中、町民との協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指して将来の南知多町の進むべき方向を明らかにし、長期的視野を持ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画を策定するものです。



2 総合計画の意義

総合計画とは、基本構想、基本計画などを包括する総称であり、地方自治法第2条第4項では、「市町村は、**その**事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て**その**地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定しています。

(1) まちづくりの最上位計画

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、行政内部はもとより、町民に対してまちづくりの目標と**その**実現方法を示す計画として位置づけます。

したがって、各種個別計画の策定に当たっては、**その**方向性や施策について総合計画との整合性を図ることが必要となります。

(2) 総合的、計画的行政運営の指針

総合計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とするものであり、長期展望に立った総合的、計画的な行政運営の指針と位置づけます。

(3) 町民・民間活動の指針

総合計画は、行政運営のみならず、町民や団体などの民間活動の指針として重要視されており、町民によるまちづくりの参画方法や活動方向を明らかにしていきます。

(4) 国・愛知県などに本町のまちづくりの方向性を示す計画

総合計画は、本町のまちづくりの意志を表現する媒体であり、地方自治の精神からも国・愛知県などの施策にも影響を与える計画となります。

特に近年は地方分権の進展と共に、個々の市町村の主体性や独自性が求められており、国・愛知県などの計画と整合性を図りつつも、本町の特性を活かしたまちづくりの方向性を明らかにしていきます。

3 計画策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、総合計画には時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。

また、町民との協働によるまちづくりを進めるには、町民と行政がまちづくりの目標を共有することが大切であり、財政状況を見通し、実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき新しい総合計画の策定に取り組みました。

(1) 自主・自立のまちづくりを目指す計画

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、また、環境問題の深刻化による資源循環型社会への転換などは、地域社会に大きな影響を及ぼすものであり、これまで行ってきた制度や社会資本整備、行政サービスの提供のあり方を見直すとともに、選択と集中による行政経営が求められます。

このため、本町のまちの特性を活かし、持続的な発展を図り、質的豊かさを実現する自主・自立のまちづくりを目指す計画とします。

(2) 目標を明示し成果の分かる計画

町民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、新しい総合計画に掲げるまちづくりの目標を町民にできるだけわかりやすく示すとともに、**その**計画の成果を把握できることが必要です。

このため、総合計画に掲げる施策は目標を明示するとともに成果指標を設定し、**その**達成度を図ることができる計画とします。

(3) 行政評価や財政状況と連動する計画

限られた経営資源を効果的に分配し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、事業の効果等について評価し、効果的・効率的に事業を進めていくことが必要です。

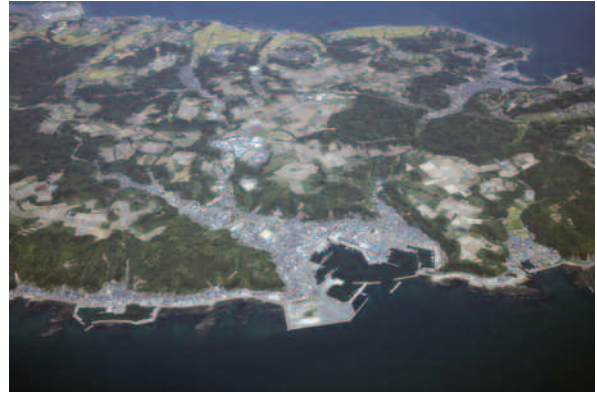
このため、これまで取り組んでいる事業を検証するとともに、中期財政見通し等との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

(4) 社会経済情勢等の変化に対応した施策展開を図る計画

自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、今後のまちづくりは、社会経済情勢の変化に対応しながら進めていくことが重要になります。こうした情勢の変化を踏まえて適切に施策の展開を図る計画とします。



内海地区



豊浜地区



師崎地区



篠島地区



日間賀島地区

第2章 計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、**それぞれの**計画で示す項目や計画の期間は以下のとおりとします。

1 基本構想

基本構想は、南知多町を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標と、**それ**に向けた政策展開について基本的な考え方を示します。

構想の目標年次は平成32年度とします。

<構成要素>

- ・まちづくりの基本理念
- ・将来都市像
- ・まちづくりの目標
- ・政策展開の基本的考え方
- ・人口指標

2 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を実現するための基本的施策等を示します。

計画の期間は、平成22年度から平成32年度までの11年間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、中間年において進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

<構成要素>

- ・施策展開における現状と課題
- ・施策の基本方向（基本方針）
- ・施策の体系
- ・主要施策
- ・施策の目標と成果指標

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示された基本的施策を具現化するために必要な事業等を示します。計画の期間は3年とし、事業の評価結果や財政状況等を踏まえ毎年ローリングにより策定します。

<構成要素>

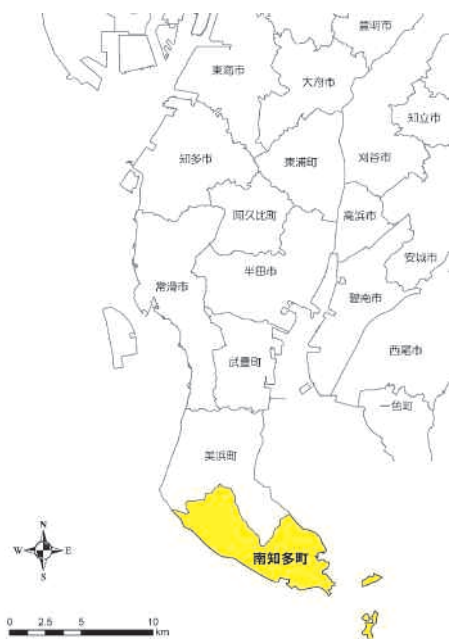
- ・ 施策を具現化するための事業の概要
- ・ 事業実施年度
- ・ 年度別事業費の内訳



第3章 計画策定の背景

1 南知多町の特性

(1) 南知多町の位置と地勢



南知多町は、愛知県知多半島南部に位置し、半島の先端と沖合に浮かぶ篠島、日間賀島等の島々からなっています。北は美浜町、東は三河湾、南西は伊勢湾に面した町です。

本町の総面積は38.24km²あり、東西に15.0km、南北に12.1kmの町です。北西部の伊勢湾側には半島最高的高峰山（128m）があり、北部に低く南部に高い地形となっています。町全体に小高い丘陵が広がっており、農地造成が進められてきましたが、平地は海岸部の一部に限られており、市街地は港を中心とした平坦地に発達してきました。従って、河川は短く、水量も少ないため、ため池等も多くあります。

また本町は、三河湾国定公園、南知多県立自然公園に指定された自然環境に恵まれた町であり、名所・旧跡、文化財、祭り等の観光資源にも恵まれた町です。

気象は太平洋気候区の温暖な気候であり、年平均気温は約15℃、年間平均降水量は約1,400mmとなっています。雨季を除き晴天の日が多く、積雪もほとんどなく、恵まれた気象条件にあります。

(2) 南知多町の沿革

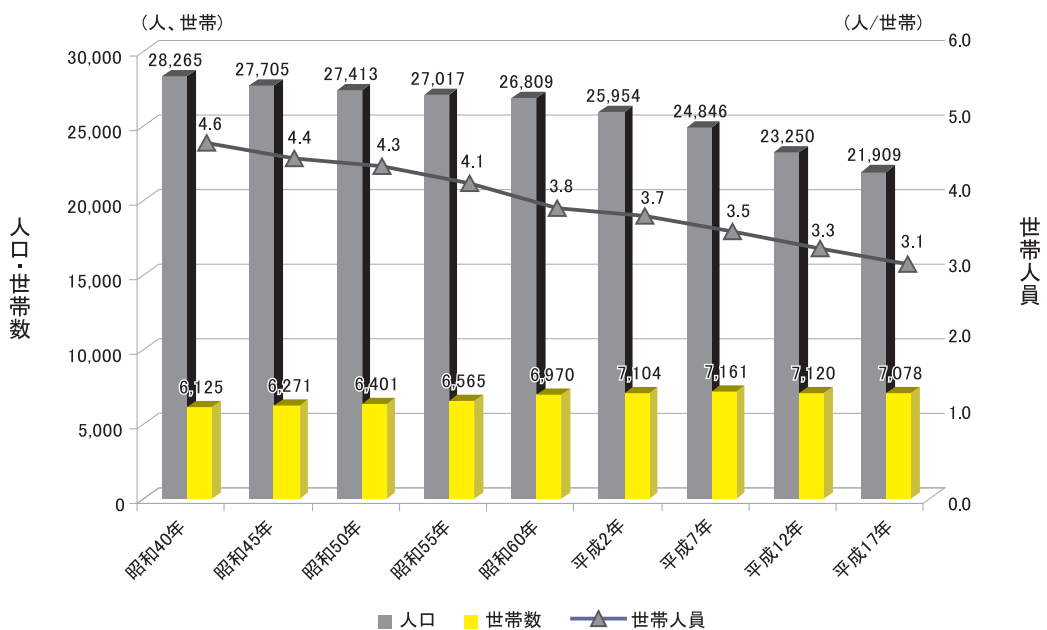
南知多町では、約8,000年前の遺跡が発見され、縄文時代から人が生活していたことがわかります。長い期間を通じて漁業と稲作を中心とした生活が続いてきましたが、中世には焼き物も生産され、江戸時代には、東西海上交通の要衝の地として海運業も盛んとなったほか、みかん栽培や醸造業も栄えてきました。

農業は、昭和36年に愛知用水が完成して以降急速に進展し、さらに土地改良・農地造成事業など生産基盤の確立を図り、都市近郊農業地帯として発展してきました。また、水産業も生産基盤として漁港の整備を計画的に進め、都市地域への生鮮な魚介類を供給する魚の町・漁業の基地として発展しています。観光については、明治初期には、潮湯治と称して海水浴客が訪れはじめ、観光地として発展する始まりとなりました。

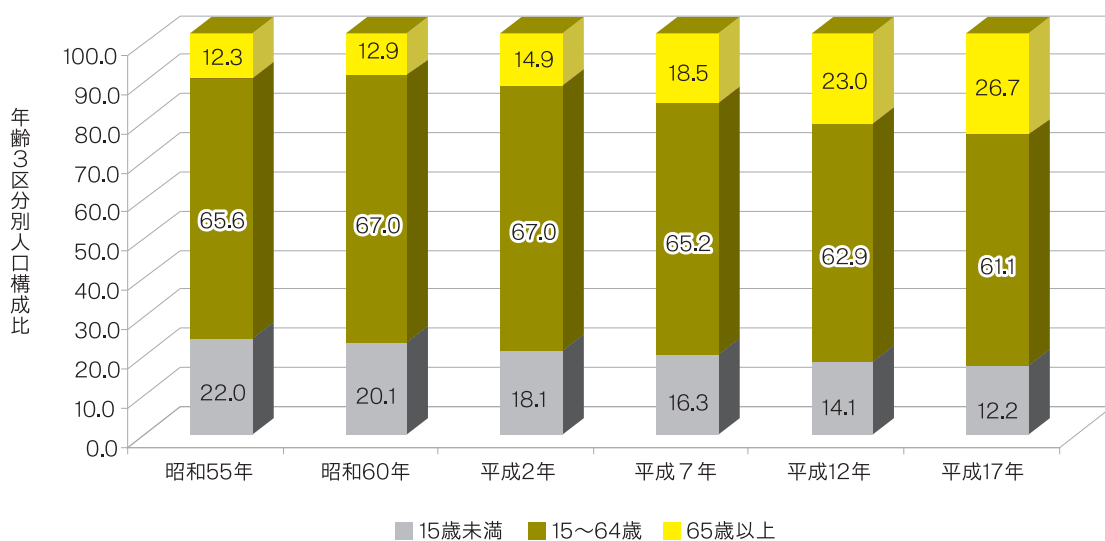
本町は市町村合併促進法により、昭和36年に当時の内海町、豊浜町、師崎町、篠島村、日間賀島村の合併により誕生しました。

(3) データからみる南知多町

◆少子高齢化、人口減少が進展し、（平成17年人口21,909人、高齢化率26.7%）地域の活力が減退しています。

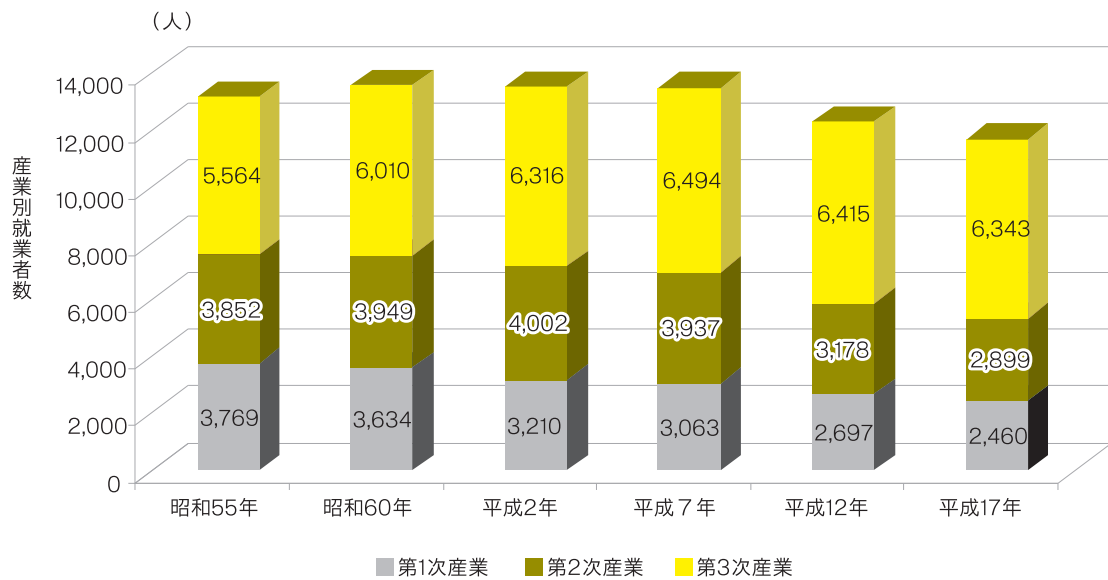


資料：国勢調査

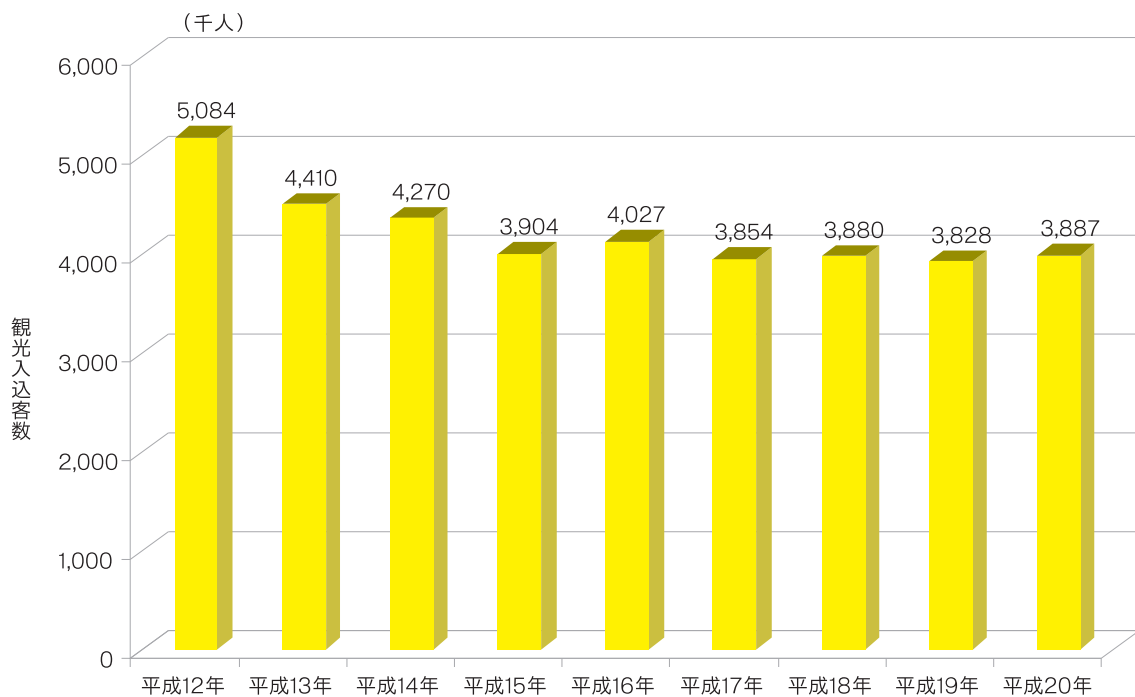


資料：国勢調査

◆農業、水産業、商工業などの既存産業は、担い手、後継者が不足するなど厳しい状況にあり、地域経済力が低迷しています。しかし、観光については入込客数が減少・横ばい傾向にあるものの、農水産業との連携などの新たな展開など、地域資源を有効に活用した取組みが行われています。



資料：国勢調査

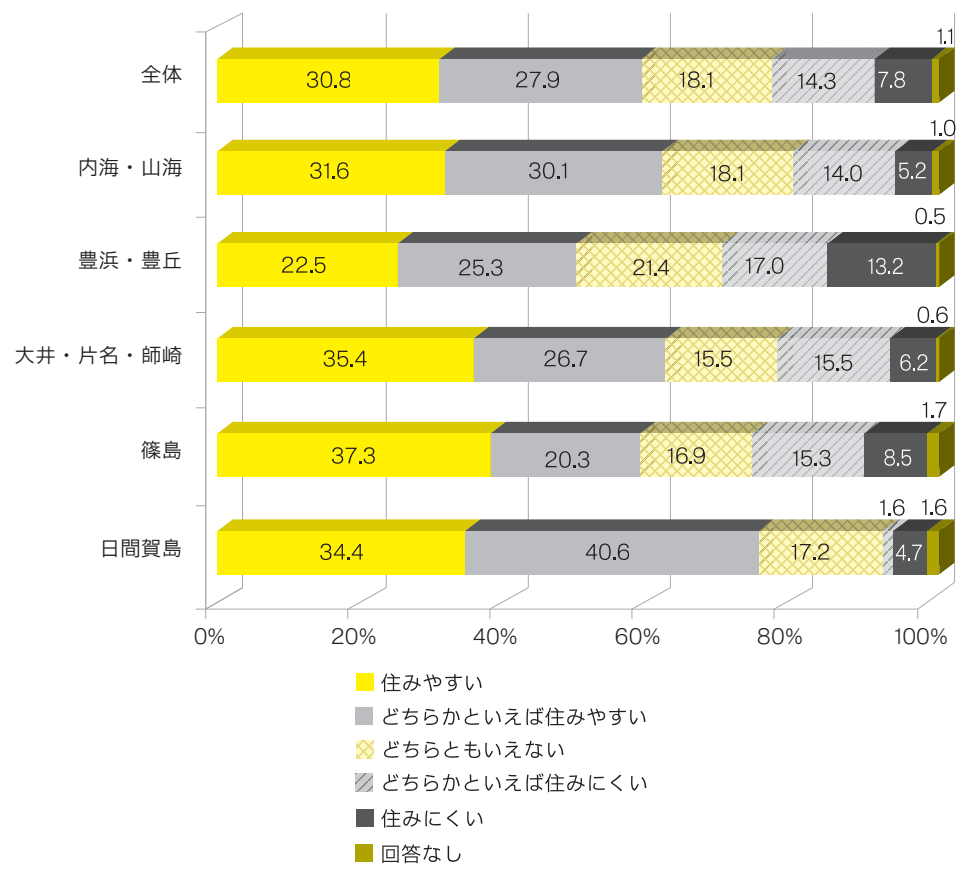


資料：南知多町

2 住民意識調査の結果

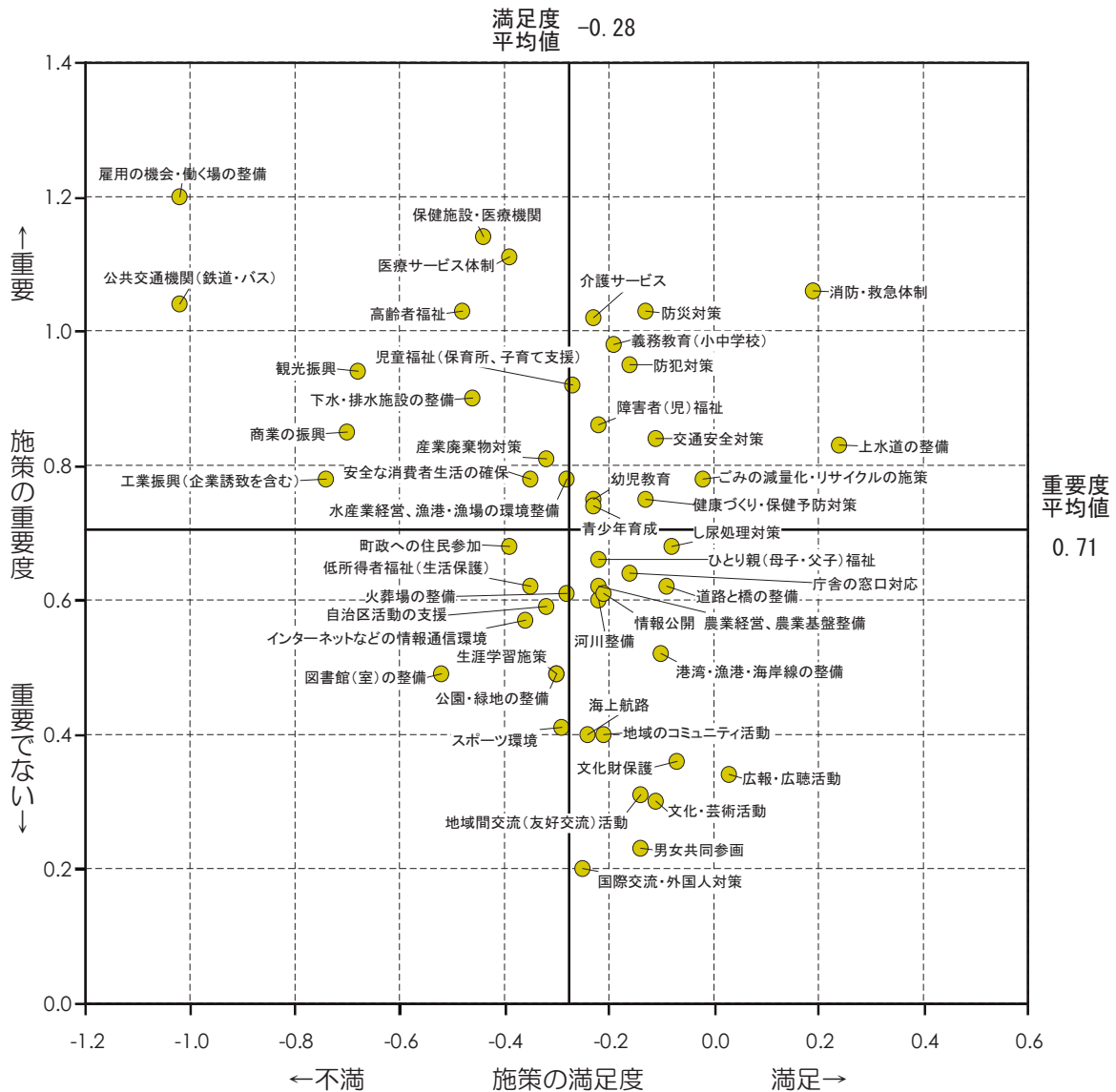
(1) 居住意向

居住意向として約6割が住みやすいと感じており、また、約7割が住み続けたいと考えています。転居したい理由としては、交通や買い物の利便性が悪いことが指摘されています。



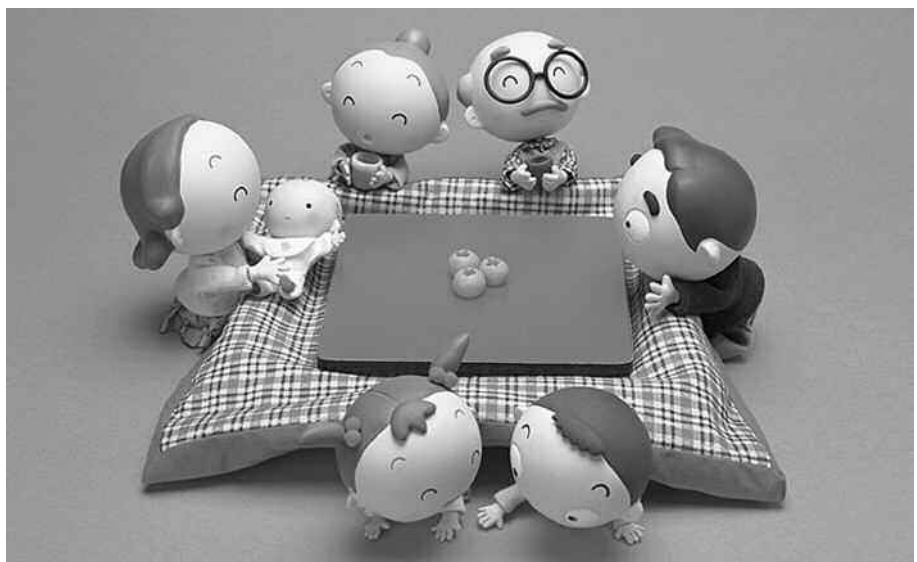
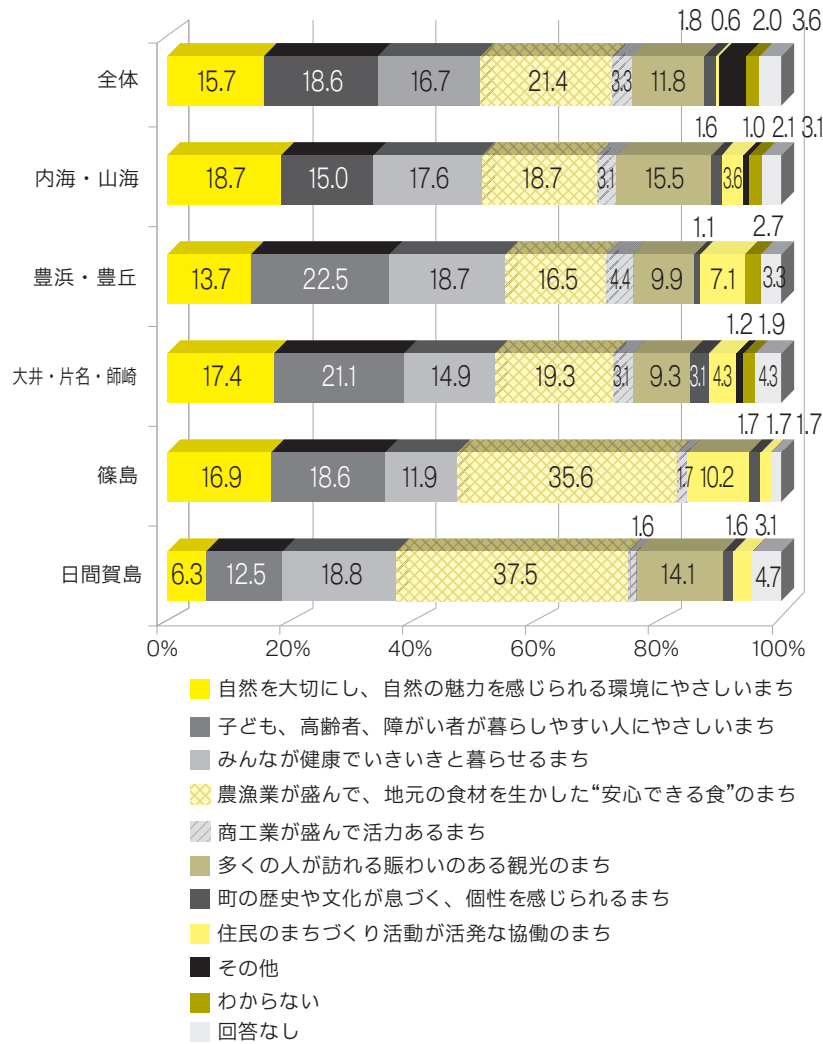
(2) 施策の満足度と重要度

「雇用の機会・働く場の整備」、「公共交通機関（鉄道・バス）」、「保健施設・医療機関」、「医療サービス体制」、「高齢者福祉」、「観光振興」、「商業の振興」、「工業振興（企業誘致を含む）」、「下水・排水施設の整備」に関する施策の重要度が高く、満足度が低い状況となっています。



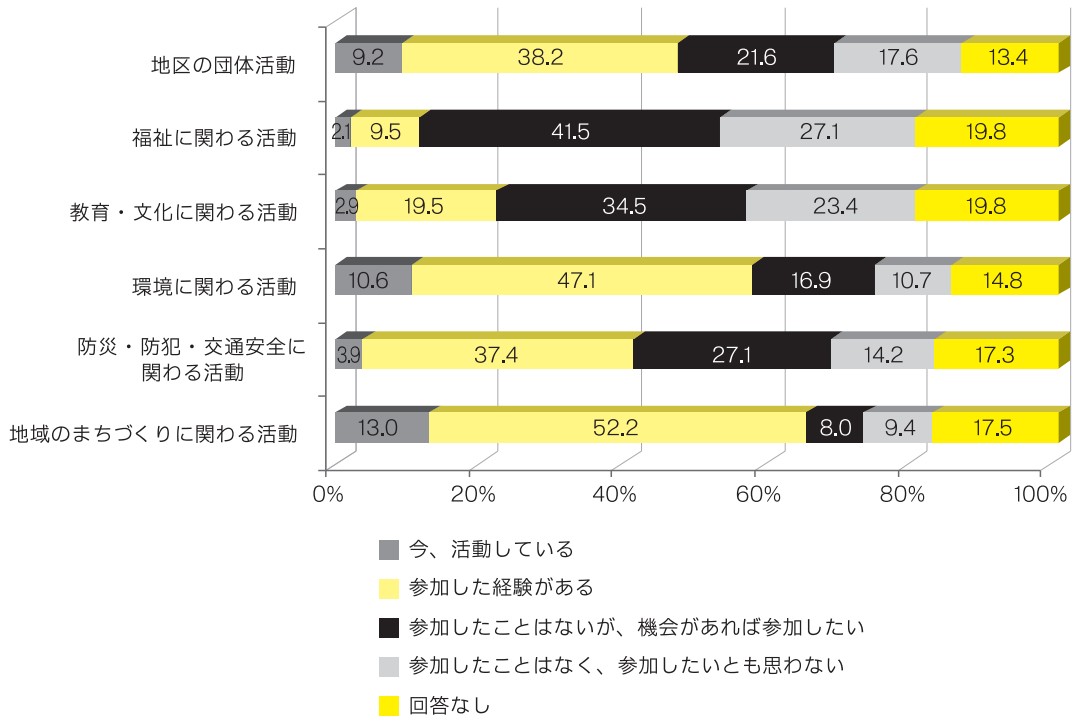
(3) まちの目指す姿

「農漁業が盛んで地元の食材を生かした“安心できる食”のまち」、「子ども、高齢者、障がい者が暮らしやすい人にやさしいまち」を望んでいます。



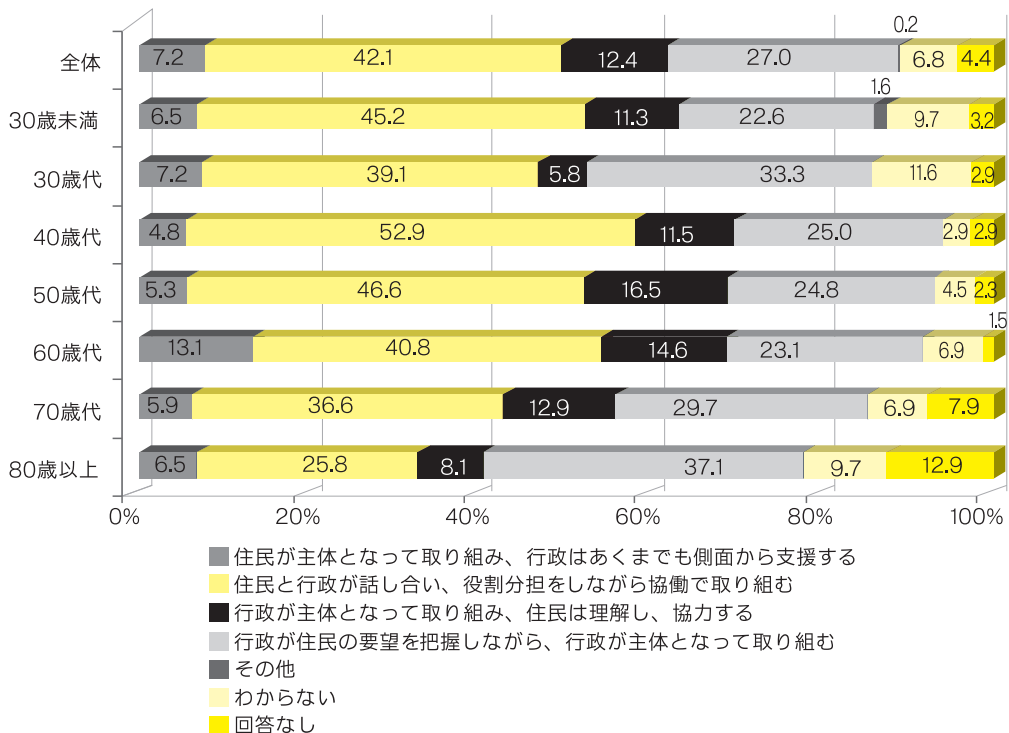
(4) 地域活動について

これまでに地区の団体活動、環境活動、防災・防犯・交通安全活動、地域のまちづくり活動に参加した経験を持っている方が多くなっています。



(5) 住民主体、協働のまちづくり

住民と行政との協働のまちづくりへの意向は高く、今後、参加できる機会や場、地域の体制づくりが求められています。



3 南知多町の主要課題

(1) 元気で長生きできる健康づくり

人口減少や少子高齢化が進展する中で、子どもからお年寄りの誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、福祉の充実と健康づくりを進める必要があります。

(2) うるおいのある環境の保全・再生、継承

自然豊かな環境は町の財産であり、次世代へ受け継いでいくとともに、これらを生かした産業創造、人づくりなど、自然環境を活用した取組みや仕組みをつくっていく必要があります。

(3) 地域に愛着と誇りの持てる人づくり

家庭教育、学校教育、地域の教育力、生涯学習などを通じて、地域に愛着と誇りを持つとともに、規範意識や命の大切さを育む人づくりを進める必要があります。

(4) 活力と交流を創造する新たな展開

既存産業の振興を図りつつ、これらの産業を融合した新たな産業を創出し、新たな雇用の場を確保するとともに、人・物・情報の活発な交流の展開を図る必要があります。

(5) 安全・安心に暮らせるまちの構築

災害や犯罪、交通事故などから住民を守るため、住民と行政が一体となって安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

(6) 住民の力を生かしたまちづくり

厳しい財政状況の中、住民が持つ知恵や技術を十二分に発揮できる住民主体のまちづくりを進める必要があります。



第1編 基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来イメージ

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来イメージ

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 まちづくりの目標指標

- 1 人口フレーム

第4章 土地利用構想

第5章 施策大綱

- 1 施策体系
- 2 施策の方向

第1編

基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来イメージ

1 まちづくりの基本理念

本町は三方を海に囲まれた知多半島の最南端に位置し、里山、農地、海岸等による豊かな自然環境や歴史・文化等が保全・継承されています。これらの特性を生かし、農漁業（食）や観光などの営みが行われるなど、地域の資源を有効に活用したまちづくりが進められてきました。

今後も南知多町の持つ特性を町民と行政が協働で磨きあげながら、最大限の力を発揮する自立をめざしたまちにしていくため、まちづくりの基本理念を以下のように設定します。

基本理念

太陽と海と緑豊かなまちづくり

- ◆太陽：人々の営みによって守られてきた地域資源（産物・環境・人）を活かした観光まちづくりを進め、町民と行政が元気にいきいきと輝き続けるまちをめざす。
- ◆海：海や半島、島、美しい海岸を保全し、それらを生かした水産業や交流などが盛んなまちをめざす。
- ◆緑：農地や里山などを保全・活用した魅力的な居住環境を形成しながら、豊かな自然環境を生かした農業や交流などが盛んなまちをめざす。

2 将来イメージ

基本理念に基づく10年後のまちの姿や基本構想の推進に向けた将来イメージを、住民意識調査の結果等を踏まえて次のように設定します。

将来イメージ

人と自然！ みんなの汗で光るまち

- 人 : 南知多町にかかわるすべての人
- 自然 : 南知多町の魅力である海、里山、海岸、農漁業、食など
- みんなの汗 : 住民と行政が力を合わせ、協働と連携により、自立した社会に向けて取り組むこと
- 光る : 人、自然、歴史文化などの地域資源を最大限に磨き上げ、魅力が高まること、観光の振興を図ること

第2章 まちづくりの基本目標

基本理念を達成するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を次のように設定します。

基本目標

1

住みよい暮らしを支えるまちづくり

住民の生活や地域経済を支えるため、良好な市街地整備や道路・交通ネットワークの充実を図るとともに、より快適な暮らしを実現するための生活基盤の整備を進め、住みよい暮らしを支えるまちづくりをめざします。

基本目標

2

快適で安全なまちづくり

身近な自然環境を保全しつつ、ごみの減量や分別収集による資源の有効利用と環境美化の推進により、環境に負荷を与えず、誰もが快適・安全に暮らせるように、公園・緑地の整備、災害対策や交通安全・防犯対策の強化に努めるなど、快適で安全なまちづくりをめざします。

基本目標

3

いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

少子高齢社会に対応していくため、保健、医療、福祉を強化し、生涯を通じて健康な生活を送ることができるようにしていくとともに、地域で互いに助け合い、支えあう福祉社会の実現に向けたいきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします。

基本目標
4

活力をともに生みだすまちづくり

農業、水産業、商工業、観光の振興を図るとともに、各産業間の連携を強化、付加価値の向上など、地域の特色や資源を生かした活力あふれる地域産業の振興や新たな産業の創出を図るなど、活力をともに生みだすまちづくりをめざします。

基本目標
5

心豊かな人を育むまちづくり

子ども達が主体的に活動できる学校づくりと、生涯学習・生涯スポーツ・家庭教育力の充実に努めるとともに、町の伝統・文化の大切さを伝えることにより、南知多町に愛着と誇りの持てる次代を担う人材や、心豊かな人を育むまちづくりをめざします。

基本目標
6

住民と行政の協働によるまちづくり

住民の多様なニーズに対応するため、ボランティア活動の促進や住民の自主的なまちづくり活動の促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現、交流活動の充実など、住民と行政の協働によるまちづくりをめざします。

第3章 まちづくりの目標指標

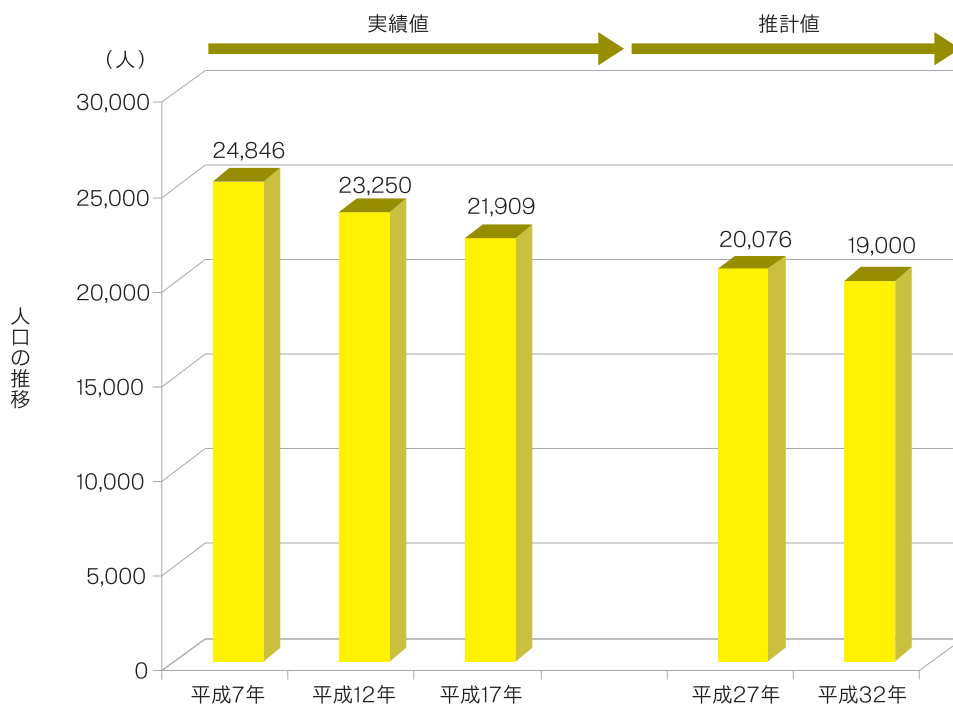
1 人口フレーム

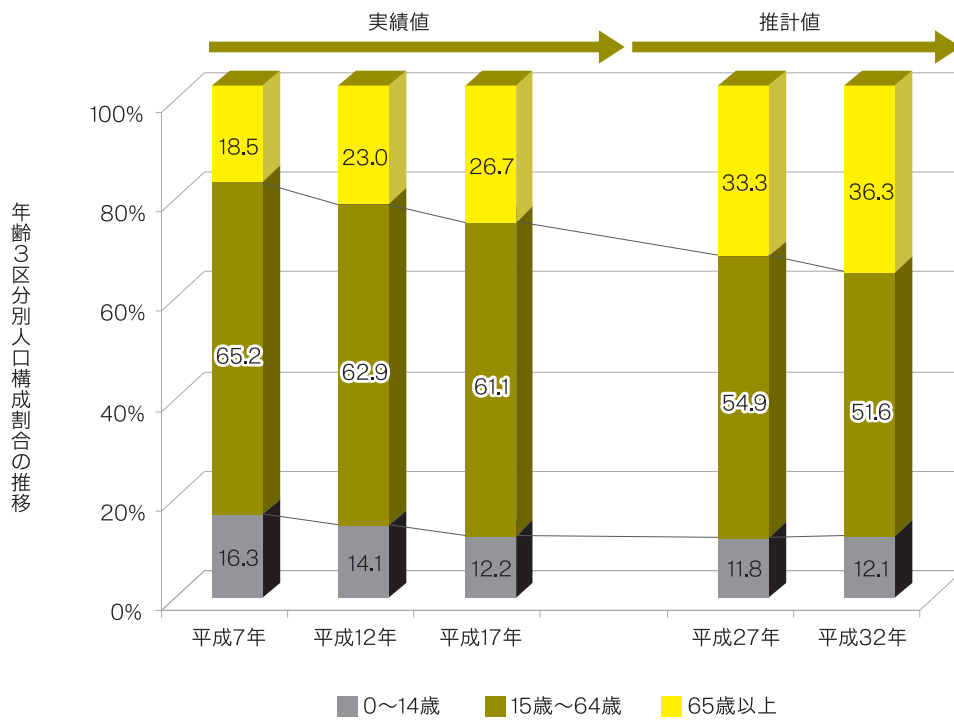
本町の人口は少子高齢化や転出によって減少が続いており、平成17年（2005年）には21,909人となっています。

今後も人口の減少が続くことが予想されますが、出生率の向上、土地区画整理事業用地内の遊休地等の活用等による良好な住宅地の確保、就業の場の確保、教育環境の充実などによる住民の定着、空き家等の有効活用によるU・I・Jターンの促進などの施策展開を図りながら、人口減少の進行を緩和させることにより、平成32年（2020年）の将来人口を19,000人と設定します。

図表 将来人口フレーム

		実績値			推計値		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
人口（人）		24,846	23,250	21,909	・・・	20,076	19,000
構成比（%）	0～14歳	16.3	14.1	12.2	・・・	11.8	12.1
	15～64歳	65.2	62.9	61.1	・・・	54.9	51.6
	65歳以上	18.5	23.0	26.7	・・・	33.3	36.3





計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第2編
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第4章 土地利用構想

町内ネットワークを形成し、各地区が自立したまちづくりを展開できるようにするとともに、自然保全と産業振興との調和を図りながら、地域資源を活用した交流の展開を図ることができる土地利用を設定します。

市街地形成ゾーン

市街化区域及び両島を市街地形成ゾーンと位置付け、宅地整備等の計画的な土地利用を図ることにより、災害に強い市街地づくりを進めるとともに、住宅、商業、工業の機能をはじめ、地域特性に応じて医療や福祉のサービス、教育、コミュニティ、各種行政サービスなどの都市生活上の機能充実を図り、便利で快適な居住環境の向上を図ります。

集落保全ゾーン

市街化調整区域内の集落を集落保全ゾーンと位置付け、農地や森林などに囲まれたうるおい豊かな集落環境の保全を図るとともに、道路やコミュニティ施設などの日常生活に必要な生活基盤の整備を進め、安全・安心な生活環境の充実を図ります。

森林環境保全・活用ゾーン

内陸部に広がる森林などを森林環境保全・活用ゾーンに位置付け、豊かな自然環境を保全し、森林の公益的な機能の維持・増進を図るとともに、森林資源等を生かし、町民のレクリエーションや観光交流、環境学習の場としての活用を図ります。

産業振興（農業）ゾーン

豊かに広がる優良農地等を産業振興（農業）ゾーンと位置付け、農地の利用促進と維持・保全を図ります。

産業振興（水産業）ゾーン

海岸部の埋立地などを産業振興（水産業）ゾーンと位置付け、既存の水産業の維持を図るとともに、豊かな海産物等を生かした新たな食の拠点の形成と水産業の立地促進を図ります。

産業振興（工業）ゾーン

インター周辺などを産業振興（工業）ゾーンと位置付け、既存の工場等の維持を図るとともに、交通アクセス等の利便性を生かした新たな工業立地の促進を図ります。

漁業・海洋レクリエーションゾーン

沿岸部や海岸線を漁業・海洋レクリエーションゾーンに位置付け、豊かな水辺環境の保全に努めるとともに、漁業と観光資源を生かした身近な自然とふれあえるレクリエーションや環境学習の機能充実を図ります。

福祉・教育ゾーン

福祉施設やスポーツ・文化施設などの健康増進に関わる施設等が立地する地域などを福祉・教育ゾーンに位置付け、少子高齢化社会に対応した福祉や教育の充実を図ります。

広域ネットワーク軸

国道247号、(県)半田南知多公園線(南知多道路)、(都)知多東部線、(都)知多西部線、広域営農団地農道(広域農道)などを広域ネットワーク軸として位置付け、道路の整備、機能充実を推進し、町内外との広域的な連携・交流の促進に努めます。

地域ネットワーク軸

(都)大井豊浜線、(都)豊丘豊浜線、(都)河和内海線、(県)岩屋・観音線、(都)内海通線、(町)内海・山海線などを地域ネットワーク軸に位置付け、道路の整備、機能充実を推進し、町内各地域をネットワークさせ、住民の生活利便性の向上に努めます。

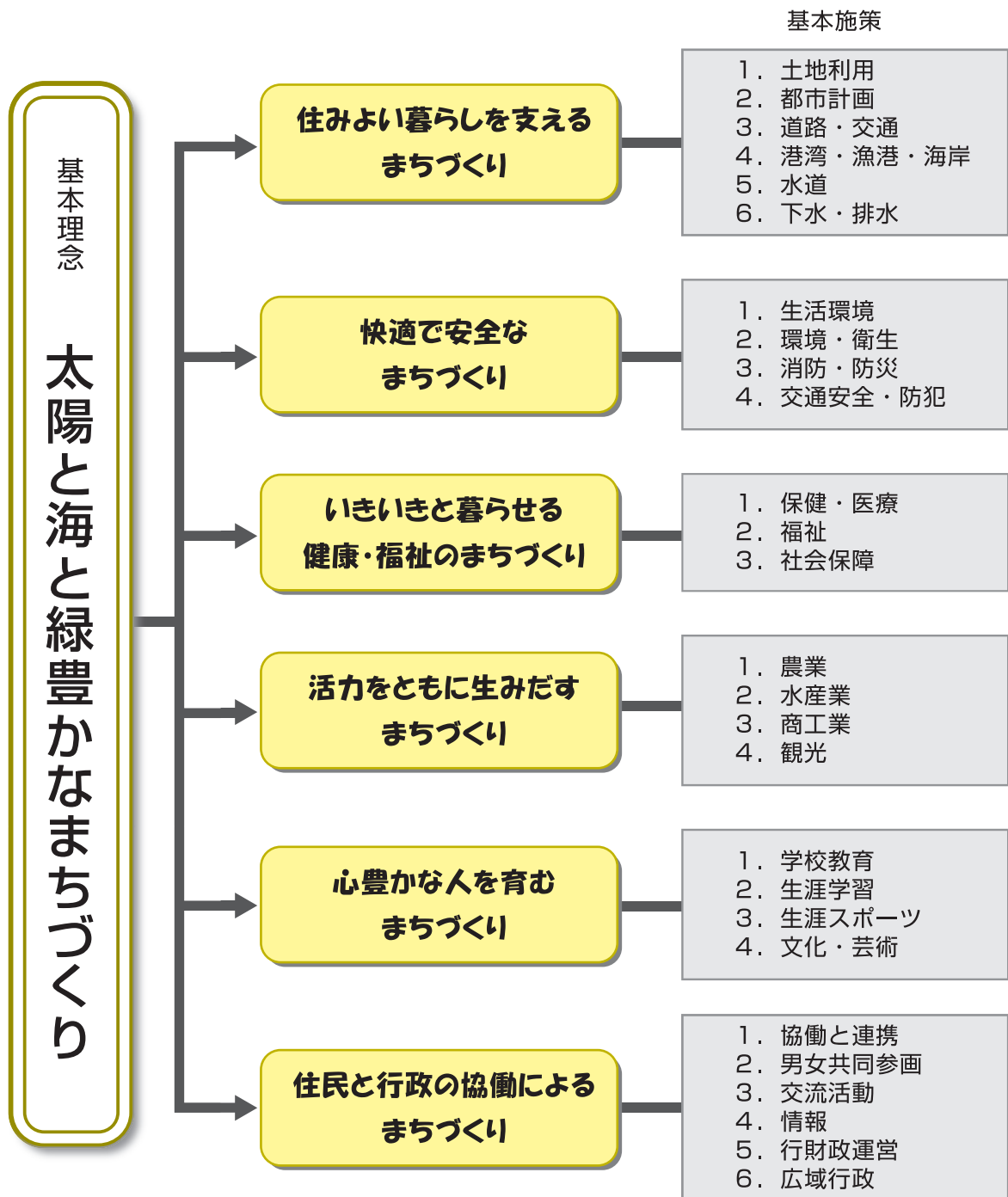
注) (県)県道 (都)都市計画道路 (町)町道

土地利用構想図



第5章 施策大綱

1 施策体系



2 施策の方向

住みよい暮らしを支えるまちづくり

1. 土地利用

農地や森林の保全を図りながら、市街化区域内の低・未利用地を有効利用して、基盤整備の整った住宅地や産業用地等の市街地を計画的に整備するなど、農地、森林、住宅、工業、商業などのバランスのとれた計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、近年、国際的な課題となっている生物多様性の保全を図るため、自然公園など優れた自然環境を有している地域を核として、これに有機的につなぐ生態系ネットワークの形成に努めます。

2. 都市計画

市街化区域内の低・未利用地などにおいて土地区画整理事業を推進するなど、都市計画法に基づく事業を推進し、良好で利便性の高い魅力ある市街地を形成します。

3. 道路・交通

本町の骨格道路である国道、県道を中心とした幹線道路体系の整備を進めるとともに、住宅地内の生活道路の改修や安全な歩行空間の確保を図り、快適で安全な道路環境の整備を進め、計画的な道路網を形成します。

また、住民の生活において欠かせないバスや海上交通の充実を図り、住民の利便性の向上と利用促進を図ります。

4. 港湾・漁港・海岸

漁船等の船舶が円滑に操業できるように港湾・漁港施設の整備や改修等を行うとともに、津波や高潮からの安全性を高めるため、海岸施設の整備充実を図ります。

5. 水道

安全で安定した水の供給を維持していくため、水道施設の適正な維持管理や耐震性の向上を図るとともに、水源地との連携・交流を図りながら、安定・効率的な水道事業の経営に努めます。

6. 下水・排水

浄化槽設置の普及促進や下水道等の整備に努め、生活排水の適正処理と水質保全を図るとともに、都市下水路の適正な維持管理や河川改修などに努め、浸水被害の防止につなげるなど、自然にやさしく、安全かつ快適に暮らすことができる総合的な下水・排水対策を進めます。

快適で安全なまちづくり

1. 生活環境

高齢社会や定住促進等に向けて、住環境の整備に努めるとともに、新たな公園の整備、地域のニーズに応じた既存公園の再整備、自然と触れ合うことができる環境整備、市街地内の緑化や環境美化の推進など、恵まれた自然環境と調和した人と環境にやさしい快適な生活環境づくりを進めます。

2. 環境・衛生

各家庭における省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進するとともに、ごみの減量化とリサイクル等の一層の推進を図り、資源循環型社会の構築を進めます。

3. 消防・防災

火災や地震等による災害被害を最小限に抑えるために、町民の防災意識の高揚を図りながら、町、関係団体、住民が連携した消防・防災体制の充実に努めるとともに、情報伝達体制などの施設の整備や維持管理の強化、施設の耐震性の向上、災害危険箇所の改善などに努めるなど、災害に強いまちづくりを進めます。

4. 交通安全・防犯

交通安全意識の向上や交通安全施設の充実に努めるとともに、町民の防犯意識の向上や地域ぐるみの防犯活動の推進などを図り、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

1. 保健・医療

町民の健康意識を高め、自主的に健康づくりに取り組みむことができる環境を整えるとともに、子どもから高齢者までがいつでも身近に安心して医療が受けられる医療体制の強化を図るなど、健康で安心して暮らせる保健・医療の環境づくりを進めます。

2. 福祉

子どもから高齢者まで、または障がいのある人もない人も誰もが地域の中で住みやすく、安らぎを感じられ、自立した生活ができるような福祉サービスや自立支援等の充実に努めるとともに、自助・協助・公助の連携のもと、コミュニティやボランティアなど住民の自発的な福祉活動の推進を図り、思いやりの心によってみんなで支える地域福祉を実現します。

3. 社会保障

少子高齢化と厳しい経済状況の中、国民健康保険、福祉医療、介護保険などの社会保障制度の適正な運用を図るとともに、健康づくりや介護予防など予防重視の施策を進めます。

活力をともに生みだすまちづくり

1. 農業

安全で豊かな食生活に重要な役割を担う農業の維持・発展を図るために、農業生産基盤の整備や優良農地の保全・集積やブランド化の推進などを行います。また、効率的・安定的な農業経営を実現し、魅力とやりがいのもてる農業の担い手の育成・確保に努めるとともに、持続可能な環境にやさしい農業を推進します。

2. 水産業

水産物の安定的な生産・供給や漁業経営の安定化・向上を図るため、生産基盤の整備や漁場の保全を図るとともに、つくり育てる漁業の推進、他産業との連携強化などを進めます。

3. 商工業

観光、農業、水産業などと連携し、地域の特色を生かした新たな地場産業の振興、育成を図るとともに、既存の商工業の活力の強化に努めます。

若者から高齢者までの雇用の場が確保されるよう、就業の場につながる新たな企業立地の促進に努めます。

高齢社会の中、身近な地域で買い物等ができるよう商店街の維持・形成に努めます。

4. 観光

町の持つ自然環境、歴史・文化、豊富な食を生かし、農業、水産業、商工業と連携しながら広域的な観光地域づくりに努め、国際化にも対応できる魅力ある観光まちづくりを進めます。

心豊かな人を育むまちづくり

1. 学校教育

子ども達が安心して学習できる学校環境を整えるとともに、学校、家庭、地域が連携して「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などを育むことができる教育活動を推進し、次代を担う心豊かな子ども達の育成に努めます。

2. 生涯学習

生涯を通じて、生きがいに満ちた心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな活動が気軽にできる地域施設の環境整備を図るとともに、子どもから高齢者までの講座の充実や参加機会の提供に努めます。

3. 生涯スポーツ

学校体育施設や既存のスポーツ施設の有効利用を図るとともに、スポーツ活動の推進に向けた指導者の育成、市民の参加促進に努めます。

4. 文化・芸術

文化財や伝統文化等の保存・継承、文化・芸術活動の充実を図ることにより、郷土に誇りと愛着を持ち、文化的でうらおいのある生活を送ることができるような環境づくりに努めます。

住民と行政の協働によるまちづくり

1. 協働と連携

様々な地域課題や多様化する公共サービスのニーズに対応するための組織づくりに努めるとともに、コミュニティ組織やボランティアグループなどが活動しやすい環境づくりを図ります。

住民と行政がそれぞれの力を発揮しながら協働と連携のまちづくりを推進することで、地域の魅力を高め、豊かな暮らしの実現につなげます。

2. 男女共同参画

男女の人権が尊重され、性別にかかわらずそれぞれの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた学習機会の充実や情報提供等に努めます。

3. 交流活動

多様な国際交流を実施しながら国際社会に対応できる人材を育成するとともに、外国人等が暮らしやすく、また訪れやすい多文化共生のまちを実現します。

また、歴史・文化、スポーツ、産業などを通じ、多くの人や世代を超えたふれあいの機会をつくることにより、交流と連携による元気なまちづくりを進めます。

4. 情報

高度情報化社会のさらなる進展に伴い、情報通信基盤の充実に努め、いつでも、どこでも、誰でも自由に行政情報を共有できるよう情報化の推進を図ります。

また、住民の行政への関心や理解を深めるために、情報提供に努めます。

5. 行財政運営

最小の費用で最大限の効果を生み出すために、柔軟で機動力のある組織運営や行政評価との連動による効果的な行財政運営を進めるとともに、広域的な連携や民間との役割分担により効率的な行財政運営を進めます。

6. 広域行政

産業、交通、教育、医療、環境・衛生、消防・防災などのさまざまな分野について、関係市町村との連携・協力を図り、各市町村の特性等を生かした広域的なネットワークによる行政を推進します。





I 重点プロジェクト

重点プロジェクト1

生活基盤の整備

重点プロジェクト2

いきいきと暮らせる健康・福祉の推進

重点プロジェクト3

地域資源を生かした産業の活性化

重点プロジェクト4

協働によるまちづくりの推進

I 重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

基本構想の期間中に取り組む施策のうち、特に重点的に取り組むことにより、基本構想に掲げる将来イメージ「人と自然！ みんなの汗で光るまち」を実現する上で原動力となる施策・事業を重点プロジェクトに位置づけます。

重点プロジェクトとしては、暮らしやすい環境、豊かな暮らしを実現するため、主に「経済力の強化を図る」、「人口減少をくい止める」ことのできる施策・事業として4つの重点プロジェクトを設定しました。

この重点プロジェクトを実施することで、計画全体の着実な推進を先導していきます。

《目的》

経済力の強化を図る

人口減少をくい止める

《方法》

- ・ 既存産業の振興
- ・ 新たな産業の創造
- ・ 地域産業の連携
- ・ 後継者の確保・育成
- ・ 観光・交流事業の展開
- ・ 協働のまちづくりの推進

- ・ 定住向けの住宅の確保
- ・ 雇用の場の創出・確保
- ・ 交通の利便性の向上
- ・ 地域の魅力・生活環境の向上
- ・ 健康づくりと子育て支援の充実
- ・ 愛着の持てる地域づくり

《重点プロジェクト》

重点プロジェクト1：生活基盤の整備

重点プロジェクト2：いきいきと暮らせる健康・福祉の推進

重点プロジェクト3：地域資源を生かした産業の活性化

重点プロジェクト4：協働によるまちづくりの推進

暮らしやすい環境、豊かな暮らしの実現

重点プロジェクト1 生活基盤の整備

1. 南知多町の特性と背景

本町では、これまで土地区画整理事業などを通じて、優良な宅地を供給してきました。しかし、市街化区域内には、依然として土地区画整理事業等の面整備が行われていない低・未利用地が残っています。また、空き地や空き家なども増加傾向にあります。

こうした未利用地の資源を有効活用することで、新たな定住の受け皿となる良好な居住環境の整備を進め、人口減少や活力の低下に歯止めをかける必要があります。

また、モータリゼーションの進展や少子高齢化の影響などによって路線バスの利用者が減少するとともに、離島を結ぶ海上交通についても利用者が減る中で、路線の廃止や運賃の値上げなど公共交通のサービス低下が懸念されています。学生の通学や高齢者の移動などの生活交通の確保、利便性の向上を図るために、地域ぐるみによる公共交通の再編が求められています。

今後、本町における定住促進を図り、誰もが安心して暮らし続けられる生活環境を維持するために、住まいの受け皿となる低・未利用地の有効活用や、日々の暮らしの利便性を確保するための公共交通の再編といった新たな都市の活力や成長力を生み出す基盤づくりを推進することが不可欠となっています。

2. まちづくりの目標

- ①子育て世代の住まいや町外からの移住の受け皿となるような住宅地を供給し、良好な市街地の形成を図ります。
- ②空き家等を有効活用した定住対策を進めます。
- ③バス、航路、鉄道の連携を図り、地域住民のニーズにあった利便性の高い交通体系の整備を進めます。

3. 取り組み内容

(1) 良質な住宅地の供給**① 良質な住宅地の整備方針の検討****【ねらい】**

- ・市街化区域内の低・未利用地の整備の方針を明確にします。

【概要】

- ・土地区画整理事業などの基盤整備の実現に向け、県をはじめ関係機関との調整を行いながら整備方針を検討します。

② 良質な住宅地の供給**【ねらい】**

- ・市街化区域内の低・未利用地の整備の方針に基づき良好な居住環境の形成をめざします。

【概要】

- ・市街化区域内の低・未利用地の活用の促進を図るとともに、土地区画整理事業等を推進し、住宅地の供給に努めます。

(2) 定住促進に向けた空き家等の有効活用**① 空き家等の総合的な情報の発信****【ねらい】**

- ・空き家等の有効活用を通して、定住促進及び都市との交流の促進を図り、地域の活性化につなげます。

【概要】

- ・地域と連携しながら、空き家等の実態調査を継続的に実施します。
- ・所有者の理解と協力を得ながら、賃貸・売却のできる空き家等を登録し、「空き家バンク」としてデータベース化するとともに、空き家等の情報を提供します。
- ・定住促進を図るための「交流・体験」「就業」「生活環境」などの情報を提供していきます。

② 定住促進に向けた支援・コーディネート**【ねらい】**

- ・南知多町で働きたい人、暮らしたい人、一時滞在したい人のための具体的な各種支援やコーディネートを行います。

【概要】

- ・定住希望者のニーズに応じて、U・I・Jターン相談、暮らしや職業体験事業などの個別相談を行います。
- ・移住者を受け入れる地域などへの支援や移住者とのコーディネートを実施します。

(3) 地域のニーズにあった公共交通の整備

① 地域のニーズにあった公共交通等のサービスの改善

【ねらい】

- ・ 現行の交通体系を見直し、公共交通の維持・活性化を図ります。

【概要】

- ・ 地域公共交通総合連携計画に基づき、バスなどを地域のニーズにあった形態やルートにより運行します。
- ・ 地域ぐるみによる公共交通の維持・活性化を図るために、地域単位でバス交通の課題などを話し合うとともに、地域の各種団体等へ利用促進や運行事業への協力を呼びかけます。
- ・ 海上交通と陸上交通との乗継ぎの利便性向上を図ります。

② 地域との連携による公共交通事業の実施

【ねらい】

- ・ 地域ぐるみで公共交通を守り育てるために、公共交通の利用促進や事業運営への住民や企業等の参加・協力を進めます。

【概要】

- ・ 商店や観光施設などとタイアップしてバスの利用促進を図ります。
- ・ 事業者、各種団体、町民などから協賛金や広告料などを得て、効果的な事業運営を図ります。



重点プロジェクト2 いきいきと暮らせる健康・福祉の推進

1. 南知多町の特性と背景

近年、本町においても少子化・核家族化、近隣関係の希薄化等が進む中で、子育てについての知識を得る機会が少ないために不安や悩みを抱える親、地域の中で孤立する親が増えています。また、家族の理解がないために子育てを負担に感じる親も少なくありません。一方で、町内では自主的な子育てサークルの活動もあまり活発でないのが現状です。

こうした不安や負担感から生じるストレスは、児童虐待や育児放棄などのさまざまな問題へ発展してしまうこともあります。

子育てしやすく、心豊かで健やかな子どもを育むことができる南知多町にするために、地域・世代間・親子同士の交流を図りながら、地域で支え合う子育て支援を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを推進していくことが求められています。

また、高齢者がいつまでも元気に安心して暮らせる環境を整えるためには、計画的な施策の実践を通じて健康な高齢者を増やすとともに、世代間交流などを通じて高齢者の知識や経験を様々な分野のまちづくりに生かすことで、高齢者の社会参加や生きがいつくりにつなげることが重要です。

そこで、「けんこう南知多プラン」「南知多町次世代育成支援行動計画」「高齢者福祉計画」等の実践を通じて、住民相互の支え合い・助け合いによる地域福祉の向上に向けた協力体制を構築し、地域ぐるみで子育て・高齢者福祉の充実を図り、いきいきと暮らせる健康・福祉のまちをめざすことが重要です。

2. まちづくりの目標

- ①地域で支え合う子育て支援を充実し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。
- ②高齢者が、暮らし慣れた地域でいつまでも健康で生きがいのある生活がおくれるようにします。
- ③地域や世代間などの多様な交流を促進し、住民と行政が相互に支え合い、助け合う協働型の地域福祉を推進します。

3. 取り組み内容

(1) 子育てしやすい環境づくり

① 放課後児童クラブ（学童保育）の実施

【ねらい】

- ・保護者が仕事等で昼間家庭にいない子どもに対して遊びや生活の場を与えることを通し、子どもの健全育成を図ります。
- ・仕事と子育てが両立しやすい環境を整えます。

【概要】

- ・放課後に保護者が労働等により不在となる家庭の小学校低学年児童に対する健全育成事業（放課後児童健全育成事業）を実施します。
- ・ニーズの把握や活動場所の確保などの課題について検討します。

② 子育てサークルの育成・支援

【ねらい】

- ・子育てサークルの支援を通して、地域全体の子育て力を高めます。

【概要】

- ・既存の子育てサークルを支援するとともに、新たなグループを育成するために、活動場所の提供や交流会の開催、情報誌の発行、アドバイザー派遣などの支援を充実します。

③ 協働による地域子育て支援機能の推進

【ねらい】

- ・地域における子育て支援機能の充実を図ります。

【概要】

- ・子育てに関する情報提供や相談・援助、子育て親子の交流を全町的に推進するための拠点として、子育て支援センターの機能の強化を図ります。
- ・高齢者などのボランティアによる子育て支援への参加・協力を促します。

(2) 高齢者の健康と生きがいづくり

① 世代間交流・健康増進イベントの実践

【ねらい】

- ・高齢者ができる限り介護を要する状態になることなく、健康で生きがいのある生活がおくれるようにします。
- ・世代間の交流を促進することで、高齢者の生きがいや子どもの社会性を育むとともに、高齢者の知恵や経験を、次世代に伝承します。

【概要】

- ・高齢者と小学校等の連携により、軽スポーツやレクリエーションなどを取り入れた世代間交流・健康増進イベントなどを行います。

② 介護予防や健康的な食生活による健康づくり

【ねらい】

- ・住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるようにします。
- ・できる限り介護を要する状態になることなく健康で生きがいのある生活がおくれるようにします。

【概要】

- ・健康教育や個別相談、訪問指導などの保健事業を拡充し、ライフステージに応じた介護予防・健康づくりを推進します。
- ・地域の食材を活用して、安全安心で健康的な食生活をおくることができるように、食生活改善推進員の指導のもとで食生活の改善を行います。

③ 高齢者のボランティア活動への参加促進（人材発掘・育成）

【ねらい】

- ・元気な高齢者に、地域づくりへの参加を促すとともに、ボランティア活動を行うための基本的な知識等を習得するための教室を開催します。

【概要】

- ・ボランティア活動への参加者を発掘するとともに、ボランティア養成講座などの研修会を開催して、高齢者のボランティア活動への意識啓発を図ります。

④ 「(仮称) シニア人材バンク」によるボランティア活動への橋渡し

【ねらい】

- ・豊富な知識や経験を有する高齢者に、地域づくりの担い手として活躍して頂くとともに、高齢者の社会参加・生きがいづくりにも結びつけます。

【概要】

- ・ボランティア参加希望者や研修の受講生を「(仮称) シニア人材バンク」に登録し、紹介・あっせんします。
- ・スクールガード等の子どもの見守り活動、子育て支援、高齢者の安全安心など、高齢者のサポートを必要としている組織・活動を掘り起こし、コーディネート及びマッチングを支援します。



重点プロジェクト3 地域資源を生かした産業の活性化

1. 南知多町の特性と背景

本町は海の幸、里の幸が豊富で、食料自給率も高いことが強みとなっており、それに関する農業、漁業の第1次産業をはじめ、食品加工業などの第2次産業、観光業などの第3次産業が営まれてきました。しかし、産業の低迷により後継者、担い手不足を招くとともに、町民のニーズに対応した雇用の場がないことなどから一層の人口の減少を招いています。

このような中、観光面においては現在、国では観光立国の実現に向けて、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、複数の観光地が連携して2泊3日以上滞在型観光を目指す「観光圏」の形成を促進しています。知多半島においても平成21年3月に知多半島5市5町、観光協会、商工会議所・商工会等により「知多半島観光圏協議会」を設立し、「知多半島観光圏」の形成を目指していくなど、広域的な視点での観光推進が進められています。

そこで、本町においても既存産業の連携などを図り、南知多ブランドを創出するなど、付加価値の向上や高度化を進めるとともに、食をはじめ、環境や健康をキーワードに観光交流の推進を図り、新たな雇用の場の創出と交流人口の増大を図るなど、地場産業の活性化を図っていくことが求められます。

2. まちづくりの目標

- ①農業、漁業、商業、工業、観光業が連携して南知多ブランド化と販売促進を進めるとともに、地域資源を生かした新たなビジネス創造を進めながら雇用の場の確保に努めます。
- ②交流人口から定住人口の確保につなげていくために、地域資源を有効に活用して農漁村をゆっくり、のんびりと楽しむ体験交流型観光の展開を進めるとともに、交流人口の増大に向けて広域連携や民間企業との連携をしながら観光セールスプロモーションを推進します。
- ③将来の地場産業を支える担い手、後継者の確保・育成を進めます。

3. 取り組み内容

(1) 地域産業の活性化による雇用の場の確保**① 農漁商工観の連携体制づくり****【ねらい】**

- ・農業、漁業、商業、工業、観光業などが連携し、南知多ブランドの検討や新たなビジネス創造、拠点整備などを多角的に検討し、実現に向けて行動できる体制を構築します。

【概要】

- ・異業種交流を図り、新たな特産品の開発、体験メニューの開発に向けた検討を行います。
- ・漁港用地（豊浜石之浦等）の未利用地や遊休施設等を関係機関と協議して今後の土地利用、拠点整備の方向などの検討を行います。
- ・地域の農産物、水産物等の広域的な生産、流通、販売の仕組みを検討します。
- ・地域の安全・安心な食材を町内の宿泊施設、食事処で活用していくなど、地域産業が連携し、地産地消の推進を図ります。

② 新たな雇用の場の創出につながる産業の育成**【ねらい】**

- ・農業、漁業、商業、工業、観光業などが連携し、新たな特産品開発や地域特産品の販売などを通じて、新たな産業の育成、新たな雇用の場の確保を図ります。

【概要】

- ・地域資源を活用したり、地域の課題解決につながる新たなビジネス起業への支援を行います。
- ・農業、漁業、商業、工業、観光業などが連携し、品質管理を徹底した南知多のブランドとなる新たな特産品の開発を行います。
- ・インターネット販売などの新たな産物の販売ルートの開発を行います。
- ・都市部の中心市街地の商店街と連携し、南知多町産の産物を販売・PRするアンテナショップの開設を支援します。

③ 将来の地場産業を支える担い手、後継者の確保・育成**【ねらい】**

- ・相談機能や受入れ体制を強化するなどにより、所得の向上につなげ、各産業の担い手や後継者の確保・育成に努めます。

【概要】

- ・県、農協、漁協など関係機関で町振興協議会（仮称）を設立し、町の農業、漁業の振興方策を協議・推進するとともに、円滑な経営に必要な「資金」「技術」「販売ルート」「住宅」の確保など、担い手や後継者へのフォローアップ体制を整備します。
- ・食育や農業・漁業体験、水産加工体験などを行い、地場産業への理解と将来の担い手づくりを行います。

(2) 新たな観光交流の推進

① 観光セールスプロモーションの実施

【ねらい】

- ・ 知多半島観光圏を中心に南知多町の観光をPRするため、民間企業等とタイアップした観光資源のPR、ツアーなどを企画し、交流人口の増大を図ります。

【概要】

- ・ 観光施策全般の推進や連携を図る観光プロデューサーを養成します。
- ・ 南知多町の海と海の幸、温泉、自然、歴史文化などの資源をPRしつつ、広域的な視点で観光ルート、ツアーを民間企業とタイアップして企画します。
- ・ 地域資源を活用した環境、健康、食などに関わる各種のイベントの誘致・支援を行い、自然環境の保全、食文化の発信などにもつなげます。

② 体験交流型観光の推進

【ねらい】

- ・ 南知多町の食、自然などの地域資源を生かし、交流から定住へと発展させるため、農漁村をゆっくり、のんびりと楽しむ体験交流型観光を推進します。

【概要】

- ・ 南知多町の食、自然、産業などを生かし、食べたり、体験したりすることができる販売・体験施設の整備を推進します。
- ・ 高齢者等を活用して各種体験を指導できる人材を育成します。



重点プロジェクト4 協働によるまちづくりの推進

1. 南知多町の特性と背景

高齢者の増加や災害や犯罪に対する不安が高まる中、核家族化や地域のコミュニティ力の低下により、行政への依存度がますます高まっています。しかし、本町の財政力や成長力からすると、行政で対応できる領域には限界があります。そのため、住民の生活に必要な公共サービスを安定的に提供できるよう、公共の担い手を行政だけではなく、地域住民やコミュニティの力で行うことが不可欠となっており、全国的にも地域の安全や安心などをはじめとする協働のまちづくりが進められてきております。

本町においても、各地区コミュニティ（自治組織）を中心にまちづくりの活動が行われてきましたが、少子高齢化に伴い、その担い手が不足してきています。このような中、各地域で「まちづくり協議会」が設置され、観光や生活環境改善に向けて自立的な活動が行われつつありますが、組織体制が十分育っていない状況にあります。

そこで、南知多町でも活動するための組織づくりと組織の体制の強化、地域の担い手となる人材の育成を図りながら、住民が町の活力と魅力を高めつつ、安心して豊かに暮らせることができるよう協働によるまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

2. まちづくりの目標

- ①地域に存在する資源を基礎として、それぞれの分野で、まちに関わるすべての人が身近な居住環境を改善し、まちの活力と魅力を高め、「生活の質の向上と豊かな暮らし」を実現します。
- ②住民のまちづくりに取り組む姿勢と、それを支援する地域や自治体の仕組みをつくるため、「組織・体制づくり」を推進し、協働のまちづくりの環境を整えます。
- ③住民と行政が互いにまちづくりの主体となって、住民自らまちづくりを考え、それぞれの責任と役割分担に基づき、住民の活動をまちづくりに生かす取組みを行います。

3. 取り組み内容

(1) 協働のまちづくりの推進

① 地域の自治活動の促進

【ねらい】

- ・行政と自治活動の連携、男女共同参画社会の実現、情報交換の拡充を図り、各地区コミュニティ活動を活発にするとともに、協働のまちづくりの機運を高めます。

【概要】

- ・自主防災組織による防災訓練、高齢者単身世帯の把握などの自治活動を実施します。
- ・自治活動に若い人も高齢者も気楽に参加できるよう、親子で参加できるイベントや三世代の交流事業などを実施します。

② 地域まちづくり協議会の設置

【ねらい】

- ・地域リーダーの育成を図りながら、地域のまちづくり協議会を設立し、町夢づくり委員会や各種団体との連携を図ります。

【概要】

- ・他地域の活動情報の提供、情報交換会の開催など、町の支援制度を活用しながら、地域のまちづくり協議会を設立します。
- ・地域のまちづくり協議会をリードする地域リーダーの育成を図ります。
- ・まちづくり活動に女性の参画を促します。

③ 地域づくり活動計画の策定

【ねらい】

- ・地域の問題について話し合い、地域として何に取り組むべきかをみんなで考える場を設け、活動計画を検討・作成するとともに、活動に意欲的な人材を発掘します。

【概要】

- ・地域の課題を整理し、今後の活動計画の作成と実施体制を検討します。
- ・地域のまちづくり協議会と連携を図り、地域活動の支援を行う地域担当職員を配置します。

④ 地域まちづくり協議会の活動の活性化と組織体制の強化

【ねらい】

- ・活動計画に基づいて、地域の課題ごとの取組、活動を実施するとともに、地域での活動を活性化させるために地域間の連携体制を整えます。
- ・継続的な活動を展開するために、活動の拠点と連絡調整の窓口、事務局となる人材を確保しつつ、地域の課題解決に向けた事業を展開します。

【概要】

- ・地域の課題に応じて、その分野の専門的なNPOの協力や関係機関との連携を図り、活動の活性化を図ります。
- ・人材育成を図りながら、自立できる組織への強化を図ります。
- ・地域が主体となって取り組むべき重要課題について、地域のまちづくり協議会と町夢づくり委員会が連携し、住民と行政との役割分担のもと事業を実施します。

⑤ 持続可能な地域のまちづくり活動に向けた仕組みづくり

【ねらい】

- ・ 持続可能な活動を展開するための協働のまちづくりに向けた制度、支援策などの仕組みを整えます。

【概要】

- ・ 地域のまちづくり協議会の活動をもとに、町全体の活動計画を策定して継続的な活動を実践します。
- ・ 協働のまちづくりに関する基本理念を含めた住民主体のまちづくりを進めていくための指針を策定します。
- ・ 地域の課題解決に寄与する提案型事業への支援制度の創設について検討します。
- ・ 地域まちづくり協議会への活動助成を強化します。





第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

- ① 土地利用
- ② 都市計画
- ③ 道路・交通
- ④ 港湾・漁港・海岸
- ⑤ 水道
- ⑥ 下水・排水

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

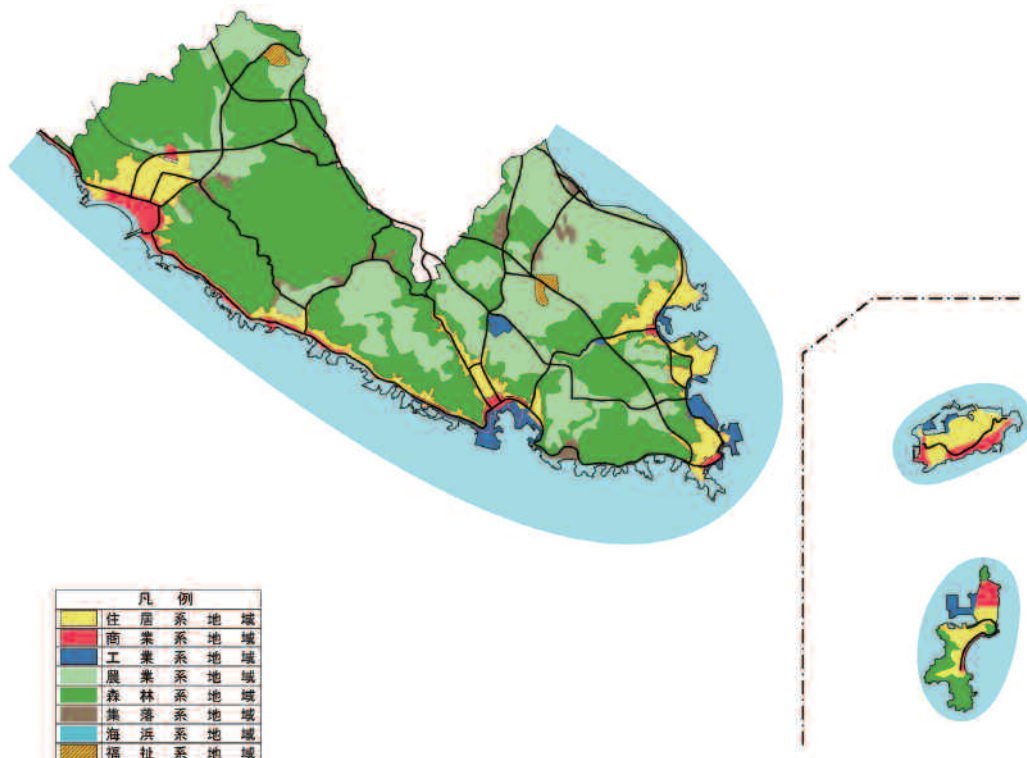
① 土地利用

◆ 現状と課題

- 本町は、知多半島南部の半島の先端に位置し、沖合には篠島、日間賀島等の島々があります。町の大きさは東西に15.0km、南北12.1km、総面積38.24k㎡で、北部は美浜町に接し、東は三河湾、南西は伊勢湾に面し、三方を海に囲まれています。半島の中央部はなだらかな丘陵地となっており、最も高い高峰山で標高128mとなっています。
- 歴史的には天然の入江を利用した良港に恵まれ、水産業とともにまちが発展してきました。
- 本町は、町全域に農地や森林などの自然的土地利用が広がり、集落は海岸部の可住地に集中しています。農地は、起伏の激しい地形のため、整備が遅れていましたが、国営農地開発事業等の土地改良事業により生産基盤が整備され、大型機械による大規模農業が展開されています。
- 現在は人口減少や高齢化により、市街化区域内では未利用地が、農地においては耕作放棄地が増加傾向にあるため、それらの土地の有効利用が望まれています。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- それぞれの土地利用に沿った良好な市街地や農用地等が形成されています。

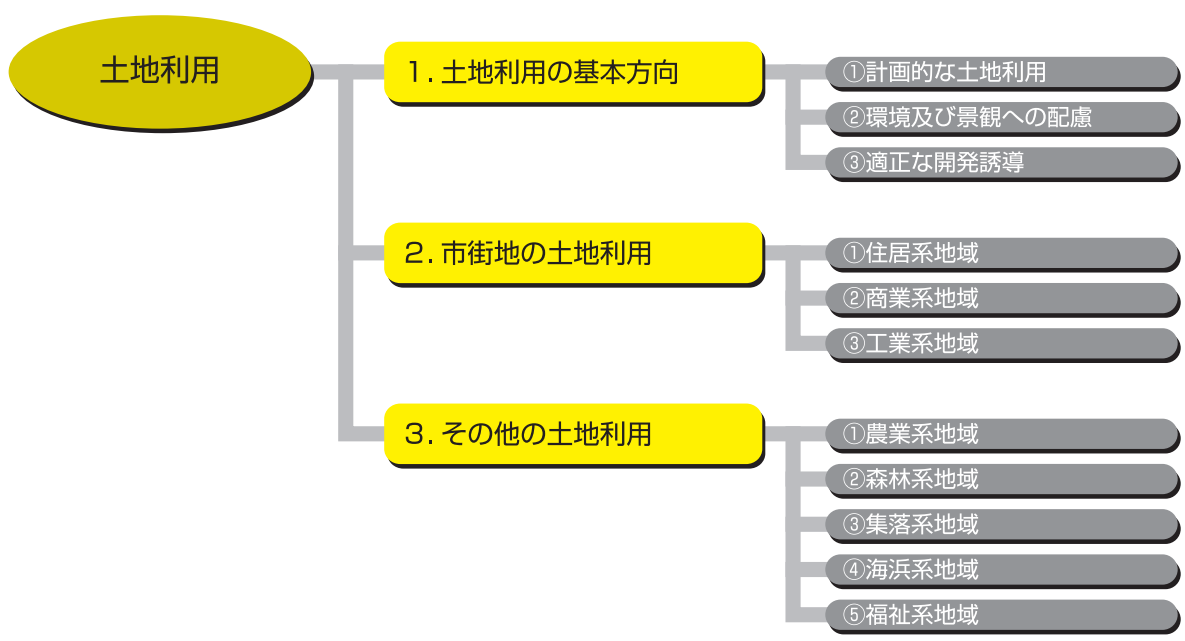


施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



施策の内容

(1) 土地利用の基本方向

① 計画的な土地利用

土地は限られた資源であり、その利用については、地域の発展に深いかわりを持つばかりでなく、将来の本町全体の姿に大きな影響を与えることから、長期的な視野に立って土地需要の動向を的確にとらえ、適正な運用を図ります。

また、土地利用区分の設定にあたっては、合理的、計画的に行うとともに、個別法による区域区分を適宜見直すなど、計画的な土地利用を進めます。

② 環境及び景観への配慮

自然環境・景観の保全をはじめ、騒音・悪臭など公害の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題に対応するため、生態系ネットワークの形成、省資源・省エネルギーの促進、美しい景観づくり、町民の環境にやさしいライフスタイルの定着など、多面的な環境・景観施策を計画的・効率的に推進し、国土の保全に努めます。

③ 適正な開発誘導

地価の安定と土地の有効利用のため、土地の取引や開発に関する適正な規制や誘導を図るとともに、必要な公共用地の確保に努めるなど、町民、事業者、行政が一体となった効果的で総合的な土地利用計画を推進します。

(2) 市街地の土地利用

①住居系地域

本町の市街地の大部分を占める住居系地域は、住宅を中心に一般店舗や民宿等も許容する地区、戸建住宅を中心とする地区、さらに週末滞在型の住宅等を中心とする地区等に区分して良好な住環境の形成をめざします。

②商業系地域

市街地の中心に位置づけ、商業・業務施設を主に誘導する地区とします。

また、内海、山海、両島では宿泊施設や観光客向けの店舗を許容する地区とし、自然的景観と調和した魅力ある商業地をめざします。

③工業系地域

プラスチック工業団地などの既存の工業集積地については保全整備を図ります。

また、知多半島道路へのアクセス利便性を生かし、県道半田南知多公園線沿いには、新たな工場の立地を推進します。

さらに、各漁港周辺では漁業関連施設が集積しており、水産加工場を中心に誘導を図ります。

(3) その他の土地利用

①農業系地域

土地改良事業等で基盤整備された優良農地が広がる農業振興地区は、地元農産物供給地として農業生産機能の増進や農地の保全に努めます。

②森林系地域

伊勢湾岸の海岸線から隆起する樹林地や内陸部に広がる樹林地は、国定公園に指定されるなど、良好な自然景観を形成する豊かな資源であることから、これらの樹林地の維持・保全を図るとともに、観光交流、環境学習としての活用を図ります。

③集落系地域

町内に点在する市街化調整区域内の集落については、周辺の農地や森林の環境と調和した良好な住環境の整備、保全を図ります。また、各産業を通じて都市住民と触れ合うことのできる地域とします。

④海浜系地域

本町は海に囲まれて、古くから漁業で栄えた町として海洋レジャーなど、他の市町村では味わうことのできない自然があります。今後は漁業と観光資源を生かして、憩いの場や交流の場、さらには環境学習の場としての役割を果たしながら、かけがえのない自然を守り、未来へ継承していく地域として保全、活用を図ります。

⑤福祉系地域

幹線道路沿いにある高齢者等の福祉施設の周辺は、緑に包まれた環境のよい地域であり、長寿社会にある本町において、今後も福祉施設等の立地誘導を図るとともに、施設周辺の環境の保全、形成に努めます。

●土地利用規制一覧

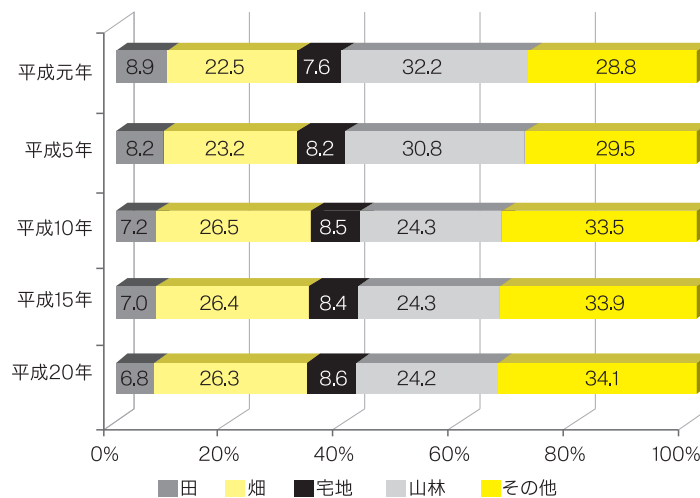
各種個別法	規制区域		面積 (ha)
都市計画法	都市計画区域	市街化区域	406
		市街化調整区域	3,248
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域		2,998
	農用地区域		989
砂防法	砂防指定区域		588
森林法	地域森林計画対象民有林		1,064
	保安林		47
自然公園法	三河湾国定公園		767
	南知多県立自然公園		2,705

資料：建設課・農業水産課・商工観光課
平成21年3月末現在

●地目別土地利用状況

単位：h a

	田	畑	宅地	山林	その他	計
平成元年	336	854	290	1,223	1,093	3,796
平成5年	313	881	313	1,173	1,124	3,804
平成10年	276	1,013	326	928	1,279	3,822
平成15年	266	1,011	323	929	1,295	3,824
平成20年	259	1,006	327	927	1,305	3,824



資料：税務課・企画情報課
平成21年3月末現在

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

② 都市計画

◆ 現状と課題

- 本町の都市計画は昭和44年5月に美浜町とともに南知多都市計画区域として指定され、そのうち、本町では両島を除き、市街化区域406ha、市街化調整区域3,248haが指定されています。なお、愛知県では平成22年度に県内6区域の都市計画区域マスタープラン*¹⁾を策定し、知多5市5町で一つの知多都市計画区域*²⁾となる予定です。
- 都市計画法による地域地区として本町では、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の8つの用途地域が指定されています。そのうち準工業地域の一部は特別工業地区に、商業地域全域と近隣商業地域の一部は準防火地域に指定されています。また、片名地区では良好なまちづくりをするための地区計画が定められています。
- 都市計画施設としては6路線の都市計画道路が都市計画決定され、順次事業が進められています。また、都市計画公園は12か所で都市計画決定され、そのうち11か所の整備がされています。その他、都市計画下水路として2路線が整備されています。
- 本町では、8か所の土地区画整理事業を実施し、良好で魅力ある市街地の形成に努め、優良な宅地を供給してきました。しかし、市街化区域内には土地区画整理事業等の面整備が行われていない低・未利用地が残っており、これらの用地の有効活用を図り、良好な市街地を形成していくために各種の都市計画制度の導入を検討していくことが求められています。

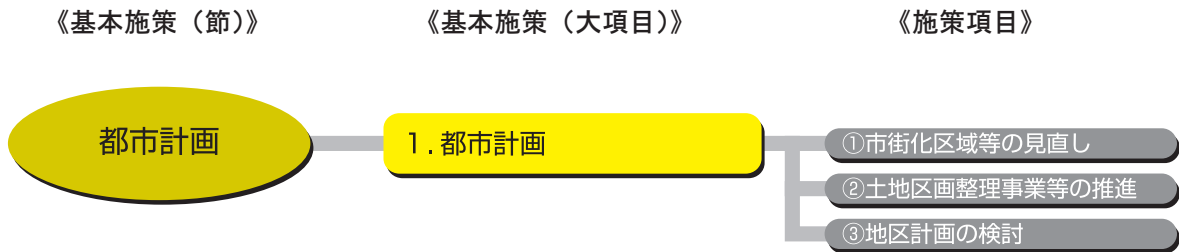
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 良好で魅力ある市街地が形成されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
土地区画整理事業施行数(箇所)	8	8	9
土地区画整理事業施行面積(ha)	36.5	36.5	38.5

施策の体系



施策の内容

(1) 都市計画

①市街化区域等の見直し

良好な都市環境を整備するため、市街化区域や用途地域等の見直しを検討します。

②土地区画整理事業等の推進

市街化区域内の低・未利用地の活用促進を図るため、土地区画整理事業等を推進し、優良宅地を供給するなど、良好な市街地の形成をめざします。

③地区計画の検討

面的な整備や計画的な土地利用の誘導を図るとともに、良好で魅力ある市街地を形成するために地区計画の導入を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
土地区画整理事業	土地区画整理組合	市街化区域内の低・未利用地を対象に公共施設の整備及び宅地の利用の増進を図るため、区画整理を行い、健全で良好な市街地を造成する。	平成22年度～



●都市計画決定の状況

種 類		面 積 等	備 考
都市計画区域		3,654 ha	篠島、日間賀島を除く全域
市街化調整区域		3,248 ha	
市街化区域		406 ha	
地 域 地 区	第1種低層住居専用地域	38 ha	
	第2種中高層住居専用地域	12 ha	
	第1種住居地域	239 ha	
	第2種住居地域	11 ha	
	準住居地域	15 ha	
	近隣商業地域	35 ha	
	商業地域	24 ha	
	準工業地域	32 ha	
	特別工業地区	6 ha	
	防火地域	- ha	
	準防火地域	30 ha	
都 市 施 設	道 路	20,130 m	知多西部線1,380m 知多東部線5,640m 河和内海線4,140m 豊丘豊浜線4,230m 大井豊浜線2,790m 内海通線1,950m
	公 園	36,963 m ²	林崎公園1,456m ² 荒布越公園1,251m ² 西園公園1,597m ² 新師崎公園2,100m ² 城下公園2,799m ² 岡部公園2,100m ² 中町公園1,751m ² 神戸浦公園901m ² 小佐公園2,547m ² みなと公園806m ² 新町公園1,347m ² 聖崎公園18,308m ²
	下水道	1,600 m	下別所下水路710m 西池田下水路890m
	ごみ焼却場	6.7 ha	大字内海字榎木、野田口の一部
地 区 計 画 等	片 名 地 区 計 画	11 ha	大字片名字浜山、田尻、蛭子の全部及び於更、長谷の一部

資料：建設課
平成21年3月末現在

《用語解説》

※1：都市計画区域マスタープラン

都市計画を進めるうえで、まちづくりの方針や将来の目標などを、住民の意見を反映させて総合的にまとめるもの。土地利用や、都市に必要な公共施設を具体的に都市計画に定めるための指針であり、これに沿って都市計画を実現していくことがバランスのとれたまちづくりへと繋がっていくことになる。

※2：都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都市計画区域は、国土の25.7%を占めているに過ぎないが、91.6%の人が住んでいる。国土交通省の見解としては、都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域を都市計画区域として指定することとなっている。一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域ととらえられている。

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
計画
第2編
基本計画

第3章

第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

③ 道路・交通

◆ 現状と課題

- 国道、県道は本町の主要幹線道路であり、集落を結ぶ生活道路にもなっていますが、特に観光客が集中する時期には、頻繁に渋滞も発生するため、道路の拡幅や歩道の整備が求められています。特に都市計画道路については、そのほとんどが国道や県道の改良やバイパスとなっているため、事業用地の確保及び財源の確保が厳しい状況にあります。県に対して積極的な対応を求めています。
- 町道は平成21年3月末現在、2,282路線、延長（実延長）453.4kmあります。そのうち集落間を結ぶ重要な幹線道路である1、2級町道については、17路線、延長27.6kmとなっており、整備状況は、改良率が60.3%、その他の町道では26.8%となっています。一部の町道では、幅員が狭い箇所が多いため、拡幅や改良等による機能の向上、歩道の設置やバリアフリー化など、高齢社会の進展や自動車利用の多様化などに対応した道路整備が求められています。
- 国道、県道は東海・東南海地震等が発生したときの救急、災害復旧の交通確保の緊急輸送路の役割を果たす主要な道路でもあるため、災害に強い道路づくりに向けて橋梁の点検、耐震対策や土砂崩れ等における道路災害対策が求められています。また、町が管理する橋梁についても今後、予防的な修繕及び計画的な架替えの必要があります。
- 町内を移動する公共交通は路線バスしかなく、鉄道、航路との連携強化が望まれるとともに、路線バスの運行本数の増加、運賃の低減が望まれます。また、島民の通勤・通学のための定期航路の運行時間の延長や運賃の低減も望まれています。

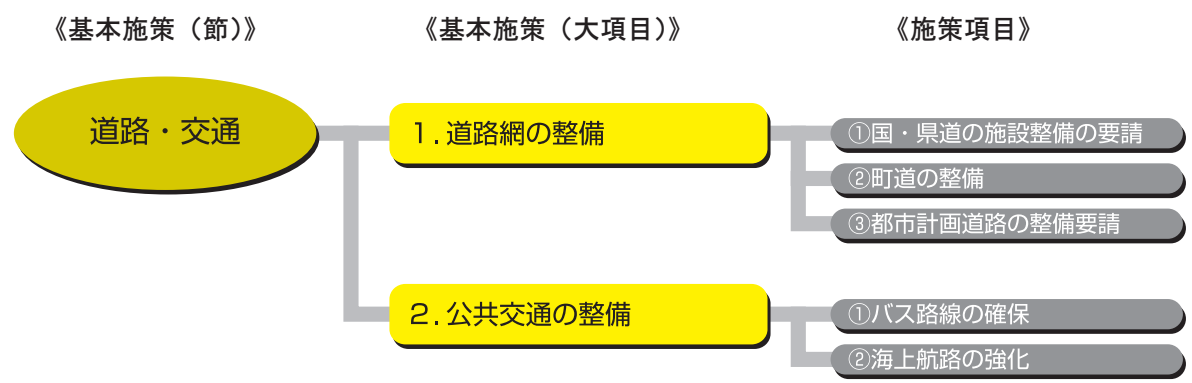
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 計画的に道路網が整備され、安全で安心して生活ができる歩車道分離型の幹線道路や災害時の緊急輸送路が確保され、周辺への環境にも配慮した道路となっています。
- 町民の足となる公共交通手段が充実し、町民生活の利便性が図られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
道路と橋の整備についての満足度(%) (住民意識調査)	24.3	27.0	30.0

施策の体系



施策の内容

(1) 道路網の整備

① 国・県道の施設整備の要請

国や県に対し、広域的な幹線道路の役割が果たせるよう、計画的な歩道の設置や道路の拡幅整備を図るとともに、災害が発生したときの救助、緊急物資の供給に必要な人員、物資等の輸送を円滑に実施するため、緊急輸送路となっている橋梁の耐震対策を要請します。

② 町道の整備

重要な路線である幹線町道^{※1)}や国・県道と接続する町道の拡幅、交差点の改良、歩道設置などの安全で快適な道路づくりに努めます。

また、橋梁については長寿命化のための修繕計画を策定し、整備を図ります。

③ 都市計画道路の整備要請

国や県に対し、計画されている都市計画道路の整備促進を要請します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
歩道設置事業 (県道豊丘豊浜線)	愛知県	計画延長 750m	平成17年度 ～25年度
道路改築事業 (県道奥田内福寺南知多線)	愛知県	計画延長 1,800m (美浜町含む)	平成18年度～
道路改築事業 町道1160号線(内海)	南知多町	道路改築工事 交差点改良・道路拡幅 延長160m	平成21年度 ～24年度
道路改築事業	南知多町	道路舗装改良	毎年度
橋梁長寿命化事業 ^{※2)}	南知多町	橋梁の点検調査、長寿命化計画の策定及び修繕・架替え	平成23年度～
街路整備事業 3・4・5河和内海線	愛知県	延長 227m	平成16年度 ～25年度
街路整備事業 3・4・6豊丘豊浜線	愛知県	延長 300m	昭和62年度～

(2) 公共交通の整備

①バス路線の確保

住民の利便性の向上と利用促進を図るため、鉄道、航路との連携を強めた地域交通体系を構築し、地域の意見を活かしながら、気軽に移動できる持続可能なバス路線を整備します。

②海上航路の強化

関係機関に対し、離島航路の定期便の増便や運行ダイヤ改正を求め、離島住民及び観光客の利便性の向上をめざします。

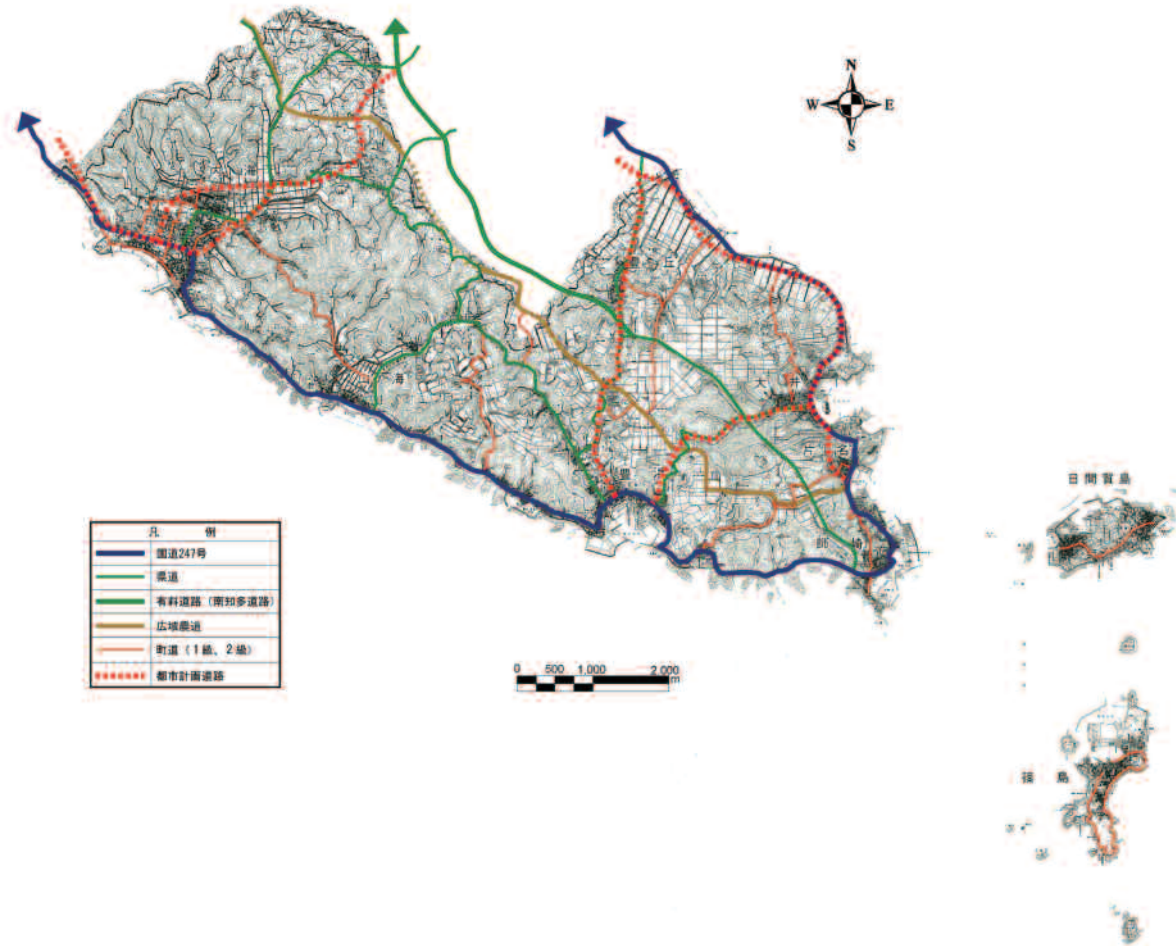
●道路の状況

	実延長 (m)	歩道延長(m)	本舗装 (m)	簡易舗装 (m)	砂利道 (m)
国 道	22,014	2,923	22,014	0	0
県 道	29,921	13,313	25,831	4,090	0
町 道	453,489	5,632	308,765	3,004	141,720
合 計	505,424	21,868	356,610	7,094	141,720

資料：建設課
平成21年3月末現在



●道路網の状況



《用語解説》

※1：幹線町道

幹線町道とは、一般国道や県道とともに幹線道路網を形成し、日常生活において根幹的な役割を担っている道路で下記のような基準により選定された路線。

幹線1級町道

主要集落（戸数50戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路や主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または、主要生産施設とを連絡する道路等。

幹線2級町道

幹線1級町道以上の道路を補完し、集落（戸数25戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路や主要交通流通施設、主要公益的施設、または、主要な生産の場を結ぶ道路等

※2：橋梁長寿命化事業

今後老朽化する道路橋の急速な増大に対応するため、橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減を図る必要があり、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図る。

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

④ 港湾・漁港・海岸

◆ 現状と課題

- 本町には2つの地方港湾として町管理の内海港と県管理の師崎港があります。このうち内海港は、古くから内海川河口の港湾として利用されてきましたが、海からの砂の流入が激しく、港湾としての機能が損なわれたため、平成3年度に千鳥ヶ浜地区の西側に新しく漁港区を主とした新港が整備されました。
- 県管理の港湾である師崎港は知多半島の陸上・海上交通の要衝であり、篠島、日間賀島、さらには伊良湖への海の玄関口にもなっています。近年は師崎港駐車場が整備され、慢性的な駐車場不足は解消されています。
- 本町の漁港には町管理漁港の日間賀、大井、豊丘、山海の4漁港と県管理漁港の豊浜、師崎、篠島の3漁港があります。このうち町管理の4漁港については、漁港整備計画に基づく整備が完了しています。県管理の3漁港については、平成19年度より、漁港漁場整備法に基づく第2次漁港漁場整備長期計画に沿って整備が進められています。今後は漁港用地の土地利用計画の変更等を図りながら、未利用地の有効利用を図ることが必要となっており、特に豊浜漁港の石之浦埋立地については、地域の活性化に向けて有効活用を図ることが望まれています。
- 本町の海岸線は門扉や水門により津波や高潮による海水の流入を防いでいます。重要度の高い海岸保全施設である門扉や水門については、県及び町において津波・高潮危機管理対策事業として平成17年度～平成23年度にかけて改修・改築を進めています。
- 町管理の門扉や水門については、津波・高潮防災ステーション^{*1)}から光ケーブルを利用して遠隔操作や接点監視等ができるような検討が必要となっています。
- 今後は港湾、漁港施設及び海岸保全施設では老朽化が進んできているものもあり、補修及び改良による機能回復を図るなど、老朽化の対策が求められます。

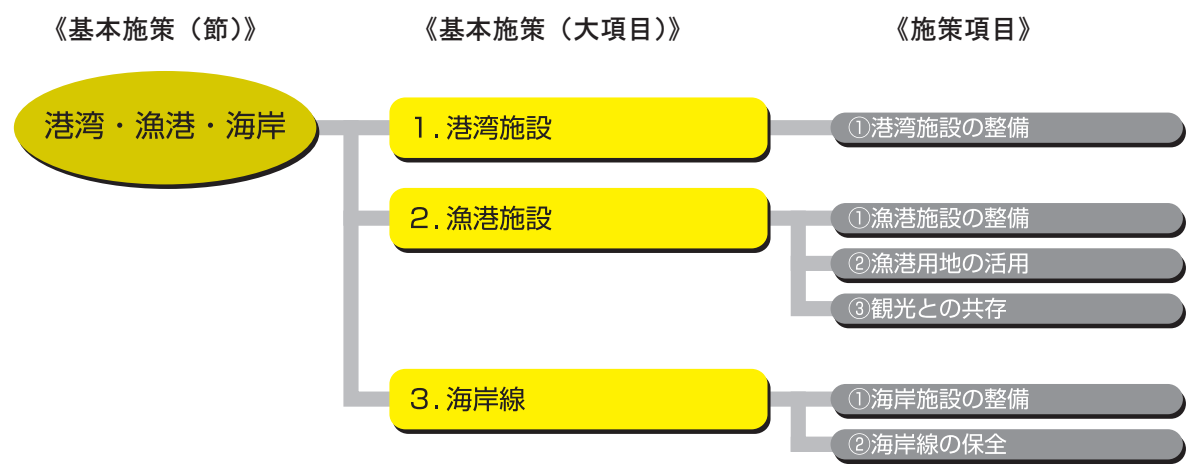
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 漁船やその他の船舶が円滑に操業できる施設が整備されています。
- 津波や高潮に対し安全な施設が整備されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
施設の老朽化対策率(町管理)(%)	0.0	0.0	50.0

施策の体系



施策の内容

（1）港湾施設

① 港湾施設の整備

老朽化が進んでいる港湾施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。なお、県管理港湾である師崎港の老朽化した施設については、県に対して改修等を要請していきます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
老朽化対策緊急事業 (師崎港)	愛知県	港湾施設老朽化対策	平成23年度～
老朽化対策緊急事業 (内海港)	南知多町	港湾施設老朽化対策	平成24年度～

（2）漁港施設

① 漁港施設の整備

老朽化が進んでいる漁港施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。なお、県管理漁港である豊浜、師崎、篠島の各漁港整備や老朽化した施設については、県に対して改修等を要請していきます。

② 漁港用地の活用

漁港用地内の未利用地を有効利用するため、愛知県や漁業協同組合等と協議し、土地利用計画の見直しも合わせて検討をしていきます。

③ 観光との共存

本町の基幹産業である観光と水産業が連携し地域の活性化に向け、地域住民、漁業協同組合、関係機関と協議しながら漁港用地の有効利用や泊地へのプレジャーボート対策を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
広域漁港整備 (豊浜・師崎・篠島漁港)	愛知県	防波堤、護岸、波除堤、用地護岸、泊地、物揚場、道路、野積場等	平成14年度～24年度
漁港漁場整備事業	愛知県	防波堤及び物揚場等の改良	毎年度
漁港施設改良事業	南知多町	防波堤及び物揚場等の改良	毎年度
老朽化対策緊急事業 (豊浜・師崎・篠島漁港)	愛知県	漁港施設老朽化対策	平成21年度～
老朽化対策緊急事業 (日間賀・大井・豊丘・山海漁港)	南知多町	漁港施設老朽化対策	平成24年度～

(3) 海岸線

① 海岸施設の整備

老朽化が進んでいる海岸保全施設については、補修及び改良による機能回復を図っていきます。なお、愛知県が管理する海岸保全施設については、県に対して老朽施設の改修を要請します。なお、今後は施設の長寿命化計画の策定についても検討します。また、町管理の門扉や水門については、光ケーブルを使った遠隔操作等の導入を検討していきます。

② 海岸線の保全

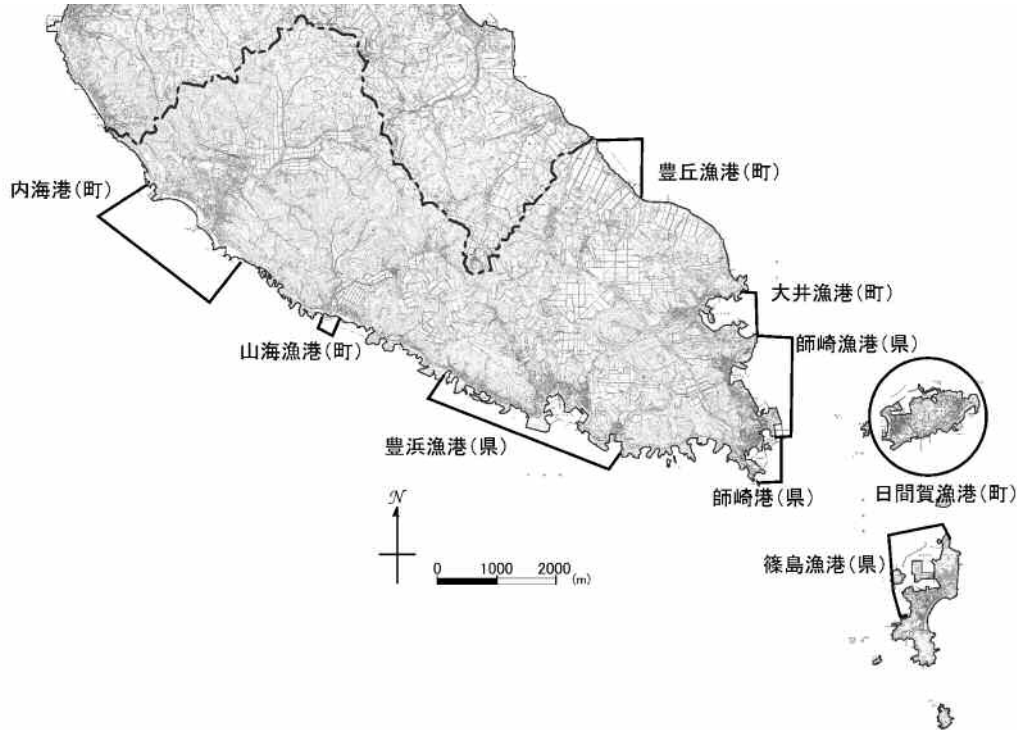
町民の財産である美しい海を将来に残すため、環境美化の活動を進めるとともに、景観や環境の整備についても検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
津波・高潮危機管理対策緊急事業	愛知県	門扉及び水門の改築 情報提供施設の設置	平成17年度～平成23年度
津波・高潮危機管理対策緊急事業	南知多町	門扉及び水門の改築	平成19年度～平成23年度
老朽化対策緊急事業	愛知県	海岸施設老朽化対策	平成21年度～
老朽化対策緊急事業	南知多町	海岸施設老朽化対策	平成24年度～



●港湾・漁港位置図



●門扉・水門等の状況

() 内は電動化予定

	門 扉 (基)		水 門 (門)		備 考
	県管理	町管理	県管理	町管理	
内 海 港		1	1 (1)	3	
山 海 漁 港		1	1 (1)		
豊 浜 漁 港	28 (5)		4 (4)		
師 崎 港	9 (2)		1 (1)		
師 崎 漁 港	18 (5)		2 (2)		片名地区含む
大 井 漁 港		11		4 (1)	
豊 丘 漁 港		3		2 (1)	
篠 島 漁 港	1				
日 間 賀 漁 港		9			
そ の 他			4 (1)		排水用等
計	56 (12)	25	13 (10)	9 (2)	
	81 (12)		22 (12)		

資料：建設課
平成21年3月末現在

《用語解説》

※1：津波・高潮防災ステーション

津波・高潮による災害を未然に防ぐため、常に津波や台風などの気象情報を収集し、水門や門扉の閉鎖を迅速に行うことを目的に、集中管理を行うための拠点施設。

第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

⑤ 水道

◆ 現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和40年に簡易水道を統合して創設され、計画一日最大給水量3,586m³／日の規模で愛知県営水道から浄水の供給を受けて給水が開始されました。それ以降、町勢の発展とともに拡張整備事業を行い、現在は平成12年の第5期拡張整備事業により水道事業を経営しています。
- この第5期拡張整備事業では、水道事業の合理的経営に向けて広域化を図り、篠島、日間賀島及び佐久島を給水区域に加えて、給水人口24,100人、一日最大給水量22,500m³／日の規模に拡大しています。しかしこれらは、大規模な内陸部開発土地利用構想に基づく水需要が予測されたためであり、現状より過大な容量を見込んでいることから、水需要の見直しが必要となっています。
- 本町の水道は愛知県営水道から内海配水池（第1供給点）、古布ポンプ場（第2供給点）、豊丘ポンプ場（第3供給点）を供給点に各地区へ配水を行っています。古布ポンプ場では岩屋配水池・豊丘配水池へ、また豊丘ポンプ場では大井配水池へ、さらに篠島・日間賀島及び佐久島の各配水池への水の供給は、師崎ポンプ場にて自然流下及び加圧送水を行っていますが、効率的な配水方法を検討していく必要があります。
- 今後、安全で安定した水の供給を維持していくために、地域の特性にあわせた施設計画を明確にする必要があります。また、町内の各施設は、昭和40年代に構築されたものが多く、老朽化への対応、耐震性の向上による水道機能の安全性の確保が求められています。
- 水道施設を維持管理していくためには、財源を確保する必要があり、人口減少、漁業・観光等の産業動向などにより、給水収益が予測以上に減少した場合、水道料金の値上げも視野に入れた財政計画の見直しが必要となっています。

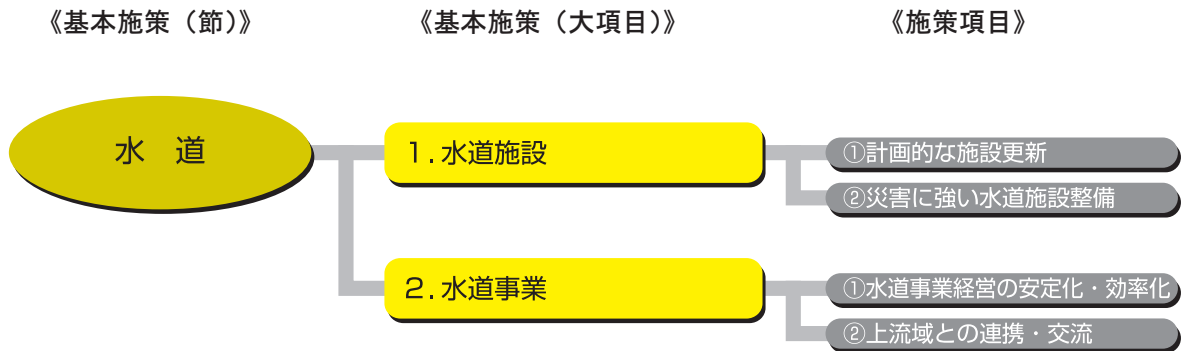
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 安全な水の安定供給と効率的な水道事業経営が維持されています。
- 水道施設の老朽化への対応、耐震性の向上による水道機能の安全性の確保がされています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
年間給水量 (m ³)	3,909,140	3,547,638	3,346,685
一日平均給水量 (m ³)	10,710	9,693	9,169
有収率 (%) ※1)	90.40	93.09	95.00

施策の体系



施策の内容

(1) 水道施設

① 計画的な施設更新

町内水道施設を施設と管路にわけて、目標年次までの更新計画を策定します。また、計画配水量の減少に併せた配水区の見直しを検討し、より効率的・効果的な運営を図ります。

② 災害に強い水道施設整備

町内の施設は、昭和40年代に建設された施設も存在し、更新時期を迎えてきていることから、施設の更新を図るとともに、東海・東南海地震に備え、施設の耐震化を図っていきます。また、災害時の給水体制の強化を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
日間賀島海底管耐震工事	南知多町	基幹配水管路耐震化	平成21～28年度
内海配水池耐震化工事	〃	配水池耐震化、電気計装・薬注設備更新	平成28～29年度
大井配水池耐震化工事	〃	〃	平成24年度
豊丘ポンプ場耐震補強工事	〃	受水槽耐震補強、外構整備	平成22年度
古布ポンプ場設備更新工事	〃	電気計装設備、ポンプ更新	平成32～33年度
篠島配水池耐震化工事	〃	配水池耐震化（改築または新築）	平成22～23年度
日間賀島配水池耐震化工事	〃	〃	平成24～25年度
大井配水池配水管路耐震工事	〃	基幹配水管路耐震化	平成23年度
大井配水区管路耐震工事	〃	〃	平成25～27年度
内海配水区管路耐震工事	〃	〃	平成28～29年度
岩屋配水区第2配水管路整備工事	〃	〃	平成30年度
大井・岩屋配水区連絡管路新設工事	〃	〃	平成31～32年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
配水池の耐震化（％）	28.6	85.7	100.0
主要配水管路の耐震化（％）	0.0	44.0	100.0

（２）水道事業

①水道事業経営の安定化・効率化

水道の料金収入は、人口減少、近年の景気低迷、節水意識の浸透により、使用水量が減少する中で、将来的にも増加が見込めない状況となっているため、健全な経営に向けて業務の効率化に努めるとともに、中・長期にわたる財政計画を策定し、安定した財政基盤の強化を図ります。

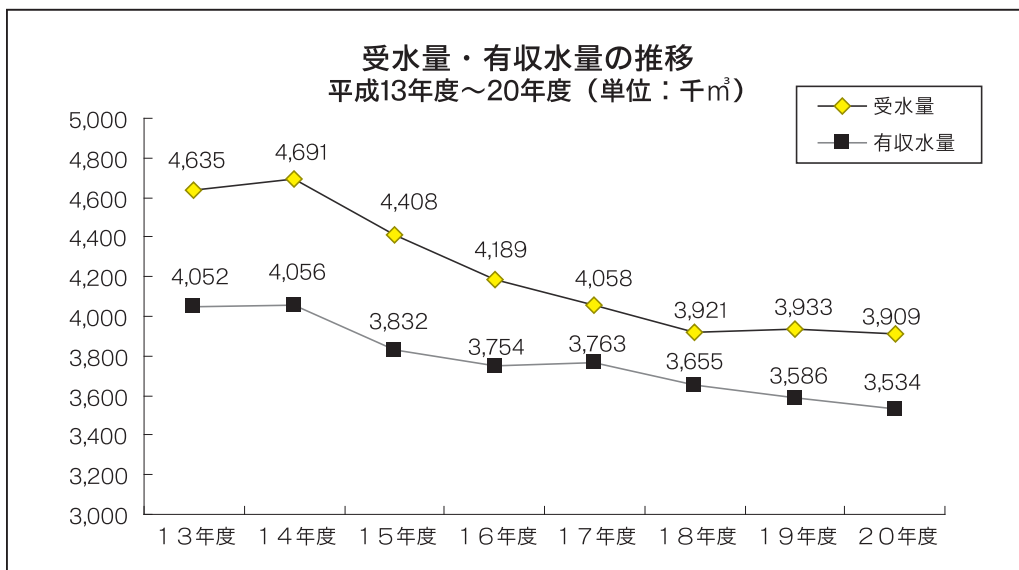
水道事業への市民の関心を高める情報提供を行い、安心できる水道の普及、ボトルウォーターからの転換を推進し、需要の拡大を図ります。

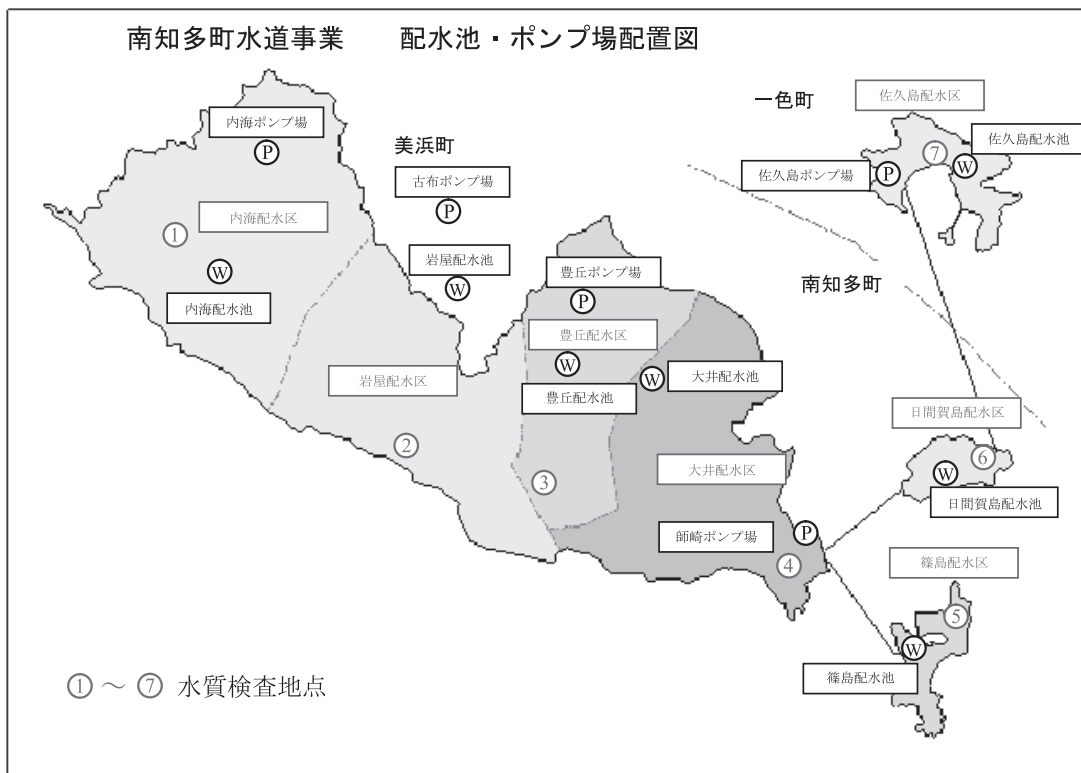
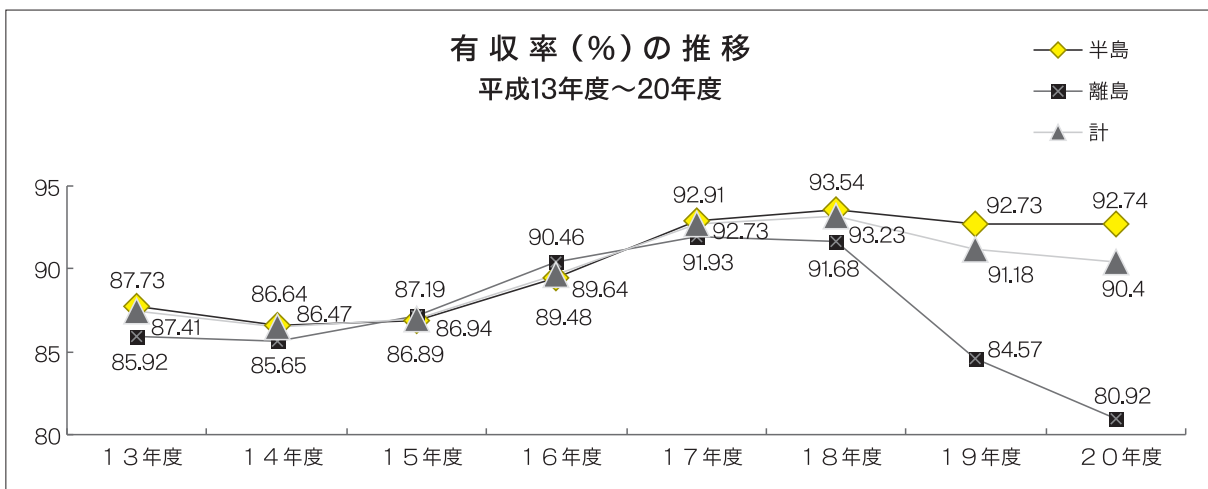
②上流域との連携・交流

安全で、安定的な水の供給を図るため、水源地の保全等を目指して、水源地域の市町村との交流を下流域の市町と連携して進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
県水道ブロック協議会ふれあい事業	県水道ブロック協議会	水源地（木曾川水系：岐阜県王滝村、長良川水系：岐阜県山県市等）で草刈、間伐作業、村民との交流等実施	平成21年度～





《用語解説》

※1：有収率 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率で、次により算出されます。

$$\text{有収率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}}{\text{年間総給水量 (m}^3\text{)}}$$

(平成20年度 90.40 3,533,678 3,909,140)



第1章 住みよい暮らしを支えるまちづくり

⑥ 下水・排水

◆ 現状と課題

- 本町では、総合的な下水、排水対策を進める目的で、各地域の特性、事業採択条件等に基づいて、生活排水処理事業が進められてきました。このうち日間賀島地区では、漁業集落排水施設^{※1)}が整備され効果をあげていますが、その他の地域については、将来の集合処理（下水道等）を念頭に置きながらも、社会の急激な変化や町の財政状況等を考慮し、現在は、投資効果の発現が早い個別処理（合併処理浄化槽）による整備を推進しています。
- しかし、合併処理浄化槽の普及についても依然として低い水準にあり、町人口の3/4以上の方の生活雑排水が、そのまま公共水域に流出している状況となっており、今後も引き続き、各事業の特性、効果、経済性等を十分検討し、効率的な整備を図ることが課題となっています。
- 内海地区では市街地の浸水を防除するために都市下水路2路線が整備され、浸水防除に効果を発揮していますが、今後も流下能力に影響を及ぼさぬように、適正な維持管理を図る必要があります。
- 町内の河川は、雨水等の放流先として重要な役割を担っています。町内には県管理の2級河川^{※2)}が2河川、町管理の準用河川^{※3)}が8河川と普通河川^{※4)}が53河川あります。これらの河川の一部では施設の老朽化が進んでおり、河川改良工事を実施していますが、河川の中には、住宅に挟まれた小河川や排水路も多く、河川用地の確保や地域の協力が不可欠であり、計画的な排水路・水門の整備、改修計画の作成等、生活環境や防災対策にも配慮した早急な整備が望まれています。
- 2級河川については管理者である県に対し、未改修区間の整備促進を積極的に要望していく必要があります。また、町管理の河川は総延長が47km余りで、その河川のほとんどが延長2km未満と短く、短時間で海まで流出していますが、低地部の浸水対策は大きな課題であり、浸水被害を最小限に抑えるよう施設の整備を図るとともに、関係住民に対して危険区域の周知や情報の提供などの防災体制の強化にも取り組む必要があります。

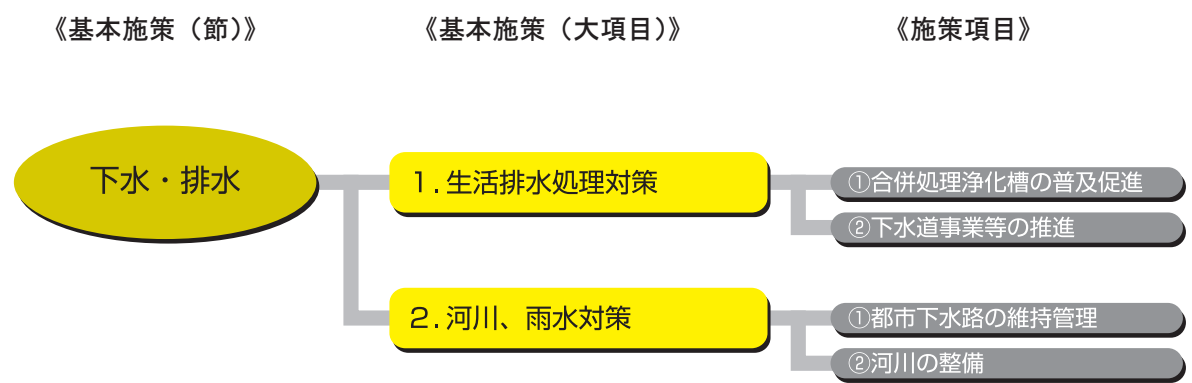
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町民が、自然にやさしく、安全かつ快適に暮らすことができる環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値			目標値		
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
汚水処理人口普及率(%)	24.0	40.0	50.0			

施策の体系



施策の内容

(1) 生活排水処理対策

① 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽の普及を促進し、良好な生活環境の確保と水質保全を図ります。

② 下水道事業等の推進

合併処理浄化槽と下水道等との適切な選択により、過大な投資を避け、効率的な整備を図ります。

(2) 河川、雨水対策

① 都市下水路の維持管理

流下能力に悪影響を及ぼす土砂排除など、都市下水路の適正な維持管理に努めます。

② 河川の整備

県管理の2級河川（内海川と山海川）については、県に対して未整備区間の改修を要請していきます。

町管理の準用河川や普通河川については、未整備区間や既設河川断面の不足箇所及び浸水対策の必要な低地部等について、計画的に安全な河川・排水施設の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
緊急防災対策河川事業 (2級河川 内海川)	愛知県	河川延長2,877m 改修済延長1,770m	未定
緊急防災対策河川事業 (2級河川 山海川)	愛知県	河川延長1,142m 改修済延長129m	未定
河川改良事業	南知多町	流路工、水門設置等 1式	平成25年度～

●河川の状況

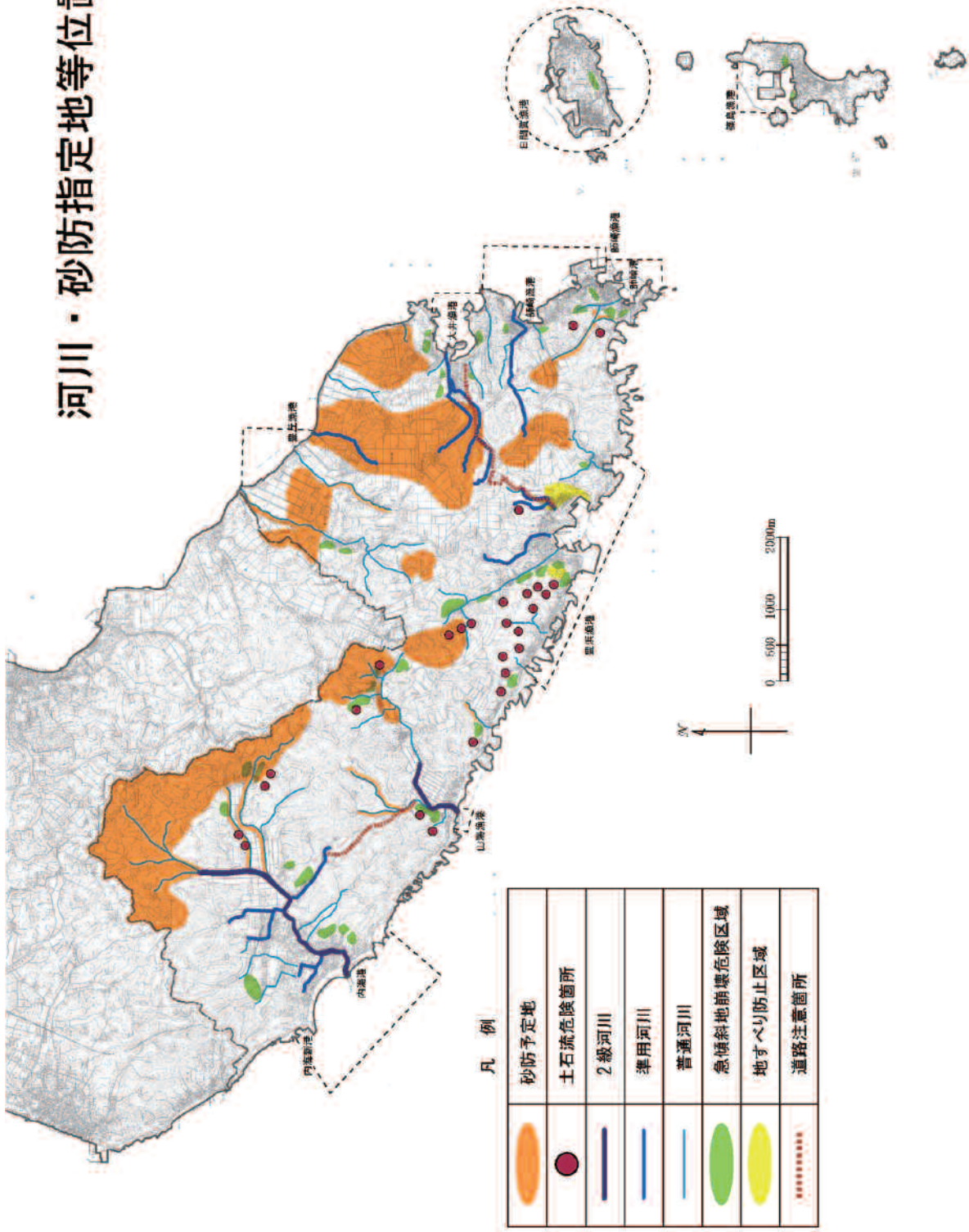
河川の種類	水系名	河川名	延長 (km)	流域面積 (km ²)	指定年月日
2級河川	内海川	内海川	2.877	11.3	昭和5年10月21日
	山海川	山海川	1.142	3.9	昭和27年8月28日
準用河川	2級内海川	浜田川	1.24	—	昭和49年4月1日
	〳	名切川	1.00	—	〳
	〳	福谷川	0.70	—	昭和55年4月1日
	〳	塩田川	0.80	—	〳
	単独高浜谷川	高浜谷川	1.40	—	昭和49年4月1日
	〳鳥居川	鳥居川	1.20	—	〳
	〳大井川	大井川	0.50	—	〳
	〳片名川	片名川	1.80	—	〳
普通河川	—	53河川	—	—	—

資料：建設課
平成21年3月末現在



日間賀島浄化センター

河川・砂防指定地等位置図



凡例

	砂防予定地
	土石流危険箇所
	2級河川
	準用河川
	普通河川
	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり防止区域
	道路注意箇所

《用語解説》

※1：漁業集落排水施設

下水道類似施設の一つで農林水産省事業であり、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または雨水を処理する施設である。

※2：1級河川、2級河川

河川は、河川法により管理されており、国土保全または国民経済上、特に重要であるため、政令で指定された水系に含まれる川を「1級河川」という。原則として国が管理するが、一定の区間については、都道府県に管理委託している。

1級河川以外の公共の利害に重要な関係のある水系に含まれる川を「2級河川」といい都道府県が管理を行なっている。

※3：準用河川

1級河川及び2級河川以外の小規模な川は、河川法の対象外となるが町長が指定したものは、準用河川として河川法の2級河川に関する一定の規定が準用される。

※4：普通河川

河川法の適用を受けない末端の小河川で地方公共団体の条例により管理されている。



第2章 快適で安全なまちづくり

- ① 生活環境
- ② 環境・衛生
- ③ 消防・防災
- ④ 交通安全・防犯

第2章 快適で安全なまちづくり

① 生活環境

◆ 現状と課題

- 本町の住宅は、海岸線沿いの狭い平野部に建てられており、古い木造住宅の密集地が多く存在し、道路の幅員が狭いこと等により防災上危惧される環境にあります。このような中で、良好な住宅地の整備のため、今までに8か所の土地区画整理事業^{*1)}を実施してきました。現在、施工中の事業計画地域はありませんが、市街化区域内の未整備地区については、無秩序に宅地化が進むことが予想されるため、実施可能な地域については事業の推進を図り、良好な住環境の整備に努める必要があります。
- 本町の町営住宅は、昭和28年と昭和34年の台風被災者に対する災害住宅として各地域に建設され、その後も引き続き町営住宅として6棟11戸が利用されていますが、いずれも耐用年数が経過し老朽化が進んでいます。その他に、昭和48年、平成2年、平成9年に建築した町営住宅が4棟15戸あります。これら既存の町営住宅の有効活用と地域の実情に応じた住宅供給を図ることが求められています。
- 本町は、半島側、離島部とも海に囲まれ、海岸沿いの丘陵地は緑の木々に包まれており、個性的、魅力的な景観が残っています。しかしながら、市街化区域及びその近隣には、土地区画整理事業や民間の宅地開発事業の中で整備された公園がほとんどで、1人当りの公園の面積は他の市町村より少ない状況です。町民生活をうるおいやゆとりのあるものとするために公園・緑地の整備を進めていく必要があります。
- 本町の自然、歴史、文化に根ざした魅力あふれるまちづくりを進めるためには、これらの整備等を通じた景観づくりも課題となります。
- 若者を中心とした定住対策やU・I・Jターン^{*2)}の促進に向けて、空き家等の有効利用と定住促進の施策も考えていく必要があります。
- 公共施設や公共性の高い民間施設においては、段差を解消したり、住宅内の浴室やトイレに手すりを設置するなど、高齢化社会に応じたバリアフリー^{*3)}対策への取り組みなどが求められています。

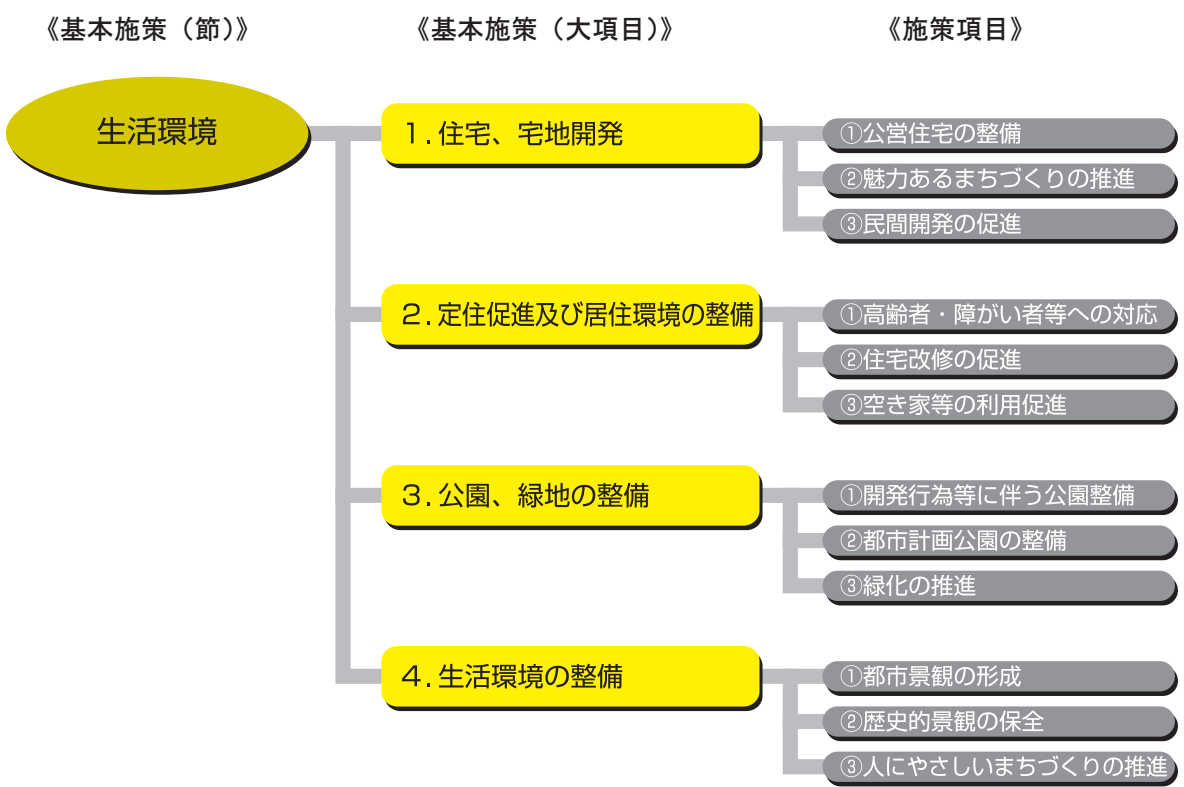
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 人と環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちになっています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
空き家情報登録制度の契約成立件数(件)	0	20	30

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 住宅、宅地開発

① 公営住宅の整備

災害住宅として建築された6棟11戸については、耐用年数が経過し、老朽化が進んでいるため用途廃止し、その他の町営住宅については、良好な維持管理をしていきます。

なお、需要が高まれば県営住宅の建設誘致の促進を検討します。

② 魅力あるまちづくりの推進

市街化区域内の未整備地においては、土地区画整理事業等を推進するため地域住民のニーズを把握するなど、地域の実情により用途地域の見直しの検討や基盤整備を進め、魅力的なまちづくりを目指します。

③ 民間開発の促進

民間による宅地開発の促進を図ります。

(2) 定住促進及び居住環境の整備

① 高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等の生活に配慮したまちづくりに向けて、公共施設のみではなく公共性の高い民間施設も対象にバリアフリー化を推進します。

②住宅改修の促進

障がい者の移動を円滑にする用具を設置するなど、バリアフリーに向けた小規模な住宅改修を伴う住宅改修費を地域生活支援事業として実施します。

③空き家等の利用促進

空き家等の有効利用と定住促進を図るため、空き家情報登録制度（空き家バンク）を構築し、若者を中心とした定住対策やUIJターンの促進に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
地域生活支援事業	南知多町	住宅改修費への助成	平成22年度～32年度
空き家情報登録事業	南知多町	空き家等の有効利用と定住促進	平成22年度～32年度

(3) 公園・緑地の整備

①開発行為等に伴う公園整備

土地区画整理事業や開発行為等にあたっては、計画的に公園、緑地の確保、整備を進め、適切な維持管理に努めます。

②都市計画公園（都市公園）※4)の整備

都市計画区域については、近隣公園等の都市公園の計画整備を検討します。

③緑化の推進

緑豊かな町のイメージアップおよび住民の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑の基本計画等に基づき、公共施設を始め町民の憩いの場、集う場所などの緑化を推進します。

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
花の苗配布事業	南知多町	公共施設などへ花の苗を配布し、緑化を推進する。	毎年度

(4) 生活環境の整備

①都市景観の形成

町内における緑地の保全や狭い道路の解消、排水路等の整備により景観づくりを進めます。

②歴史的景観の保全

本町の魅力的な歴史的・文化的資源を生かした景観の保全に努めます

③人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のみではなく、公共性の高い民間施設も対象に手すり、スロープ、車いす用トイレ等の設置を進め、人にやさしいまちづくりに努めます。

《用語解説》

※1：土地区画整理事業

土地区画整理法によって、「都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」である。

※2：Iターン

出身地とは別の地方に移り住むこと、その地の魅力を感じて出身地等の地縁のない所に移り住むこと。地図上に示せば、アルファベットのI字状となることから、こう呼ばれる。元々、出身地の地方から東京都などの都市部へ移り住むことは多かったが（一時的な就労の場合は「出稼ぎ」と呼ばれる）、「Iターン」と呼ばれる場合は、逆に都市部から全く地縁のない地方への移転という意味で言われる。

※2：Jターン

地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの中規模な都市に戻り定住する現象。人の流れを地図上に見立てるとアルファベットのJの字を描くような移動のためにこう呼ばれる。

※3：バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。

※4：都市計画公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。



第2章 快適で安全なまちづくり

② 環境・衛生

◆ 現状と課題

- 一般廃棄物処理については、本町と美浜町の2町で知多南部衛生組合を設立し、ごみ処理業務及びし尿処理業務を行っています。廃棄物は、経済状況や社会情勢等の影響によって、排出量の増大や質の多様化傾向にあり、適正処理が困難な状況になってきています。また、従来からの「ごみは燃やして埋める」という考え方を見直し、ごみの減量化（排出抑制）や再利用・資源化を推進し、併せて、ごみ焼却施設から発生する余熱等を有効利用するなど、「資源循環型社会」※1)への転換が求められています。
- ごみ処理は、離島を含め、知多南部衛生組合が許可業者に収集運搬を委託し、破碎、焼却、埋立処分を行っています。ダイオキシン類の削減対策としてごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することでコストの縮減を図ることが可能となることから、現在、「知多南部地域ごみ処理広域化計画」を策定し、平成29年度を目途として、ごみ処理施設の建設とごみ処理業務の共同運用の実施に向け、協議が進められています。また、最終処分場は、広域での共同運用から除外されており、知多南部衛生組合により新施設を建設中で、広域化後においても、現在の知多南部衛生組合の枠組において、維持管理を行っていく必要があります。
- し尿処理については、収集運搬を許可業者が行っており、知多南部衛生組合で処理されています。離島では、町が許可業者に収集運搬を委託しており、その海上輸送に係る運搬費用がごみ処理と同様に町財政への負担となっています。また、し尿処理施設（知多南部衛生センター）は、処理能力（処理量）に限界や老朽化が見られるため、将来に向けて広域化を検討しています。
- 公共下水道の整備に代わる事業として、合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、河川や流域の水質改善及び環境保全に努めています。また、保守点検や清掃及び定期的な法定検査など浄化槽の維持管理の徹底を図っていく必要があります。
- 本町の公害の状況は、住宅地域に混在する工場・事業所から発生する騒音・振動・悪臭、畜産農業・水産加工場や生活排水等による水質汚濁、悪臭等があり、近隣住民等から毎年数件の苦情があります。また、近年、不在地主等による管理不足が原因である雑草・樹木の繁茂や害虫被害及び老朽家屋の白あり被害等に対する苦情も寄せられるようになってきています。
- 近年、地球温暖化現象など地球規模の環境問題が注目されるなかで、町民一人ひとりが家庭でできることから始めるCO₂対策、環境エコライフ※2)の実践、新エネルギーの導入等を推進し、今後、さらに、町民の環境保全意識の高揚を図る必要があります。

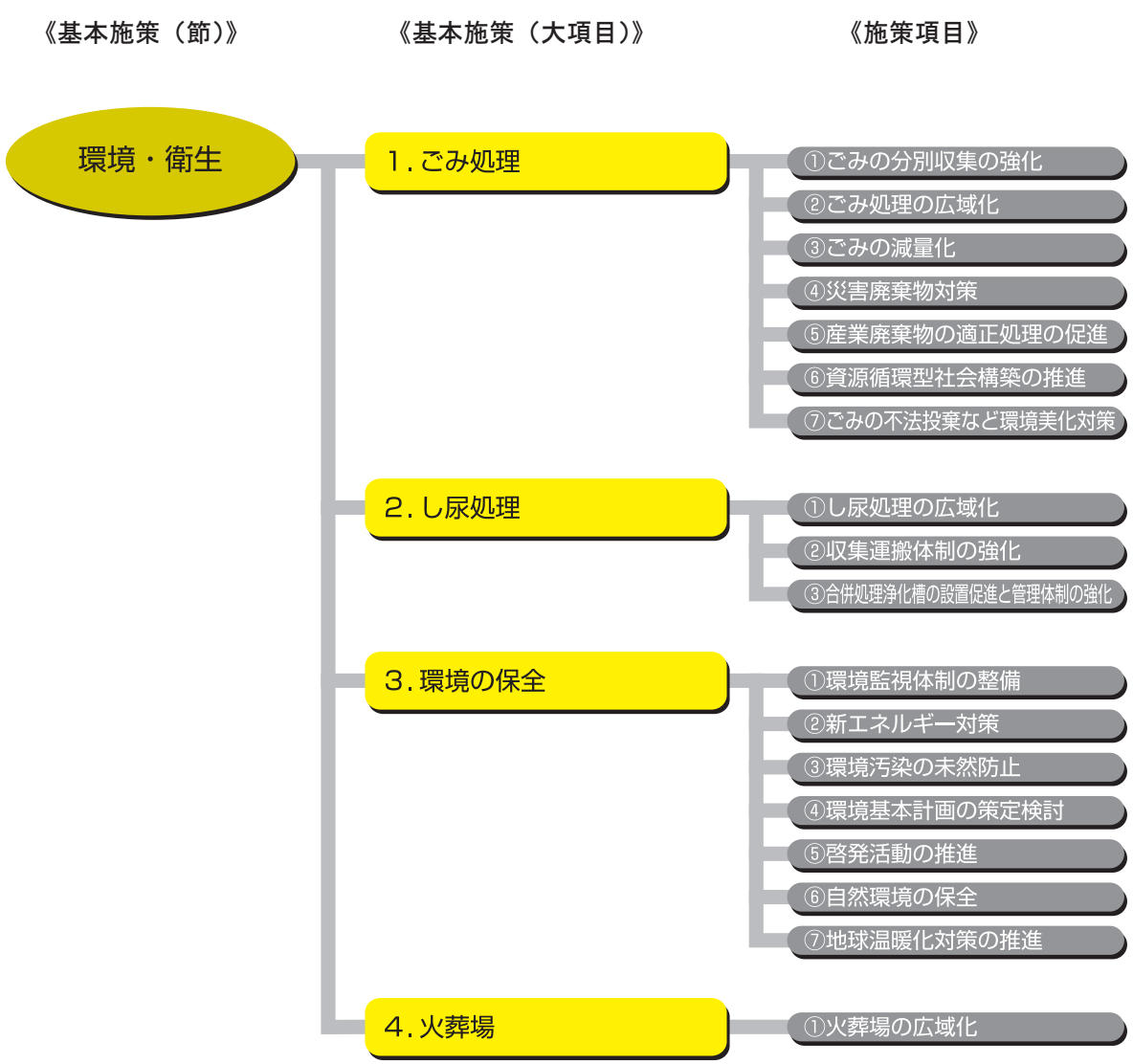
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- ごみの発生抑制や減量化、資源化が進み、「資源循環型社会」づくりが進んでいます。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
一人当たりの家庭系ごみの排出量 (g/日)	858	750	700

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) ごみ処理

①ごみの分別収集の強化

リサイクルステーション及びリサイクルプラザにより、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の分別を徹底するとともに、事業系ごみとの分別の徹底を図ります。

②ごみ処理の広域化

知多南部衛生組合と連携して、ごみ処理施設の維持管理や最終処分場の整備を図りながら、ダイオキシン類の削減対策とごみ処理経費の削減のため、ごみ処理の広域化を推進します。

③ごみの減量化

町民と一体となって、生ごみの堆肥化やバイオマスの利用、資源ごみの団体回収など減量化に努めます。

また、マイバックの推奨によりレジ袋の削減を図るなど、ごみを出さない生活を目指すとともに、過剰包装の追放や容器包装リサイクルの実施に合わせて、町民に対し、ごみ処理に係る経費の適正負担を検討します。

④災害廃棄物対策

東海・東南海地震等の予想される大災害に対応するため、町防災計画に沿った災害廃棄物処理計画の策定と実施体制の整備等を行います。

⑤産業廃棄物の適正処理の促進

町内各事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別の徹底を図り、不法投棄の防止など県と連携して産業廃棄物の適正処理を促進します。

⑥資源循環型社会構築の推進

3R（リデュース・リユース・リサイクル）^{*3)}を促進し、省資源・省エネルギー意識の一層の定着化を図り、町民と一体となって資源循環型社会構築のための取組みを推進します。

⑦ごみの不法投棄防止など環境美化対策

交通手段や道路網の整備による遠方からの不法投棄等を防止するため、定期的なパトロールなどの監視体制の強化を図るとともに、地域ぐるみで監視体制を強化していくなど、町民との連携に努めます。

また、環境美化に関する啓発活動を推進し、自分たちの周りからきれいにする地域の一斉清掃など、町民の主体的な環境美化活動を促進し、環境意識の高揚に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
ごみの分別収集の強化 (容器包装リサイクル事業)	知多南部衛生組合	リサイクルステーション等により行っている従来の分別収集に加え、容器包装(その他プラ製、その他紙製)リサイクルを実施し、更なるごみの減量化、資源化を図る。	平成24年度 ～28年度
知多南部地域ごみ処理 広域化事業	知多南部広域環境組合(南知多町を始め2市3町)	知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設(焼却、粗大・不燃、リサイクルプラザ等)を設置、管理することにより、環境への負荷やランニングコスト等の縮減を図る。	平成11年度 ～32年度
環境美化清掃活動	町内各区	地区の一斉清掃を始め、農道、水路等の環境美化清掃活動を推進し、町民の環境美化意識の高揚を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値			目標値		
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
ごみ総量に占めるリサイクルごみ量の割合（％）	13.4	20.0	25.0			

（２）し尿処理

①し尿処理の広域化

し尿処理施設は10年が経過し、老朽化及び処理能力（処理量）も限界に近づいています。今後、合併処理浄化槽の設置推進に伴い、美浜・南知多両町の処理量の増加が見込まれ、施設の維持管理費及び更新には多額の経費を要するなど、し尿処理経費の削減を図るため、広域化を検討しています。

②収集運搬体制の強化

本町のし尿（生し尿）収集運搬業務は、2業者で行っており、浄化槽清掃業である浄化槽汚泥の収集運搬業務については、3業者に許可を付与し、円滑に業務を実施しています。今後はさらに、業者間の連携を密にし、収集運搬体制の強化を図るための指導を行います。

また、離島からの海上輸送に係る運搬費用については、国や県に助成を要望していきます。

③合併処理浄化槽の設置促進と管理体制の強化

合併処理浄化槽設置整備事業を促進するとともに、清掃報告書のデータベース化を推進し、管理体制の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
合併処理浄化槽設置整備事業	南知多町	合併処理浄化槽の設置推進により河川流域の水質改善及び環境保全を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値			目標値		
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
合併処理浄化槽の普及率（％）	13.7	21.5	28.0			

（３）環境の保全

①環境監視体制の整備

県や関係機関との連携により、大気、水質等の環境監視体制の整備のほか、今後実施される各種開発行為等に対しては、環境保全のための対策を図るよう指導・調整を行います。

②新エネルギー対策

風力発電・太陽光発電など新エネルギー導入のための方策について検討します。

③環境汚染の未然防止

公害発生の原因となる工場・事業所に対し、助言や指導に努めるとともに、地域ぐるみで監視体制を強化するなど、町民との連携に努めます。

④環境基本計画の策定検討

本町における総合的な環境施策の展開を図るため、第3次愛知県環境基本計画に基づき、町環境基本計画等の策定について検討します。

⑤啓発活動の推進

町民の環境問題に対する啓発活動に努め、環境エコライフの実践や資源循環型社会の構築のためのライフスタイルのあり方に対する意識の高揚に努めます。

⑥自然環境の保全

将来にわたって美しく魅力的な自然の中で暮らし続けられるよう自然環境を保全するため、町民一人ひとりが生物多様性^{*4)}の観点から生物の生活・活動環境の保護に対する認識を持ってもらうような啓発活動を通じ、豊かな自然環境の保全に努めます。

⑦地球温暖化対策の推進

脱温暖化に向けた総合的な取組みの推進を基本とし、環境にやさしいエコライフの実践や資源の循環による環境に負荷をかけない地域づくりに努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水辺の環境保全対策事業	南知多町	環境NPOと協働し、EM活性液を使用した水辺の環境保全対策事業を実施し、流域の水質改善及び豊かな自然環境の保全に努める。	毎年度
新エネルギー導入支援事業	南知多町	太陽光発電、高効率給湯設備等の設置・導入など脱温暖化に向けた総合的な取組を支援する。	平成22年度～

(4) 火葬場

①火葬場の広域化

知多南部衛生組合との連携により、火葬場施設の整備・維持管理を図るとともに、施設の老朽化対策及び維持管理経費の削減のため、広域化を検討しています。

◎ごみ処理の状況

●ごみ総量

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収 集	6,181	6,100	6,059	5,842	5,626
※直接搬入	6,587	6,254	6,332	6,453	6,193
計	12,768	12,354	12,391	12,295	11,819

※ 直接搬入には、事業系ごみを含む。

資料：環境課 ※各年度3月末現在（単位：t）

●ごみ処理量

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
焼 却	10,710	10,453	10,602	10,471	10,373
埋 立	823	612	536	694	460
資 源	1,235	1,289	1,253	1,130	986
計	12,768	12,354	12,391	12,295	11,819

処理人口（人） 22,486 22,250 21,924 21,632 21,426

資料：環境課 ※各年度3月末現在（単位：t）

◎し尿処理の状況

●し尿処理量

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生し尿	3,341	3,228	2,934	2,980	2,899
浄化槽汚泥	12,501	11,769	11,741	11,121	11,051
計	15,842	14,997	14,675	14,101	13,950

処理人口（人） 22,486 22,250 21,924 21,632 21,426

資料：環境課 ※各年度3月末現在（単位：t）



知多南部クリーンセンター



内海千鳥ヶ浜の海岸清掃



地区一斉清掃



豊浜中村区での分別収集

《用語解説》

※1：資源循環型社会

これまでのように「大量生産、大量消費、大量廃棄等」による環境負荷社会から、限りある資源を効率良く利用し、持続ある成長を続けるためには、排出された廃棄物を単に燃やしたり、処理するだけでなく、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化するなど、環境エコライフを実践し、資源を循環させていく社会のこと。

※2：環境エコライフ

地球温暖化の防止に向け、環境にやさしいライフスタイル（暮らしの実践）や環境学習を通じて持続可能な社会づくりを目指すこと。

※3：3R（リデュース・リユース・リサイクル）

1. リデュース（ごみの発生抑制）、2. リユース（再使用）、3. リサイクル（ごみの再生利用）により廃棄物の削減や資源化に努めること。（3つの語の頭文字をとった言葉。）

※4：生物多様性

この地球上には、人類を始め約175万種（未知のものを含め3,000万種）の生き物が暮らしている。すべての生き物は、森林、河川、サンゴ礁など様々な自然環境の中に適応して生息しており、同じ種であっても個体間、生息地域等によって少しずつ違いがある。生物の多様性とは、このように自然が創り出した多様な生き物の世界のことを表す言葉であり、人類は、この生物多様性がもたらす恵みなくしては生存することができないのである。

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別計画
第2編
基本計画
第3章
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第2章 快適で安全なまちづくり

③ 消防・防災

◆ 現状と課題

- 常備消防機関は、本町と美浜町の2町で、知多南部消防組合を設立し、消防・救急業務を行っています。現在、愛知県消防広域化推進計画、及び愛知県消防救急無線広域化・共同化等整備計画に基づき、平成24年度までを目途として広域化、及び消防通信指令業務共同運用の実現に向けた協議が進められています。なお、救急業務においては、救急救命士の充実も当面の課題です。
- 非常備消防として本町消防団は、12分団506人（条例定数）の組織で編成しており、知多南部消防組合との連携のもと、火災等の緊急出動に備えています。しかし、近年は団員の確保が困難な地区もみられ、欠員を生じている分団もあります。担い手確保の問題も含めて、消防団組織の見直しが検討課題となっています。
- 本町では、平成14年に東海地震防災対策強化地域に、また平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、大規模地震の発生が危惧されております。特に住民意識調査においても消防・救急体制、防災対策の重要度が上位に位置しており、大規模地震災害をはじめ、各種災害の発生に対しての防災体制の充実が必要となっています。
- 災害発生時のライフラインや公的施設の安全性の確保、孤立化防止対策等の強化が課題となっています。さらに、自主防災組織は現在8団体あり、以前より増加しているものの、より地域防災力を強化できるよう、引き続き組織づくりを推進する必要があります。
- 非常時の町民等への伝達手段は、現在CATV（ケーブルテレビ）、オフトーク通信^{*1}）等ですが、より確実な伝達手段として同報系の防災行政無線等の整備も望まれています。
- 本町は、土石流、急傾斜地、地すべり、山地災害等の危険箇所^{*2}）が多く存在していることから、集中豪雨や台風による災害の防止対策も急務となっています。
- 町内の住宅は、現在の耐震基準に適合していない木造住宅が多くかつ密集しているため、東海地震、東南海地震が発生すると被害は甚大なものになることが想定されることから住宅等の耐震化を促進することが求められます。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

●安全なまちづくりの実現のため、町、関係団体等のそれぞれの役割が明確化され、町民一人ひとりの防災意識が向上するとともに、緊急時に備えた消防体制の充実が図られています。

◆ 現状値と目標値

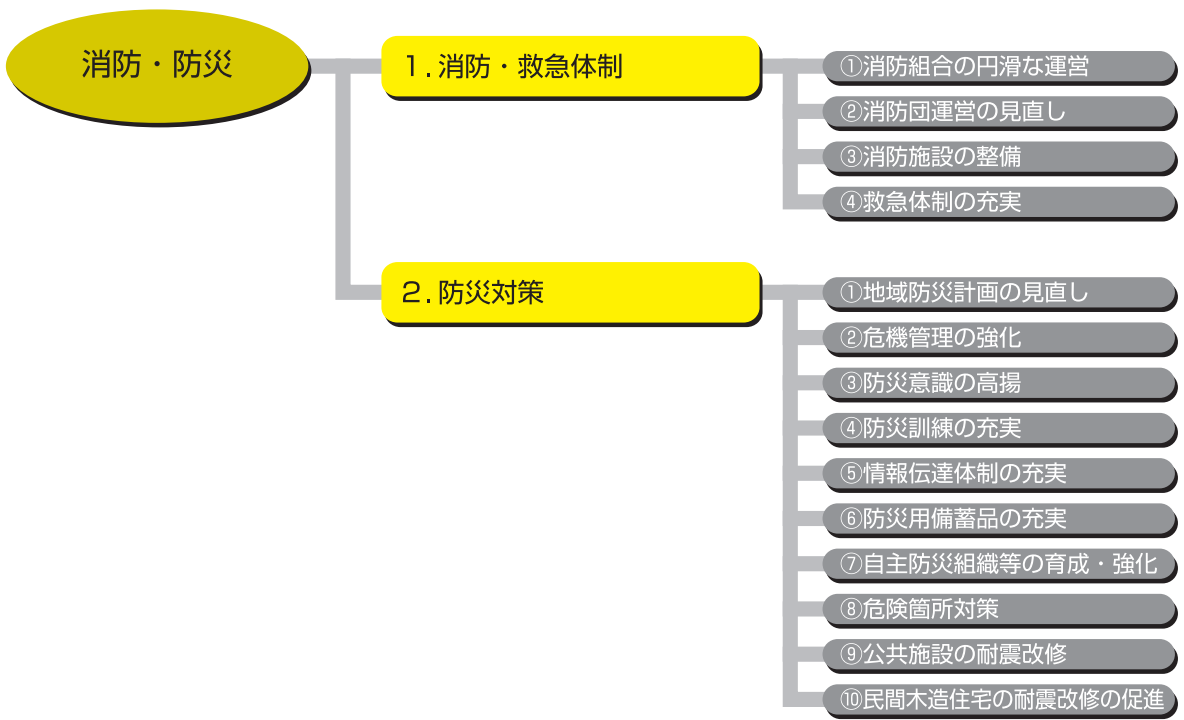
基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
防災対策に対する満足度（％） （住民意識調査）	12.0	15.0	20.0
木造住宅耐震診断実施戸数（戸）	235	700	1,200

施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



施策の内容

(1) 消防・救急体制

①消防組合の円滑な運営

災害や事故の複雑化や大規模化などの消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう地域の消防、救急業務の中核である知多南部消防組合の装備、体制等の合理化を美浜町と連携により進めます。

また、消防需要の拡大に対する消防体制の充実強化を図るため、愛知県消防広域化推進計画に沿った消防の広域化を推進します。

②消防団運営の見直し

消防団運営については、消防署との連携を強化するとともに、団員の消防技術の向上及び団員確保の現状に即した組織の見直し等を推進します。

③消防施設の整備

火災や地震災害等に対応できるよう各種消防・防災機器の計画的な更新、整備を進めます。また、消火栓等の消防水利の適正な維持管理、整備に努めます。

④救急体制の充実

消防署や地域の医療機関等との連携を深め、増大する救急需要に対応できるよう、高規格救急車の更新、整備や救急救命士の拡充等を進め、安心できる救急体制の強化を図ります。

また、普通救命講習会等を通じて応急処置の知識の普及に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
消防広域化推進事業	各消防本部	消防体制の充実強化を目的とした常備消防の広域化	平成20年度～24年度
知多地域消防通信指令業務共同運用事業	各消防本部	消防通信指令業務の共同化（共同指令センター等の整備）	～28年度（法的な期限）

(2) 防災対策

①地域防災計画の見直し

愛知県地域防災計画の修正及び地域の特性や現状等を勘案し、実情に即した地域防災計画の定期的な見直しを図ります。

②危機管理の強化

大規模地震発生時における初動体制の強化、ライフラインの確保や各機関との連携、災害復旧・復興対策など、緊急時の危機管理について研究し、安心できる体制づくりを進めます。

③防災意識の高揚

“自分たちの地域と自らの命は、自分で守る”ことを基本に、防災訓練や会議、広報紙など、様々な機会を利用した啓発活動を推進し、町民の防災意識の高揚を図ります。

④防災訓練の充実

どのような災害が発生した場合にも被害を最小限にとどめられるよう、自主防災組織や区を中心とした定期的な防災訓練を実施するとともに、保育所、小・中学校等施設単位での防災教育活動の充実を図ります。

⑤情報伝達体制の充実

大規模地震災害等の発生時の町民への緊急伝達手段として、より確実な同報系防災行政無線等の整備に努めます。

また、土砂災害相互通報システムを活用し、気象や雨量情報などの情報を住民が事前に把握できるようにし、すみやかに避難等ができるように努めます。

⑥防災用備蓄品の充実

日赤愛知県支部に応急用資材を要望するとともに、地区拠点単位に整備された防災倉庫の資機材の点検整備などの維持管理や非常食などの緊急物資の備蓄の充実に努めます。

⑦自主防災組織等の育成・強化

各地域の特性にあった自主防災組織の組織化と既存組織の育成・強化を図るとともに、防災ボランティア団体等の受入体制の整備に努めます。

⑧危険箇所対策

林地の維持や生活環境の保全を図るため、土砂崩れなどの災害のおそれがある危険箇所について、急傾斜地崩壊対策事業^{*3)} や治山事業^{*4)} を進めていくよう、県に対して積極的に要望していきます。

また、町内の土砂災害危険箇所や避難所、災害のおそれがある場所などを明示したハザードマップ^{*5)} 等を作成し、地域住民への周知徹底に努めます。

⑨公共施設の耐震改修

町民に対して耐震対策の啓発に努めるとともに、公共施設についても計画的に耐震化等を進めます。

⑩民間木造住宅の耐震改修の促進

町内の地震による住宅被害（死者数や経済被害額）を減少させるため、住宅の耐震化を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
情報伝達設備整備事業	南知多町	同報系の防災無線等の整備	平成23年度～
自主防災組織等育成事業	南知多町	自主防災組織の育成、強化	毎年度
治山事業	愛知県	擁壁、モルタル吹付け等	毎年度
急傾斜地崩壊対策事業	愛知県	擁壁 ロックフェンス等	毎年度
木造住宅耐震診断	南知多町	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象	平成15年度～
木造住宅耐震改修費補助金	南知多町	1棟当たり補助対象経費の1/2以内限度額60万円	平成15年度～

●知多南部消防組合の消防力の現況

梯子車	水槽車	救 助 工作車	化学消防 ポンプ 自動車	普通消防 ポンプ 自動車	水槽付き 消防ポン プ自動車	救急車	指令車	搬送車等	職員数
1台	1台	1台	1台	1台	1台	2台	1台	5台	71人

資料：知多南部消防組合
平成20年4月1日現在

●消防団の消防力の現況

分団名等	積載車等 (台)	小型動力ポンプ (台)	団員数 (人)
本 部			6
第1分団 (内 海)	2	2	43
第2分団 (内 海)	2	2	32
第3分団 (山 海)	2	2	30
第4分団 (豊 浜)	2	2	30
第5分団 (豊 浜)	3	3	40
第6分団 (豊 浜)	3	3	43
第7分団 (豊 丘)	2	2	30
第8分団 (大 井)	2	2	40
第9分団 (片 名)	2	2	30
第10分団 (師 崎)	3	3	43
第11分団 (篠 島)	6	6	65
第12分団 (日間賀島)	6	6	65
計	35	35	497

資料：総務課
平成20年4月1日現在

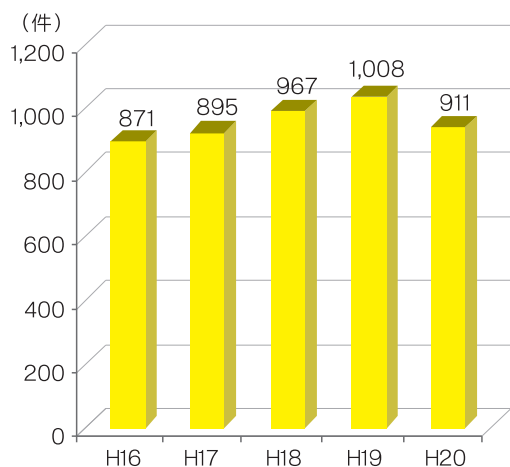
●消防水利の状況

区分	内海	山海	豊浜	豊丘	大井	片名	師崎	篠島	日間賀島	計
防火水槽	23	9	17	6	6	5	6	9	11	92
消火栓	237	82	242	73	84	67	78	81	92	1,036

※防火水槽には、40m³未満を含む

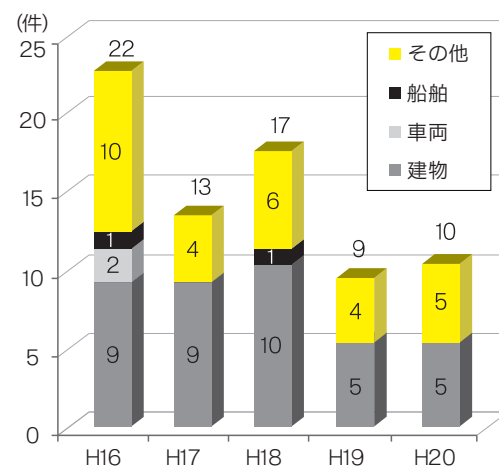
資料：総務課
平成20年4月1日現在

●救急出動件数の推移



資料：知多南部消防組合

●火災発生件数の推移



資料：知多南部消防組合

《用語解説》

※1：オフトーク通信

有線放送電話の放送機能を代替するものとして、1988年にNTTによって開発された通信システムでNTTの加入者電話回線により、情報を通信するシステム。

※2：山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区。

※3：急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害に関する法律」に基づき、急傾斜地の高さが5メートル以上で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、5戸未満であっても学校、病院等に危害の生ずるおそれのあるものについて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、災害の危険から住民の生命を保護するための県事業。

※4：治山事業

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命と財産を守り、水源かん養、生活環境の保全・創出をはかる重要な国土保全事業。

※5：ハザードマップ

地震、台風などがおきた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したもの。防災に役立てるために避難場所や避難経路なども書き込んだものを防災マップという。



第2章 快適で安全なまちづくり

④ 交通安全・防犯

◆ 現状と課題

- 本町は、国道247号と半田南知多公園線などの県道7路線が主要道路となっており、重大事故の大半がそれらの主要道路上で起こっているのが現状です。
- 近年の交通事故の傾向をみると、発生時期は従来と同様に春・夏・秋の観光シーズン中に占める割合が高くなっています。また、近年では死傷者に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっています。
- 南知多町交通安全推進協議会を中心に所属関係団体（町交通安全推進員、篠島・日間賀島交通安全会、幼児交通安全クラブ、各種団体）等が連携し、街頭指導や広報巡回等の交通安全運動を展開し、町民の交通安全思想の普及及び交通マナーに努めていますが、その中でも子どもや高齢者への交通安全教育の充実が課題となっています。今後もより一層の交通安全思想の普及と交通安全施設の整備に努める必要があります。
- 町内での犯罪件数としては、主に車上ねらいや侵入盗、自転車盗などの犯罪が増えてきています。そのため、平成19年に「南知多町安全なまちづくり条例」を制定し、この条例に基づいて平成20年に「南知多町安全なまちづくり推進協議会」を設置して、協議会が中心となって防犯活動を実施しています。今後も引き続き、防犯連絡責任者や自主防犯活動団体等との協力のもと、地域の自主防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

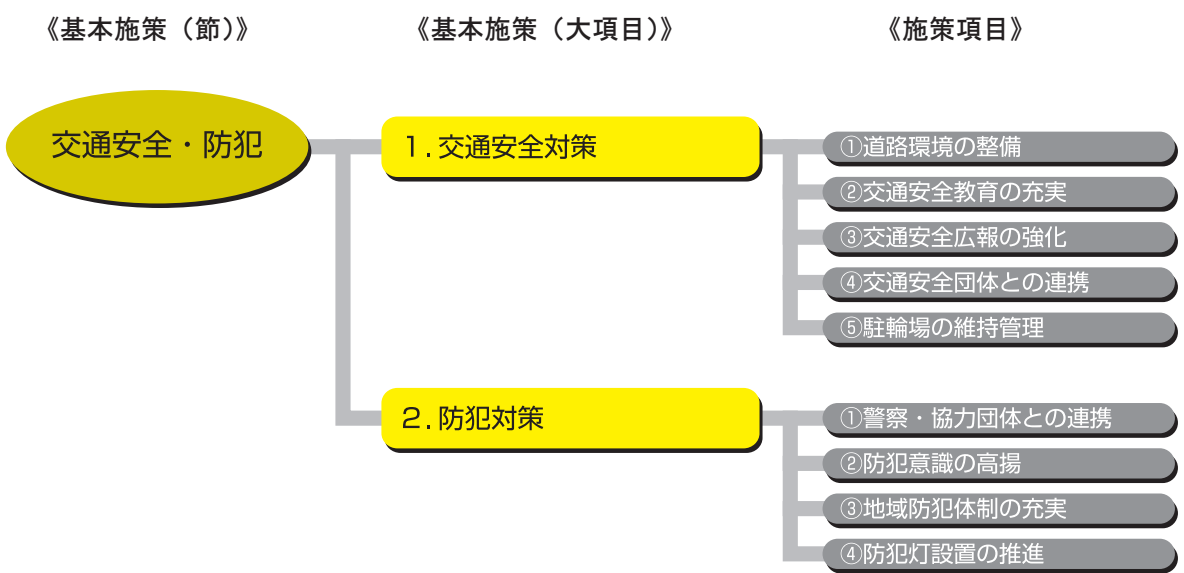
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備が図られ、交通事故のない地域社会になっています。
- 一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪のない安心した暮らしが営まれています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
交通事故発生件数（件）	75	70	60
犯罪発生件数（件）	237	200	180

施策の体系



施策の内容

(1) 交通安全対策

①道路環境の整備

事故分析に基づき、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。
交通弱者に配慮したやさしい道路環境の整備に努めるとともに、道路パトロール等により国道、
県道の主要道路に関する要望も実施していきます。

②交通安全教育の充実

各家庭はもちろん、幼児、学校の児童・生徒及び高齢者の交通事故の防止を目指して、各年齢
層に合わせた交通安全教育や交通指導を実施します。

③交通安全広報の強化

町民の交通安全に対する意識を高めるため、シートベルトの全席着用、自転車や歩行者への夕
暮れ時や夜間の反射材着用、迷惑駐車の防止など、交通安全に関する広報活動を強化します。

④交通安全団体との連携

町交通安全推進協議会を中心に、警察署や交通安全協会、交通安全会等の関係団体と連携して
交通安全活動を積極的に展開することにより、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マ
ナーの向上を図ります。

⑤駐輪場の維持管理

内海駅の駐輪場の適正な維持管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
交通安全施設整備事業	南知多町 愛知県	ガードレール・カーブミラー等整備	毎年度

(2) 防犯対策

①警察・協力団体との連携

安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、町安全なまちづくり推進協議会を中心に、町、警察、関係団体が連携し、啓発活動や自主防犯活動など総合的な防犯活動を推進します。

②防犯意識の高揚

町民の防犯意識の高揚を図るため、犯罪事例や高齢者など被害を受けやすい傾向とその対策について、犯罪のデータなどに基づく広報活動の充実を図ります。

③地域防犯体制の充実

警察や自主防犯団体、防犯連絡責任者（区長）等との連携により、防犯パトロール等を実施するなど地域の自主防犯活動の充実に努めます。

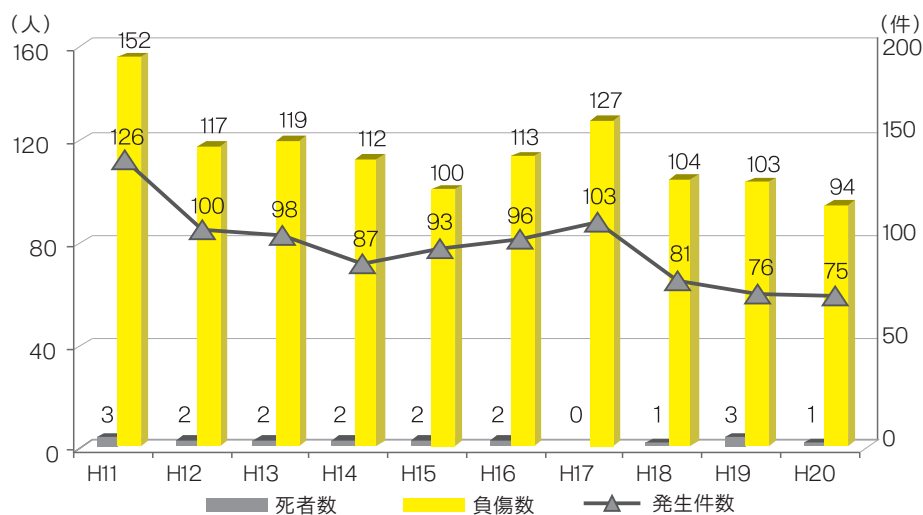
④防犯灯設置の推進

夜間犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
安全なまちづくり推進事業	町安全なまちづくり推進協議会	町、警察、各種関係団体が連携し、啓発活動、自主防犯活動の推進	平成20年度～

●交通事故発生状況



資料：総務課





第3章

いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

- ① 保健・医療
- ② 福祉
- ③ 社会保障

計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

第2編
基本計画

計画の実現に向けて

資料編

第3章 いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

① 保健・医療

◆ 現状と課題

- 近年、生活様式の変化や高齢化に伴い、生活習慣病^{*1)}や認知症、寝たきり等の要介護状態となる者が増加しており、その予防が急務となっています。早期発見・早期治療（二次予防）の充実はもちろんのこと、健康的な生活習慣を維持、あるいは生活習慣を改善して健康を増進するための一次予防の推進が極めて重要です。
- 本町では、平成16年度に「けんこう南知多プラン」を策定し、日頃のウォーキング等の一次予防を重点に健康づくりの推進を図っています。住民のセルフケア意識・能力が高まるような支援をしていくとともに、住民が主体的に健康づくりを進めていくことができるように、年代に応じた健康教育や生活改善指導の実践、社会環境整備を進める必要があります。
- 加えて、ストレスの多い社会では生活習慣病と合わせて、こころの病気にかかる人が増加しています。身体的な健康だけでなく、こころの健康を保つ社会環境づくりが望まれます。
- 本町の医療機関は、病院1か所と診療所のみで総合病院はなく、近隣市町の医療機関に依存している状況です。また、既存の医療機関においても医師の高齢化等による医師不足が懸念されており、救急医療体制とあわせて医療体制の充実が求められます。
- 離島の診療所は、篠島は知多厚生病院が、日間賀島については個人開業医が開設しています。しかし、いずれも常駐医師がいないため、夜間や休日の急患対応が課題です。
- このような医療環境の中、本町は、平成14年に東海地震防災対策強化地域、平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。また、近年、新型インフルエンザ等の従来知られていなかった新興感染症^{*2)}が確認されており、大規模地震対策や新型インフルエンザ^{*3)}対策等の危機管理に対する具体的な対策・整備が求められます。
- また、少子化・核家族化等、親子を取り巻く環境が大きく変化している中で、育児不安やストレスを抱える母親が増えてきています。子どもを安心して産み育てる環境づくりをしていくために、妊産婦や乳幼児の健康の確保と、地域・保健・保育所・学校等が連携した地域ぐるみの子育て支援体制の充実が求められています。

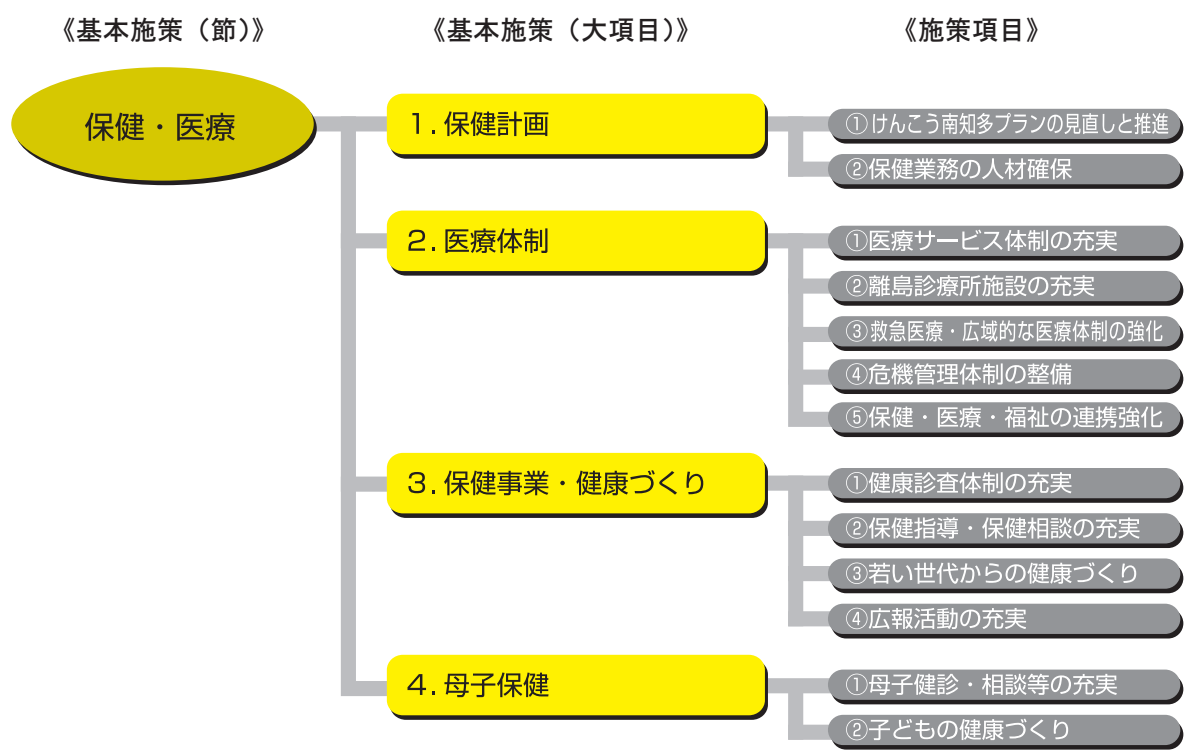
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 少子高齢化が進むなか、子どもから高齢者までがいつでも身近に医療が受けられ、健康で安心して暮らせる環境が整っています。
- すべての町民が健康増進にむけた健康づくりを取り組むための環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
健康づくり、保健予防対策満足度(%) (住民意識調査)	10.2	20.0	30.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 保健計画

① けんこう南知多プランの見直しと推進

すべての町民が「健康でいきいきと暮らせるまち」にするため、平成21年度に見直しを行った「けんこう南知多プラン」に基づいて、一人ひとりの生き方にあった健康づくりを住民自らが行うことができる環境整備を進めます。また、この保健計画は保健業務の指針として位置づけ、住民と協働で取組みます。

② 保健業務の人材確保

地域保健法、健康増進法の制定、高齢者の医療の確保に関する法律の改正などにより保健指導の重要性がますます高まり、町民の健康の保持・増進やQOL^{※4)}の維持・向上をめざして保健事業の取組みがさらに求められていることから、保健指導を実践する専門職である保健師、看護師及び栄養士等の充実に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
けんこう南知多プランの推進	町、町民、関連機関・団体	「このまちで夢と元気と生きがいづくり」をテーマに5つの願いに沿って健康づくりを推進する。	平成17年度～26年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
けんこう南知多プランの周知度（％）	47.1	55.0	60.0
喫煙率（40歳以上健診受診者）（％）	20.0	18.0	16.0
BM I※ ⁵ 25以上(健診受診者)(%)	27.2	25.0	23.0

■ウォーキング事業



■ウォーキングマップ



■けんこう南知多プランウォーキンググループ



■けんこう南知多プラン推進キャラクターすこやかーな



(2) 医療体制

① 医療サービス体制の充実

日常からの健康管理による疾病予防や病気の早期発見・早期治療を的確に行うためには、身近にある病院や診療所と近隣市町にある総合病院の役割分担と相互連携が必要不可欠です。また、医師会や薬剤師会と連携し、「かかりつけ医師・薬剤師」の普及を図ります。加えて、関係機関の協力を得ながら、懸念材料となっている医師不足に対する対応策を検討します。

② 離島診療所施設の充実

篠島については知多厚生病院が、日間賀島については区が招へいした個人開業医が開業していますが、両島とも常駐医ではないため、夜間や休日の急患体制整備の充実に努めます。

また、診療所施設・医療設備等の充実に図り、離島医療の向上をめざします。

③ 救急医療・広域的な医療体制の強化

二次救急医療施設である知多厚生病院の診療棟整備に伴い、医療設備が高度になることから、一次救急である休日当番医制との連携強化を図ります。

搬送体制についても関連機関と連携して救急医療の充実に図ります。特に、平成14年に導入された愛知県のドクターヘリの活用については、大きな期待を寄せており、さらなる拡充を求めていきます。

④ 危機管理体制の整備

東海・東南海地震の発生及び新型インフルエンザ等の感染症の流行などの非常時の災害を最小限に食い止めるよう、地震対策については、地域防災計画を基に、新型インフルエンザ等の感染症対策については、国の行動計画やガイドラインを参考に、より具体的な行動計画や危機管理体制の整備に努めます。

⑤ 保健・医療・福祉の連携強化

高齢化が進み、高齢者単身世帯、高齢者世帯、要援護者、認知症高齢者の増加が予想される中、町内外の医療機関や保健機関、さらには福祉機関との協力体制づくりを進め、健康の保持増進、予防、治療、リハビリテーション等、包括的な保健・医療・福祉サービス体制の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
離島診療所管理運営補助事業	知多厚生病院 日間賀島区	篠島診療所及び日間賀島診療所の管理運営に要する経費の補助	毎年度
知多厚生病院診療棟整備事業補助事業	知多厚生病院 (愛知県厚生農業協同組合連合会)	知多厚生病院診療棟の増改築事業の補助	平成20年度～29年度

(3) 保健事業・健康づくり

①健康診査体制の充実

生活習慣病やメタボリックシンドローム等の早期発見と予防のため、がん検診、特定健康診査※⁶⁾の充実を図るとともに、各種健診事業の情報提供を充実させ、受診率の向上に努めます。また、職場での健診や人間ドック、医療保険者の健診など、多様な健診機会が存在する中で、さらに多くの住民に受診してもらえるよう、健診に応じて、夜間、土曜日にも受診機会を設けるなど、その実施体制を充実させます。

②保健指導・健康相談の充実

生活習慣の改善の指導（特定保健指導※⁷⁾を含む）を充実し、実践していくとともに、すべての住民が積極的に参加できるように、年代や地域に応じた保健指導・健康教育や相談体制を整備します。また、必要に応じて医療機関への受診を勧めます。

③若い世代からの健康づくり

子どもの肥満や体力の低下、成人や高齢者の生活習慣病が増加していることから、学校、家庭、職場、地域などが連携し、若い世代から生涯にわたり、健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくり体制の整備を進めます。

④広報活動の充実

こころ、身体両面からの健康づくりを推進するために、健康づくりに関する情報や、意識の高揚を図るための情報を住民に対して積極的に提供します。特に、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防のための、栄養、運動、休養、禁煙等の望ましい生活習慣について啓発します。

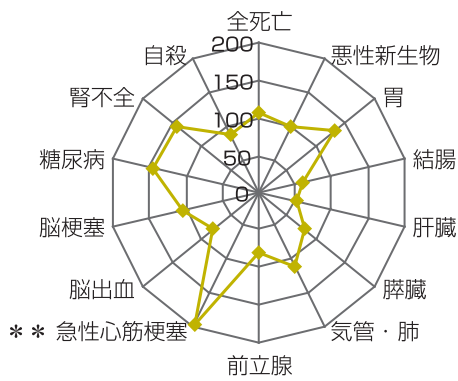
【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
健診及び保健指導事業	南知多町	若い世代から生活習慣病予防対策を実施する。	毎年度

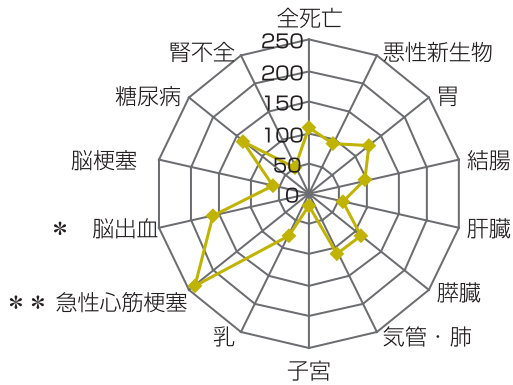
【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
特定健康診査受診率（％）	42.2	65.0	70.0
がん検診受診率（％）			
胃がん	3.6	12.0	20.0
大腸がん	5.9	18.0	30.0
子宮頸部がん	6.8	20.0	30.0
乳がん	8.1	24.0	30.0
肺がん	42.8	50.0	55.0
前立腺がん	2.5	8.0	15.0

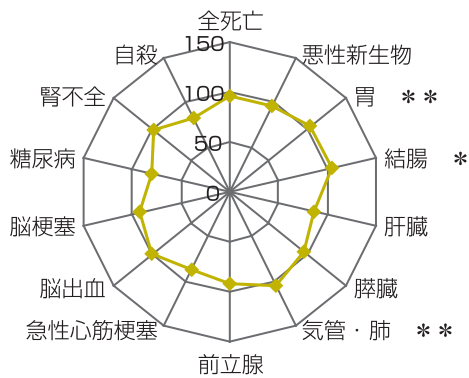
●標準化死亡比（2003～2007年）



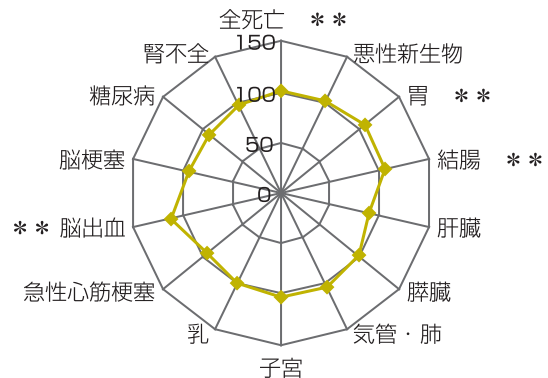
南知多町 男



南知多町 女



愛知県 男



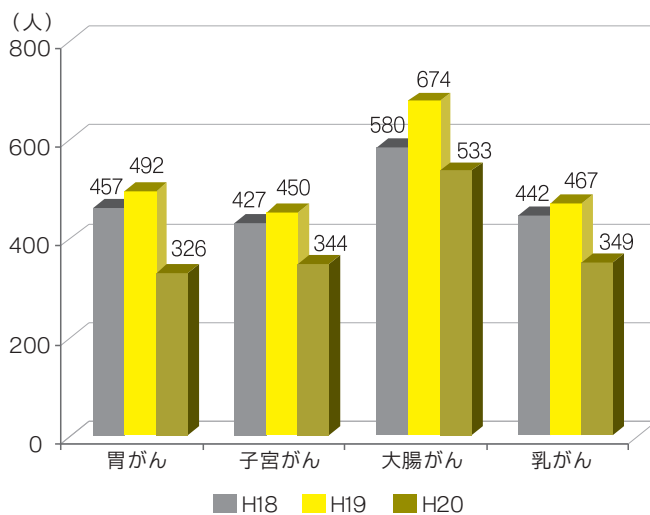
愛知県 女

資料：半田保健所

※標準化死亡比（SMR）は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数を比較するものです。全国の平均を100とし、標準化死亡比が100以上の場合は、全国平均より死亡数が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます。

*有意差有り **有意差大（有意差とは、統計上偶然とは認められず、死亡率が高いことを表す。）

●がん検診受診者数の推移



資料：保健介護課
各年度3月末現在

■健康教育



■予防接種



(4) 母子保健

①母子健診・相談等の充実

妊産婦や乳幼児期の疾病の早期発見と、早期治療及び早期療育に努めるとともに、乳幼児が安全に成長し保護者が心豊かに育児できる環境をつくるため、健診事業内容の充実を図ります。

また、子育て不安等の内容が多種多様化しているとともに、核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子育てをしている保護者の孤立化・孤独化が問題となっているため、育児相談事業の整備を進めます。

②子どもの健康づくり

笑顔にあふれ、子どもが心身ともに健全に育まれるよう、地域・保健・保育所・学校が連携し、子育て・健康をテーマとした講座の開催や、よりよい生活習慣、栄養指導、歯科保健指導の啓発と保健指導の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
妊婦・産婦・乳児健康診査 (医療機関、助産所で行う 個別健康診査)	南知多町	妊婦健康診査受診料の14回分を負担。医療機関等に委託。	平成21年4月～
	南知多町	産婦については、産後2か月以内1回分を負担。	
	南知多町	乳児については、1歳未満2回分を負担	平成9年4月～
3か月児、1歳6か月児、 3歳児健康診査 (集団健康診査)	南知多町	年間で予定し健診を実施。虐待ケースの早期発見及び子育て支援を行う。	毎年度
う蝕 ^{※8)} 予防事業	南知多町	子どもから大人まで、生涯にわたる歯の健康づくり及び、良い食習慣について知識の普及啓発を行い、う蝕予防に取り組む。	毎年度

【現状値と目標値】

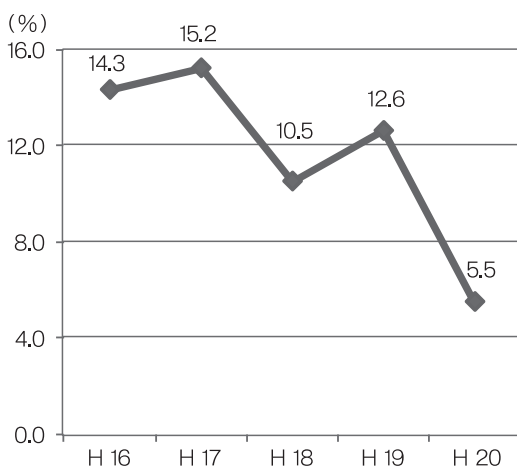
基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査 受診率（%）	92.3	99.0	100.0
3歳児のう蝕率（%）	30.0	20.0	10.0
妊婦の喫煙率（%）	5.5	4.5	3.5

●合計特殊出生率の推移（単位：人）

	H17	H18	H19	H20
国	1.25	1.32	1.34	1.37
愛知県	1.30	1.36	1.38	1.43
南知多町	1.23	1.48	1.11	1.31

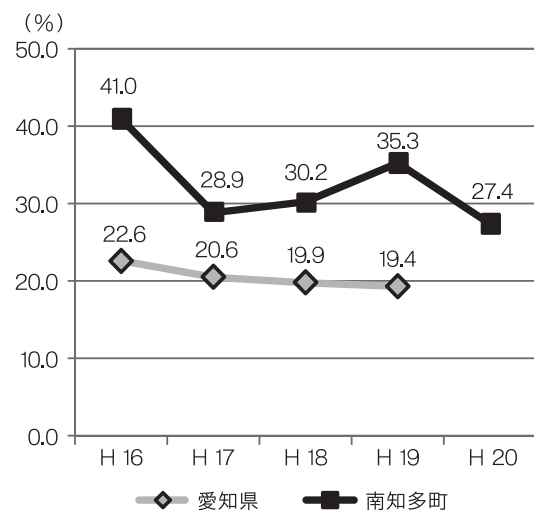
資料：半田保健所
各年12月31日現在

●妊婦の喫煙率（妊娠届出時）の推移



資料：保健介護課
各年度3月末現在

●3歳児う蝕率の推移



資料：半田保健所
各年度3月末現在

《用語解説》

※1：生活習慣病

生活習慣を改善することにより病気の発症や進行を予防できるという、病気のとらえかたを示したもので、個人が病気予防に主体的に取り組むための認識を持ってもらうために「成人病」に代わって導入された概念。がん・高血圧・脳卒中・糖尿病・肥満等。

※2：新興感染症

最近新しく認知され、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。〔例：SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）など〕

※3：新型インフルエンザ

これまで人に感染しなかった動物由来（鳥や豚など）のインフルエンザウイルスが変異することにより、人から人へ感染するインフルエンザを新型インフルエンザという。新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なるウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。人類のほとんどが免疫を持っていないために容易に人から人へ感染し、世界的な大流行が引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念される。

※4：QOL

生活の質の向上、一般に人の生活の質。ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができているか計るための尺度として働く概念である。

※5：BMI

BMI（Body mass index）は、体格指数。BMIが男女とも22の時に高血圧、高脂血症、耐糖能障害等の有病率が最も低くなるということが分かってきている。BMI=22となる体重を理想としたのが標準体重で、25以上は肥満と判定される。
 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

※6：特定健康診査

平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、健康保険組合や国民健康保険などの保険者に義務づけられた健診。肥満、高血圧症、脂質異常、糖代謝異常、喫煙状況などの危険因子の保有状況により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者を発見する。

※7：特定保健指導

内臓脂肪症候群の重症度により指導対象者を階層化し、要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を実施する。

※8：う蝕

虫歯

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別計画
第2編
基本計画
第3章

第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第3章 いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

② 福祉

◆ 現状と課題

- 本町の65歳以上の高齢者は、平成20年4月1日現在6,010人、高齢化率は28.1%であり、全国・県平均はもとより、知多圏域においても突出して高くなっています。今後さらに増加し、平成32年度には36.2%となることが予測され、実に3人に1人が高齢者ということになります。
- また、障害者手帳所持者数も増加傾向にあります。特に身体障がい者については、全体の73%を65歳以上の高齢者が占めているとともに、重度の障がい者も40%を占めており、障がい者の高齢化や重度化が進んでいます。さらに障がい者本人だけでなく、介護者・介助者の高齢化なども進んでおり、障がい者の自立と親亡き後の生活に関する課題が広がっています。
- 出生数は、近年増加・減少を繰り返しているものの、総じて少子化が進行しており、全体的に児童の人口は若干減少傾向にあります。合わせて、核家族化・共働き家庭等子どもを育てる環境が大きく変化しており、子育て支援へのニーズが多様化しています。次世代を担う子どもの健全育成は、将来の社会、町全体の発展には欠かせないものであり、子どもが心身ともに健やかに育つための総合的な環境の整備が求められています。
- 地域社会においては、相互扶助の弱体化が進む中、すべての町民が支え合い、安心して暮らせるよう、地域における防災・防犯体制づくりや、人にやさしく住みやすいまちづくりを進めていくとともに、ボランティアやNPO等による福祉活動を充実させながら住民の自発的な活動と行政との連携を図っていくことが求められます。
- また、高齢化の進展により、高齢者が働く、楽しむ、地域活動を行うなど、生きがいをもって元気に生活を送ることができ、高齢者自身が地域に貢献できていると実感できる社会をつくることが重要となります。そのために、老人クラブをはじめとする活動の場や、ひきこもり高齢者をつくらない仲間づくり、気がねなく過ごせる居場所づくりも望まれます。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

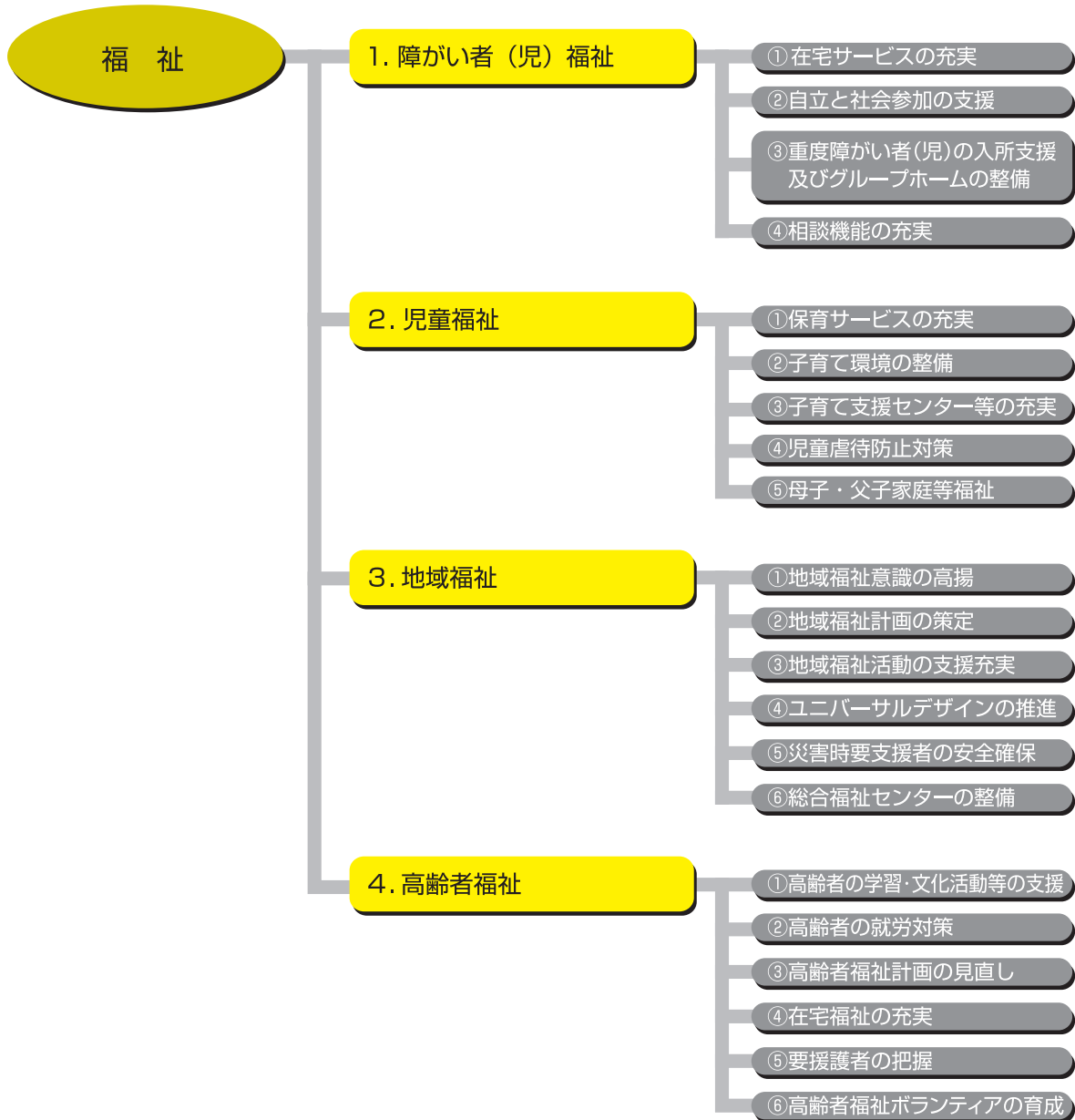
- 子どもから高齢者まで、また障がいのある人もない人もだれもが住みよく安心して、やすらぎを感じられ、自立して生活できる環境が整っています。
- 安心して楽しく子育てができる環境が整っています。

施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

◆ 施策の内容

(1) 障がい者（児）福祉

①在宅サービスの充実

障害者自立支援法に基づき、障がい者に対する地域生活支援事業（日常生活用具給付事業の対象品目の整備充実に努める）、相談支援事業の充実及び福祉サービスの量について不足するサービスの提供体制確保については、知多圏域で対応するなどサービス基盤の整備を図ります。

②自立と社会参加の支援

必要な情報提供や相談支援、福祉サービスの基盤整備を計画的に進めます。特に、コミュニケーション支援事業・移動支援事業の充実をはかり、情報や外出時における移動支援の提供をします。また、教育・雇用・社会参加・保健・医療・福祉など幅広い分野で総合的に取り組みを進めていきます。

③重度障がい者（児）の入所支援及びグループホームの整備

重度障がい者（児）の介護者・介助者の高齢化が進み、自宅で単独で生活することが困難になっていくため、常時介護を要する方の負担が軽減できるよう、日常生活の世話が行える施設への入所や、お互い助け合いながら地域社会で生活できるようなグループホームの設置に努めます。

④相談機能の充実

障がい者に係る問題を解決するため、また、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、相談に応じて必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のために地域活動支援センター^{*1)}及び成年後見センター^{*2)}事業のさらなる充実を図ります。

(2) 児童福祉

①保育サービスの充実

仕事や社会活動と子育てが両立できるよう、延長保育・一時保育等の事業を継続的に実施し、保育サービスの充実に努めます。また安全で快適な保育環境を確保するため、入所児童数の動向を見ながら保育所の施設や設備の適正な整備・充実に努めます。

②子育て環境の整備

町次世代育成支援行動計画に沿った施策を総合的かつ効果的に推進し、安全・安心して子どもが心身ともに健やかに育つための生活環境の整備を進めるとともに、地域の子育て支援体制の充実を図ります。

③子育て支援センター等の充実

子育て支援センター^{*3)}を中心に育児不安に対する相談体制や子育てに関する情報提供を強化するとともに、地域の子育てサークル等への支援を通じ、子育てに自信が持てる家庭づくりを推進します。また需要の動向を見ながら効率的な運営を前提に放課後児童健全育成事業を検討します。

④ 児童虐待防止対策

民生・児童委員^{*4)}、主任児童委員をはじめ、保育所、学校、県関係機関が連携できる体制を整備し、児童虐待の未然防止と早期発見、適切な対応が図れるよう努めます。

⑤ 母子・父子家庭等福祉

母子・父子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給により、経済的支援を推進するとともに、自立が図れるよう福祉相談センター^{*5)}等との連携を強化し、相談・指導体制の強化に努めます。

(3) 地域福祉

① 地域福祉意識の高揚

地域福祉の視点に基づく啓発活動（福祉講座や講演会等）を充実させ、市民の意識を高めるなど、地域における住民相互の支え合いや見守りを大切にするコミュニティの形成を図ります。

また、町広報、ホームページなどを通してノーマライゼーション^{*6)}を広く周知し、意識啓発に努めます。

② 地域福祉計画の策定

高齢者、障がい者、児童といった対象ごとに各種計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらとの整合性、連携を図りながら、これらを内包する幅広い地域住民参加を基本とする地域福祉計画を策定します。

③ 地域福祉活動の支援充実

社会福祉協議会^{*7)}を中心としたボランティア団体の育成、活動支援を図ります。

また、ボランティア団体や近隣住民、自治会等における地域福祉活動の育成を図り市民のボランティア活動への参加を促し、その活動を積極的に支援するとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を進め、関係機関との協力体制の強化を図ります。

④ ユニバーサルデザインの推進

公共施設のバリアフリー化など、障がい者を始めとするすべての人にやさしく、使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザイン^{*8)}の視点に基づく福祉のまちづくりを進めます。

⑤ 災害時要支援者の安全確保

安全を確保するために地域安全ネットワークの構築を検討し、さらに障がい者や高齢者等の災害時の防災対策のための災害時要支援者地域防災マップを作成するとともに、大規模災害を想定した災害ボランティアコーディネーター^{*9)}の育成に努めます。

⑥ 総合福祉センターの整備

保健、医療、福祉が一体となった総合的なサービス提供体制の整備を進め、地域福祉の拠点としての総合福祉センターの整備を検討します。

(4) 高齢者福祉

①高齢者の学習・文化活動等の支援

高齢者が健康で充実した生活が送れるように、老人クラブ等の活動を支援し、学習、文化、趣味、創造活動やスポーツ・レクリエーション活動等の充実を図ります。

②高齢者の就労対策

高齢者が経験と知識を生かして働ける場を確保するため、高齢者の生きがい対策の一つとして、シルバー人材センター活動の充実や就労の場の提供に努めます。

③高齢者福祉計画の見直し

3年ごとの高齢者福祉計画の見直しにあたっては、高齢者保健福祉サービスニーズを把握し、現行計画の実施状況やその評価を踏まえ、ボランティアグループ等のサービス提供主体の高齢者福祉を取り巻く社会情勢変化への対応などを考慮して、介護保険給付対象サービスのほか介護保険給付対象外サービスや事業の設定に努めます。

④在宅福祉の充実

高齢者が、住みなれた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、また、できるかぎり介護を要する状態になることなく健康で生きがいのある生活が送れるよう、高齢者福祉計画に沿って各種事業を実施するとともに、地域で高齢者を支える体制整備を推進します。

⑤要援護者の把握

高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などの要援護者の状況を把握するとともに、関係機関との情報の共有化により、急病や災害等の緊急時における、迅速な救援体制の整備を図ります。

⑥高齢者福祉ボランティアの育成

高齢者に長年培ってきた能力を生かしてもらうため、社会福祉協議会との連携により市民のボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティアグループの発足・育成を支援します。

また、ボランティアグループによるサロン事業、配食サービス等の活動を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
高齢者の生きがい対策事業	南知多町	・シルバー人材センターの運営 ・老人クラブ活動 ・敬老事業	毎年度
在宅サービス事業	南知多町	・地域包括支援センター ^{*10)} の運営 ・生きがい活動支援通所事業 ^{*11)} ・日常生活支援事業 （ホームヘルパー派遣事業） ・寝具洗濯・乾燥サービス事業 ・紙おむつ給付事業 ・緊急通報装置設置事業 ・介護保険離島交通費補助事業	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
高齢者福祉に対する満足度(%) (住民意識調査)	7.3	10.0	13.0

●高齢者人口の推移

区 分	H16	H17	H18	H19	H20
総人口(人) [A]	22,624	22,347	22,089	21,729	21,373
0歳～39歳人口(人)	9,116	8,807	8,513	8,240	7,962
40歳～64歳人口(人)	7,783	7,715	7,694	7,539	7,401
65歳以上人口(人) [B]	5,725	5,825	5,882	5,950	6,010
高齢化率(%) [B/A]	25.3	26.1	26.6	27.4	28.1
65歳～74歳人口(人) [C]	3,157	3,121	3,067	2,994	2,962
前期高齢者割合(%) [C/A]	14.0	14.0	13.9	13.8	13.9
75歳以上人口(人) [D]	2,568	2,704	2,815	2,956	3,048
後期高齢者割合(%) [D/A]	11.4	12.1	12.7	13.6	14.3

資料：保健介護課 各年4月1日現在

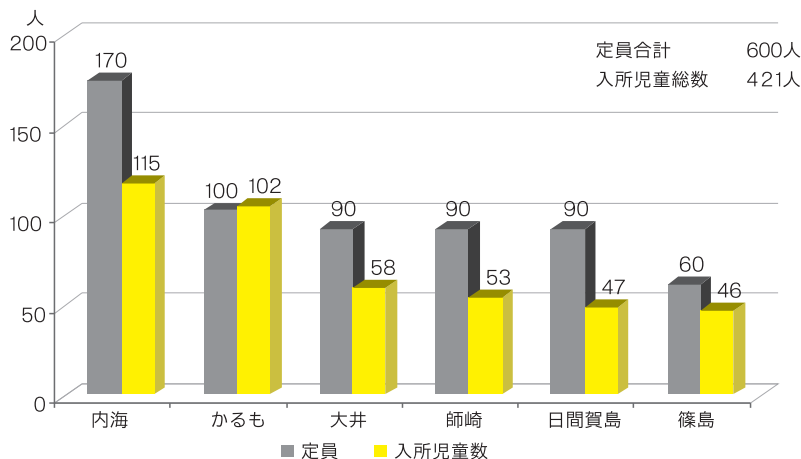
●保育所の推移

※[]内は民間

区分 年次	施設数 (か所)	定員(人)	入所児童数 (人)	年齢区分別内訳(人)				
				0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
H17	5[2]	540[150]	439[114]	7[0]	25[19]	133[26]	141[34]	133[35]
H18	5[2]	540[120]	425[99]	5[0]	24[9]	127[32]	133[25]	136[33]
H19	5[2]	540[120]	395[78]	7[0]	23[4]	105[19]	127[29]	133[26]
H20	5[2]	540[120]	382[79]	17[0]	25[11]	108[22]	107[18]	125[28]
H21	5[1]	540[60]	375[46]	10[0]	37[5]	98[16]	119[12]	111[13]

資料：福祉課 各年4月1日現在

●保育所入所児童数



資料：福祉課
平成21年4月1日現在

《用語解説》

- ※1：地域活動支援センター
地域に暮らす障がい者の日常生活の相談や支援、地域交流活動などを行うことにより社会復帰、自立、社会参加の促進を図るための施設。
- ※2：成年後見センター
認知症や知的障がい、精神障がいのため判断能力が十分でない人の権利・財産を守るために成年後見に関する相談窓口などの委託を受けた施設。
- ※3：子育て支援センター
子育ての専門機関である保育所（園）等を地域に開放して、地域で子育てをしていこうという趣旨のもと、育児相談や子育ての情報提供、子育てサークルへの支援等を行う。
- ※4：児童委員
地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
- ※5：福祉相談センター
生活保護やDVの相談などを行っている福祉事務所と児童の養護相談などを行っている児童相談所が統合した機関。
- ※6：ノーマライゼーション
障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
- ※7：社会福祉協議会
地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。各都道府県・市区町村において、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
- ※8：ユニバーサルデザイン
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
- ※9：災害ボランティアコーディネーター
災害の復旧・支援に携わる災害ボランティアと、被災者・行政・関係団体との間で情報収集・調整・指示などにあたる役割を担う者。
- ※10：地域包括支援センター
平成18年の介護保険改正に伴い、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設置されたセンター。要支援1・2、特定高齢者（生活機能の低下に不安がある高齢者）の人を対象にした介護予防事業や、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントなどを行う。
- ※11：生きがい活動支援通所事業
概ね65歳以上で、要介護認定で非該当と判定された虚弱な高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上などを目的とし、レクリエーション、入浴サービス、給食サービス等を実施する。



すいせんひろば



子育て支援センター



保育所

第3章 いきいきと暮らせる健康・福祉のまちづくり

③ 社会保障

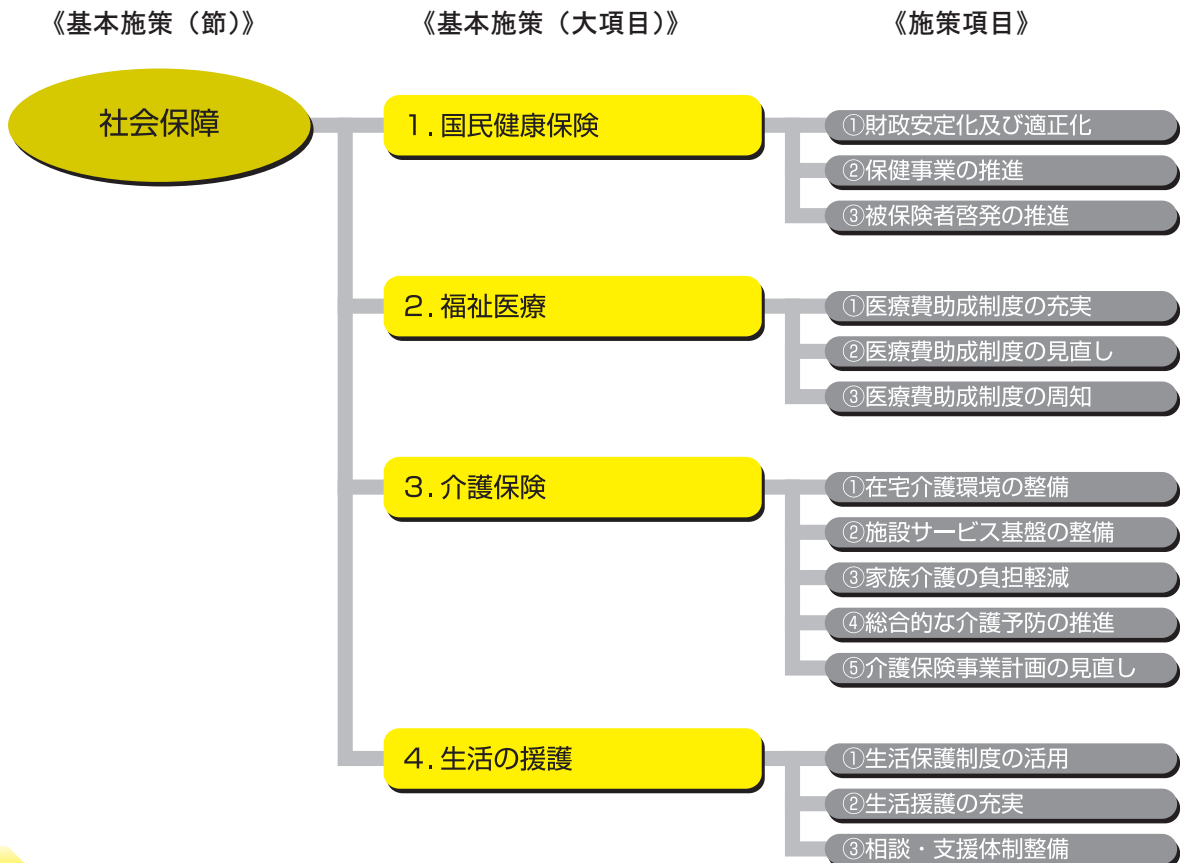
◆ 現状と課題

- 急速に進展する人口の高齢化や医療技術の高度化等により、医療費が年々増加する一方で、景気の低迷に加え高齢者・低所得者を多く抱える国民健康保険（以下 国保）の構造体質により保険税の増収は期待できず、国保財政は非常に深刻な事態となっております。
- このため被保険者に対して制度のより一層の理解を求めながら、平成20年度から施行された糖尿病等の生活習慣病対策の特定健康診査・特定保健指導など、健康づくりと予防を重視した保健事業を積極的に展開し、医療資源の有効利用や費用負担の軽減を図っていくことが必要です。
- また、福祉医療制度は、障がいのある人、子ども、並びに母子家庭等の健康の保持増進及び福祉の推進を図るため、医療機関等での保険診療費用の一部負担金を助成するものです。その主な財源は、昭和48年に愛知県で創設された各種の医療費補助事業制度の補助金ですが、本町も県に併せて一部負担金の助成を行っています。
- 平成20年度より県の制度は、福祉医療費支給事業制度*¹⁾及び後期高齢者福祉医療費給付制度*²⁾の2本立てとなりましたが、県補助制度の活用を前提にしつつも、町単独事業で実施していくには財源の確保が難しいのが現状です。加えて、新規事業として平成21年度から町単独事業で、子ども医療費支給制度のうち通院の場合の一部負担金助成の年齢拡大（小学校卒業年齢まで）を行っており、福祉医療の充実を図っていくためには安定的な財源の確保を図りつつ、健康づくりと予防事業などを進めていくことが求められます。
- 高齢者の中でも、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、寝たきりの高齢者、虚弱高齢者、認知症高齢者など、介護を必要とする高齢者が増加しており、要介護認定者は平成26年には1,047人に増加すると予想されています。
- さらに、若年層の流出により、家族による在宅での介護力がさらに低下することが予測されており、年をとっても、また要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活できるようなサービス基盤の整備や地域づくりの推進が求められています。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 国民健康保険制度の健全運営のため、財政の安定化及び適正化が図られています。
- 福祉医療の助成制度の評価や見直しが行われ、福祉医療が充実しています。
- 介護サービスの適正な給付及び質的向上、地域支援事業の充実が図られています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

（1）国民健康保険

① 財政安定化及び適正化

国民健康保険事業の適正かつ安定な運営を図るために、収納率の向上に努めるとともに、適正な保険税の賦課総額を確保します。

被保険者の適正化のために、未加入者・重複適用者の把握に努め、適正な賦課・給付を実施します。

② 保健事業の推進

増大する医療費抑制のためには、特定健康診査・特定保健指導の実施率を高めることにより、生活習慣病等の発症や重症化を予防することが重要であり、健診内容の充実を図ります。また、保健事業については、保健・福祉部門等との連携を図り、健康教育・疾病予防などの効果的な施策を積極的に推進します。

③ 被保険者啓発の推進

国民健康保険制度の周知を図るため、広報紙等による啓発活動を引き続き実施します。特に後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進は、被保険者の一部負担金の軽減にも影響するもので、積極的な情報提供に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
特定健康診査・特定保健指導	南知多町	糖尿病等生活習慣病予防のため保健指導を必要とする者を抽出するための健診	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
特定健康診査実施率（％）	42.2	65.0	70.0
特定保健指導実施率（％）	18.0	45.0	50.0

（２）福祉医療

①医療費助成制度の充実

平成21年4月から子ども医療費支給制度を充実させるため、通院に関し、対象年齢を就学前児から小学校6年生までに拡大し、子育て支援の一翼を担っています。また、その他の福祉医療費の助成については、現状を維持するよう努めます。

②医療費助成制度の見直し

社会情勢や経済活動など生活環境の変化に合わせ、福祉医療の個々の制度評価を行い、町単独制度の存続や拡充等を見直しを行います。

③医療費助成制度の周知

受給資格者に対し、福祉医療制度の認識と理解を深めるため、広報誌等により効果的な啓発活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
障害者医療	南知多町	身体障害者などの医療費助成	毎年度
子ども医療	南知多町	15歳の年度末までの子どもの医療費助成	毎年度
母子家庭等医療	南知多町	18歳の年度末までの「父子・母子家庭・両親のいない児童」の親または児童の医療費助成	毎年度
精神障害者医療	南知多町	精神障害者などの医療費助成	毎年度
後期高齢者福祉医療	南知多町	後期高齢者医療の対象者のうち母子・障害・精神の各医療該当者などの医療費助成	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
子ども医療費支給制度の拡大	通院（小学卒年齢）まで	通院（小学卒年齢）まで	通院（中学卒年齢）まで

（3）介護保険

①在宅介護環境の整備

介護保険制度の趣旨のひとつとして在宅サービスの重視が掲げられています。高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を送ることができるような高齢者を地域で支える体制や環境を整備していきます。

②施設サービス基盤の整備

施設サービスは、介護者の介護負担が大きく軽減されますが、給付費に大きな影響を与えるため、国の示す参酌標準^{*3)}にしたがって施設整備を推進していきます。

介護サービスの量的確保とともにサービスの質的向上が図られるよう、官民の役割分担を図りながらサービス基盤の整備を計画的に進めます。

③家族介護の負担軽減

老後の生活における最も大きな不安は介護の問題であることから、介護が必要な状態になっても自らの意思に基づき、自立した生活が送れるように、また、その家族にとって介護による負担が重荷とならないような介護体制の充実を進めるため、在宅介護における家族の負担軽減への取り組みを推進します。

④総合的な介護予防^{*4)}の推進

高齢者人口が増大する中において、介護保険制度の「持続可能性」を高め、「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには介護予防が重要であることから、いつまでも健康な生活を送ることができるように高齢者等の健康の保持増進を図るとともに、介護を必要とする状態となることをできる限り予防するための総合的な介護予防施策を推進します。

⑤介護保険事業計画の見直し

3年ごとの介護保険事業計画の見直しの際には、本町における介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が介護サービス等を十分に利用することができるような社会の実現をめざし、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策、地域支援事業、介護保険料等について定めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
包括的支援事業の充実	南知多町	地域包括支援センターの適正な人員配置により、総合相談窓口としての機能強化、高齢者の権利擁護・虐待等の困難事例に迅速に対応できる体制の整備及びひとり暮らし高齢者等への訪問の充実を図る。	平成22年度～32年度
介護予防事業	南知多町	高齢者を対象に、はつらつ教室、いきいきカレッジ、いきいきクッキング、ふれあいクラブ等の介護予防教室の開催により、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上を図る。	平成22年度～32年度
配食サービス	南知多町	ひとり暮らし高齢者等の見守りや栄養改善を図るため、民間との連携による配食サービスを実施する。	平成22年度～32年度
サロン(高齢者の憩いの場)サポート事業	南知多町	ボランティアを実施主体とする、ひとり暮らし高齢者等の引きこもり防止や健康づくり、食事の提供などを目的としたサロンの開設に必要なサポートを行う。	平成22年度～32年度

【現状値と目標値】

基本施策(大項目)の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
介護保険サービスに対する満足度(%) (住民意識調査)	10.9	12.5	15.0

(4) 生活の援護

①生活保護制度の活用

福祉事務所と連携し、生活困窮者に対して生活保護制度の効果的な運用、指導に努めます。

②生活援護の充実

社会福祉協議会と連携し、低所得者層に対し、状況に応じた生活福祉資金等の各種貸付制度を有効活用するなど、自立に向けての助長に努めます。

③相談・支援体制整備

生活援護者の経済的自立と意欲高揚を促すため、社会福祉協議会、民生・児童委員等の関係機関や地域との連携のもとに、的確なケース把握に努め、生活指導、相談を行います。

また、ハローワーク等と連携し、就職の指導・支援を行います。

●介護保険における第1号被保険者数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20
第1号被保険者数(人)	5,735	5,831	5,879	5,943	6,006

資料：保健介護課 各年3月末現在

●要介護（要支援）認定者数の推移

区分	H16	H17	H18	H19	H20
経過的要介護（人）	—	—	—	90	—
要支援1（人）	83	85	107	43	98
要支援2（人）				21	95
要介護1（人）	211	260	312	263	204
要介護2（人）	117	109	118	130	130
要介護3（人）	98	106	85	109	141
要介護4（人）	93	113	107	116	112
要介護5（人）	92	98	100	110	95
計（人）	694	771	829	882	875

資料：保健介護課 各年3月末現在

●要介護（要支援）サービス受給者数の推移

区分	H16	H17	H18	H19	H20
居宅介護（人）	437	474	488	487	506
施設介護（人）	119	142	157	163	163
合計（人）	556	616	645	650	669

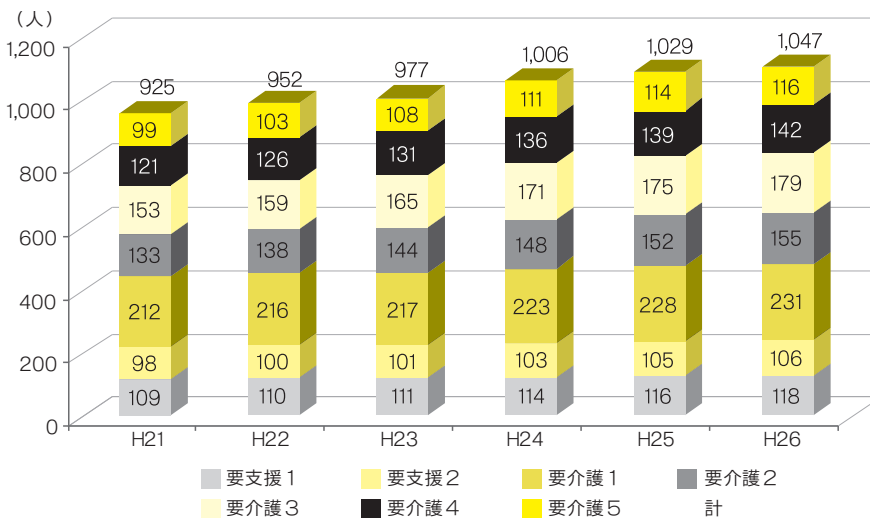
資料：保健介護課 各年3月末現在

●保険給付費の推移

区分	H15	H16	H17	H18	H19
保険給付費（千円）	926,197	973,003	1,119,749	1,125,691	1,170,658

資料：保健介護課 各年度決算額

●要介護認定者数の推計



資料：保健介護課

《用語解説》

※1：福祉医療費支給事業制度

子ども・障がい者・精神障害者・母子父子家庭などの愛知県や南知多町が定めた一定要件に該当している方に福祉医療受給者証を交付し、医療保険証を使って医療機関等に掛かり、本来支払う医療費の自己負担額に対して、県・町が助成する制度です。

※2：後期高齢者福祉医療費給付制度

後期高齢者医療被保険者のうち、愛知県や南知多町が定めた一定の要件に該当している方に福祉医療受給者証を交付し、医療保険証を使って医療機関等に掛かり、本来支払う医療費の自己負担額に対して、県・町が助成する制度です。

※3：参酌標準

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に記載されている、「その地域のサービス必要量を求めるための目安」のこと。

※4：介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。また、それを目的とした介護予防サービスや介護予防事業といった取り組みのこと。





第4章 活力をともに生みだすまちづくり

- ① 農業
- ② 水産業
- ③ 商工業
- ④ 観光

第4章 活力をともに生みだすまちづくり

① 農業

◆ 現状と課題

- 本町では昭和40年代からのほ場整備事業^{*1)}をはじめ、平成6年度に完了した国営農地開発事業、平成16年度に完了した愛知用水二期事業などの農業生産基盤の整備が進められ、現在はこれらの基盤整備済地区における農道整備事業を重点的に実施しています。また、愛知用水二期事業では、町内の同事業関連のポンプ場並びに用水路は改修されたものの、国営農地開発事業により建設されたポンプ場など施設の老朽化が深刻な状態となっているものも多く、農業用水の安定供給に支障をきたすことのないよう計画的に改修していくことが必要となっています。
- 町内には、100か所以上のため池が点在し、そのうち町管理のため池は、78か所あります。これらのため池は、農業用水の安定的な供給とともに、雨水の洪水調節や自然環境の保全など多面的な機能を持っており、将来にわたって保全していく必要があります。
- 農業は、主食である米をはじめ、野菜や肉類の生産など、人が生活していく上で欠かせない産業ですが、農畜産物の価格低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地^{*2)}の増加など、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっています。このような中、農業を職業として選択してもらえる魅力ある産業にしていくため、特色のある付加価値農業や農産物のブランド化、農地の利用集積による経営の合理化を推進し所得の向上につなげていくとともに、新規就農者などへの支援・相談機能の充実を図ることも必要です。
- また、今後は農業従事者だけでなく、地域住民などとの連携・協力により農業・農地を地域ぐるみで支えていくことや、水質、土壌などの環境保全と持続可能な営農を保持できる環境保全型農業^{*3)}を推進することも必要です。

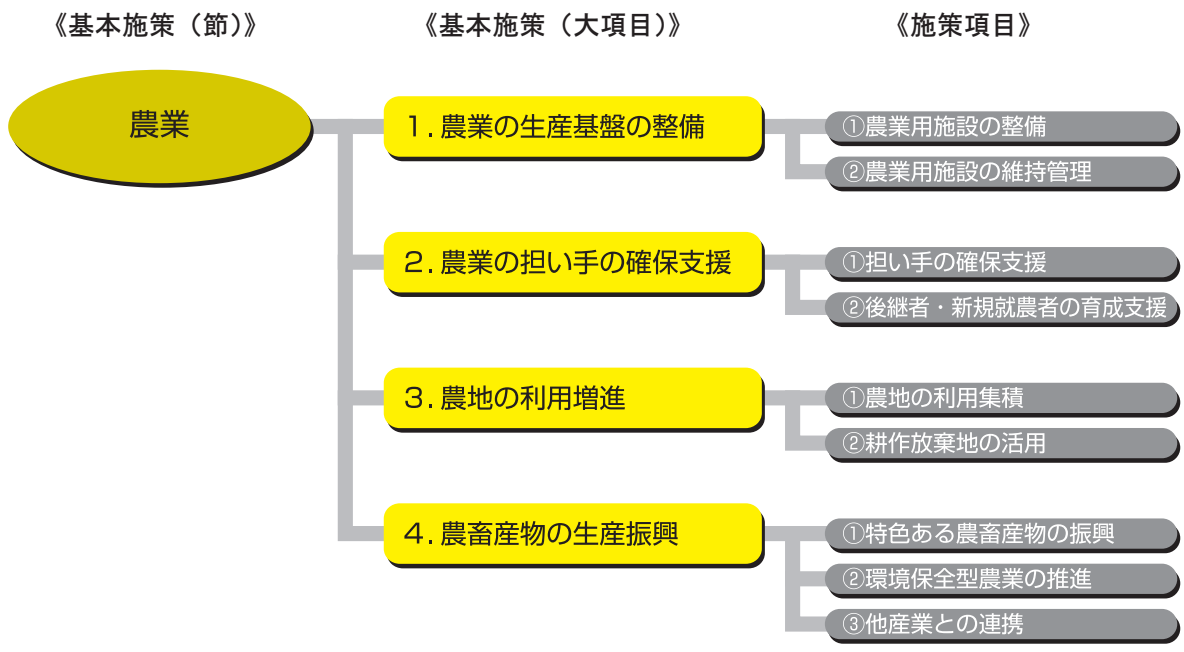
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 農業者の所得が向上し、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなっています。
- 農業の担い手に優良農地が集積され、有効利用されています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
大規模経営農家(3ha以上)(人)	20	23	26

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 農業の生産基盤の整備

① 農業用施設の整備

安心・安全な農産物を効率的に生産・出荷するため、計画的に農道、農業用水路・排水路、ため池などの農業用施設の整備に努めます。

② 農業用施設の維持管理

農業用施設の修繕工事等を実施するとともに、多面的機能を持つため池については、地域と連携して保全に努めます。

また、老朽化したポンプ場の計画的改修をはじめ、農業用施設の維持管理を行う土地改良区や地域の活動組織に対して支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
単独土地改良事業	南知多町	農業用施設整備工事 農道、水路、ため池等	毎年度
県営経営体育成基盤整備事業 南知多東部二期地区	愛知県	国営農地開発事業地区内の農道整備 工事 舗装工 延長20km	平成22年度 ～27年度
愛知用水地元管理ポンプ電力料補助事業	知多南部土地改良区ほか	愛知用水地元管理のポンプ電力料の補助	毎年度
揚水機場改修等事業補助事業	知多南部土地改良区ほか	揚水機場改修等事業の補助	毎年度

知多南部土地改良区 運営費補助事業	知多南部土 地改良区	知多南部土地改良区運営費の補助	毎年度
農地・水・環境保全 向上対策事業	地域活動組織 (農家、住民等)、 地域協議会	農業用施設等の維持管理や農村環境向上 活動を実施する組織に対する支援。 (継続協議中)	平成19年度 ～23年度

(2) 農業の担い手の確保支援

①担い手の確保支援

農業者の高齢化、農畜産物の価格低迷などを背景に、減少する農業従事者を将来にわたり確保していくためには、農業所得の向上を図る必要があります。

このため、意欲的な農業の担い手に対して、経営改善の計画の作成を推進するとともに、その計画の達成に向け必要な支援に努めます。

②後継者・新規就農者の育成支援

町内農業の継続的発展のため、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入できるよう県や農協と連携・協力して、農業後継者・新規就農者の相談機能の充実を図るとともに、受入れ体制を強化します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
認定農業者 ^{*4} 育成事業	南知多町	担い手農業者の経営改善計画の認定及び取組み支援	毎年度
農業制度資金融資利子補給事業	南知多町	農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金借入に対する利子に対し、借入から3年間利子の一部の助成	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
認定農業者数（人）	50	60	70

(3) 農地の利用増進

①農地の利用集積

認定農業者など意欲ある担い手へ農地を集積し、経営規模の拡大や農地の集団化を促進することにより、経営の合理化を図り農業所得の向上をめざします。

そのため、農用地利用組合^{*5} や土地改良区の協力のもと、町の仲介による農地の貸借を進め、農地の利用集積を促進します。

②耕作放棄地の活用

農業委員会、農協、農用地利用組合など関係機関との協働により、土地基盤整備地区における耕作放棄地を中心に農地の貸借を進め、耕作放棄地の解消を図るとともに、有効利用に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
農用地利用集積実践活動	南知多町	農地の利用集積を推進するため、農用地利用組合などの協力のもと農地の貸し借りの調整を実施。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
農地の利用集積（貸借）面積（ha）	155	160	165

（４）農畜産物の生産振興

①特色ある農畜産物の振興

農協をはじめ関係機関との連携により、農家所得を安定させ、再生産可能な農業を推進するとともに、安全・安心を基本に消費者ニーズに合った農畜産物の供給を進めます。

農産物については、市場を通さず直接小売店や加工業者などと取引をする市場外流通や、減農薬・減化学肥料による特別栽培など付加価値栽培によるブランド力強化を推進します。

花きについては、生産者個々のオリジナリティを發揮したオンリーワン品種の開発、集出荷場などの施設の有効活用及びイベントでの地域のイメージアップを推進します。

畜産物については、家畜への予防注射など伝染病予防を推進するとともに、生産能力及び品質の向上を図り、「あいち知多牛」などのブランド化による有利販売を目指します。

②環境保全型農業の推進

県をはじめ関係機関との連携により、減農薬・減化学肥料による環境負荷の少ない農業を推進するとともに、畑作農家と畜産農家の連携を強化し、たい肥^{*6)}の円滑な需給調整や過剰供給の防止対策を進めます。

また、畜産農家による自給飼料の生産、家畜ふん尿処理施設をはじめ畜産環境の整備を推進します。

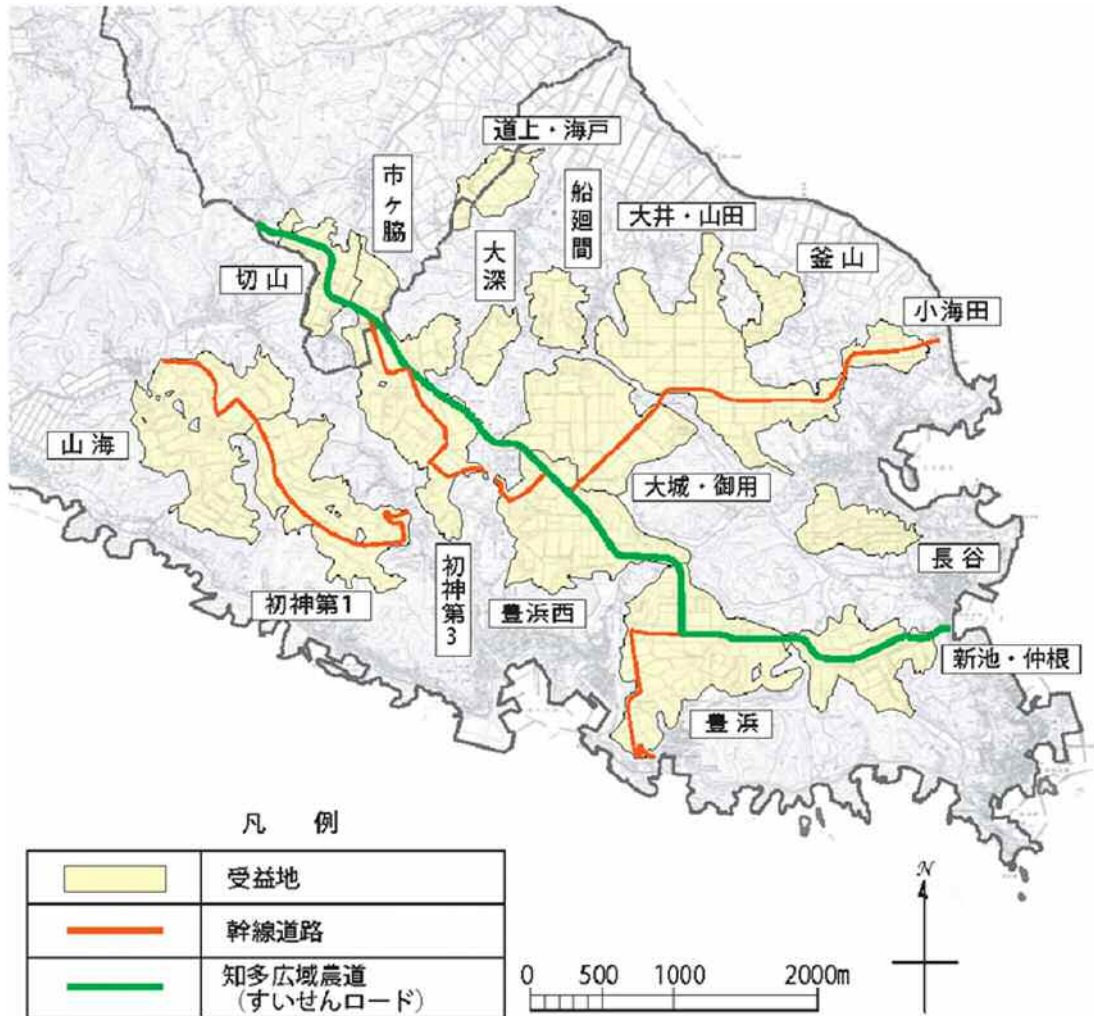
③他産業との連携

農業と他産業などとの連携を深め、南知多町産の農畜産物の地産地消、地産他消の拡大を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
畜産環境保全特別チーム環境巡回	畜産環境保全特別チーム（関係県機関、市町、生産者団体等）	関係機関が連携し、国営農地開発事業南知多地区関係者への畜産環境保全指導を実施	毎年度

国営農地開発事業 南知多地区



《用語解説》

※1：ほ場整備事業

農地と用排水路、農道等を農作業がしやすいように一体的に整備するとともに、換地を効果的に取り入れ、零細で分散していた農地を集団化することで、効率的な営農ができることを目的とする。また、ほ場整備に併せて非農用地の創設や再配置を行うことによって、地域の計画的な土地利用が可能となるなど、農村地域の総合的な社会資本整備の役割も果たしている。

※2：耕作放棄地

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。

※3：環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性も考慮しつつ、土づくりなどを通じて減化学肥料、減農薬による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※4：認定農業者

自らが作成した農業経営の改善計画について市町村の認定を受けた農業者。価格安定対策や融資の面など、国の支援策が、認定農業者に集中化・重点化されている。

※5：農用地利用組合

集落などまとまりのある区域内の農地について、作付地の集団化や効率化など利用関係の調整・改善をすすめる団体。

※6：たい肥

家畜ふん尿などの有機物質を堆積発酵させた肥料。



第4章 活力をともに生みだすまちづくり

② 水産業

◆ 現状と課題

- 本町は伊勢湾、三河湾に面し、古くから沿岸漁業を中心に県内有数の漁獲物の水揚量を誇り、名古屋市などの大消費地にも恵まれ、水産業が発展してきました。しかし、現在の水産業は漁場環境の悪化による漁獲量の減少、漁船用燃油等の高騰などによる生産コストの上昇、食生活の変化、流通の国際化などの多様な要因が重なり、水産業にとって厳しい状況となっています。
- 本町の漁業経営は、第11次漁業センサス※¹⁾では989経営体、漁獲金額122億円程となっており、水産資源の減少とコスト高、さらには水産業への先行き不安などから経営体及び漁家、従事者数の減少が続いています。今後も漁業者の高齢化、後継者不足も伴って減少していくことが予想されます。また、水産物の生産の場となる磯、海も、近年の水質及び底質の悪化や埋立て等による藻場、干潟の減少により悪化しています。
- このような中、漁獲量の減少に対応するため、操業規制による資源回復計画※²⁾の実施や種苗の生産・中間育成・放流事業など、資源の維持・増大策が全国的に行われています。本町でも県などの関係機関により、獲る漁業から「つくり育てる漁業」への転換が行われています。
- 本町には現在6漁協がありますが、国内外の流通体制が強化されていくなかで、水産物の価格や供給量の安定化を図っていくためには、集出荷施設の整備などの市場の整備・統合や漁業者が安心して経営できる漁協の体制強化、さらには産地直送などの多様な流通・出荷体制の整備が求められます。
- また、地域振興策として地場産業を発展・展開させ、地域の活性化を図る取組みが全国的にも行われ、本町においても水産物の安定的な生産・供給を推進しながら、観光業などの他産業と連携した多彩な取組みを強化していくことが課題となっています。
- さらに、老朽化が進む漁港施設の補修及び改良による機能回復を進めるとともに、漁港用地の土地利用計画の変更等により、未利用地の有効利用が求められています。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 水産物が安定的に生産・供給され、活気あふれる港になっています。
- 「さかなと海」を活かした、他産業との連携により活力のあるまちになっています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2006(平成18)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
漁獲量 (t)	34,908	35,000	35,000
漁業就業者数 (人)	1,825	1,800	1,750

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 水産業の生産基盤の整備

① 漁港漁場施設の整備・改修

漁業活動の根幹をなす外郭施設、係留施設等の漁港施設や、荷捌き所、冷蔵・保冷施設等の水産施設及び魚礁等の漁場生産施設については、既存の老朽化した施設の機能回復等の整備を進め、漁協経営の体質強化を図ります。

また、海岸環境や漁港環境の整備を進め、魅力ある漁業のまちづくりを推進します。

さらに、漁港用地の土地利用計画の変更等により、未利用地の有効利用を関係組合に指導していきます。

② 漁場の環境保全の推進

伊勢湾・三河湾は、閉鎖性の高い水域のため、海や河川を通して排出される生活系・事業所系排水等の影響を強く受けることから、水質、底質の環境改善を県など関係機関に働きかけます。

③ 漁場の生産保全の推進

水質や底質の変化、埋め立て等により、沖合や地先沿岸の漁場に変化が生じ、磯焼け^{※3)}の増加や干潟の減少が、磯根資源など漁業生産物への影響をもたらしていることから、漁場の保全・造成などの漁業振興策等の実施を県など関係機関に働きかけます。

④ つくり育てる漁業の推進

限りある水産資源の持続的生産のため、操業区域の設定や禁漁期の見直し等を図るとともに、栽培漁業^{※4)}などの推進を行い、これまでの獲る漁業から「つくり育てる漁業」の推進を県など関係機関に働きかけます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水産業振興対策補助事業等	南知多町、漁協、漁業者等	漁業共同利用施設等の新設、改良事業	平成21年度～
水産資源の維持・管理事業	愛知県、漁協等	漁獲可能量制度、資源回復計画の推進事業	平成21年度～
水産資源増殖推進事業	愛知県、南知多町、漁協等	稚魚、稚貝等の中間育成・放流事業	平成21年度～

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
沿岸水産資源増殖推進事業 〔マダイ、ヒラメ、メバル〕(尾)	65,000	65,000	70,000

(2) 漁業経営の向上

①後継者の確保支援

漁業後継者の確保、育成のため、魅力ある漁業生産環境の改善や漁村環境の整備を進めるとともに、後継者や新規就業者への研修、資本整備の充実のための支援を県など関係機関に働きかけます。

②漁業生産性の改善促進

漁業経営体の協業化や、漁業施設の近代化を促進することにより、生産コストや漁労作業の軽減等を図り、漁業経営の安定化を促進します。

③広域的な水産活動の促進

水産物の価格安定制度の創出や市場の充実と適正配置を県など関係機関に働きかけます。また、産地直送など流通・出荷体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁業金融制度資金の貸付事業	漁協、漁業者等	漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金等の貸付事業	平成21年度～
水産業振興対策補助事業等	漁協、漁業者等	漁業協業化施設の新設、改良事業	平成21年度～

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
新規漁業就業者数（人）	5	10	15

(3) 漁村の活性化

① 漁村の整備

家庭や企業などから出る排水やゴミ処理対策を適正に行い、緑地、余暇施設等の整備を進め、漁業集落の環境整備を図ります。

② 他産業との連携

本町は恵まれた自然資源や地理的・地形的な条件を生かした農業、漁業と観光が主な産業となっており、近年は中部国際空港や道路網の整備が進展していることなどから、他産業が連携しながら、これらの要素をうまく生かした都市と農山漁村の交流事業などを推進し、水産業・漁村の活性化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
漁業集落排水施設維持管理事業等	南知多町、住民等	漁業集落排水施設の維持管理及び合併処理浄化槽設置補助事業等	平成21年度～
森づくり交流事業等	NPO法人等	森と水・海の環境保全をとおした地域間交流事業	平成21年度～

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
漁業集落排水施設接続戸数（戸）	707	720	740

《用語解説》

※1：漁業センサス

漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業をとりまく実態を総合的に把握するため、5年ごとに全国一斉に行われる調査。

※2：資源回復計画

平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念である「水産物の安定供給の確保」を実現するため「資源回復計画」制度が進められており、本県の関係海域においても、資源状況の悪化が著しい伊勢湾、三河湾の資源を回復させるため、漁業者、国、愛知三重両県が様々な取り組みを進めている。
本県対象魚種＝とらふぐ、まあなご、しゃこ、いかなご

※3：磯焼け

魚介類の生育に有用な海藻群落が大規模に衰退、消滅し漁業に大きな被害を与える現象。

※4：栽培漁業

漁業生産の向上と資源の増大を図るため、稚魚や稚貝の種苗生産、放流、育成管理等を行い、自然界で効率よく成長させたのち漁獲する合理的な漁業。



序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

基本計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第4章 活力をともに生みだすまちづくり

③ 商工業

◆ 現状と課題

- 本町の商業は、核的な店舗がなく、飲食料品などの最寄り品の販売を中心とした単一業種店で形成され、全体的に店舗規模も小さく、品揃えが十分でない零細店が多くなっています。また、大型店舗進出の影響などから、買回り品を中心に買物客の町外流出が増加しており、後継者不足とともに、町内の商店数は減少傾向にあり、まちのにぎわいが低下しています。近年は、消費者ニーズが多様化する中、販売形態も訪問販売、通信販売、インターネット販売も利用されるようになってきており、各商店においても消費者ニーズに対応した販売戦略を検討していくことが求められます。
- 工業は、軽工業が主体であり、製造品出荷額等では水産食料品を中心とした食料品製造業が約49%、次いでプラスチック加工業が約46%を占めています。しかしながら、その多くが小規模経営であり、生産性は低く、発展性に乏しい状況にあります。特に水産加工業については、その多くが市街地内に立地していることから、悪臭、騒音、交通障害のほか、排水による海洋汚染も招いています。また、土地の空闲地が少ないことから生産の近代化、経営規模拡大の遅れを招いており、新たな工業地の造成を図り、移転を促進するなど、既存企業の操業環境の改善などが求められます。
- 若者の地域への定着を図るためには、産業振興を図り、魅力のある雇用の場を創出していくことが重要であり、優良企業の誘致と地元企業の振興による雇用の拡大が重要な課題となっています。
- 一方で、消費に関わるトラブルや相談、苦情も増加しており、消費者がトラブルに巻き込まれないようにするとともに、賢い消費生活を行えるように、講習会等を通じた啓発活動の促進や、被害発生後の適切な指導を進めるための消費相談の充実等が求められています。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 観光産業を中心として、農業、水産業などの地域の特色を生かした新しい地場産業の形態が整っています。
- 若者から高齢者まで雇用の場が確保され、生きがいのある労働環境が整っています。
- 消費者には適切な消費者情報の提供があり、消費者の安全と権利が守られています。

◆ 現状値と目標値

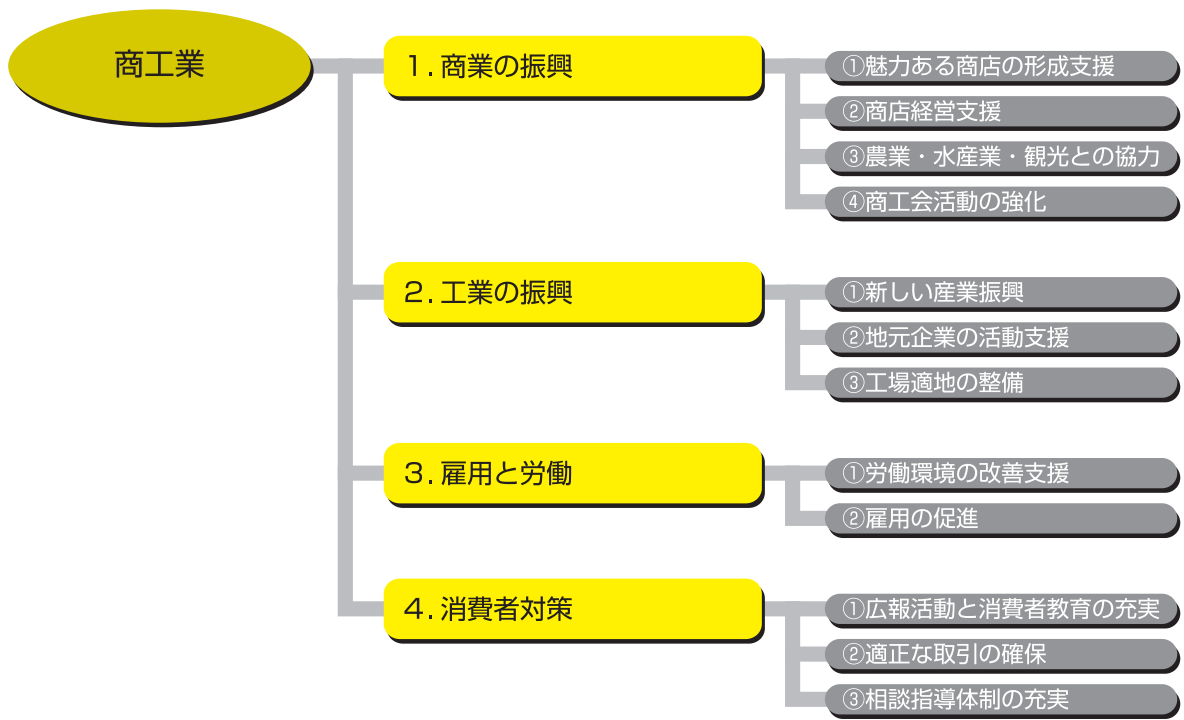
基本成果指標	現状値	目標値	
	2007(平成19)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
町内商店の年間商品販売額(百万円)	22,643	23,800	24,900
町内工業事業所の製造品出荷額(百万円)	23,510	24,700	25,900

施策の体系

《基本施策（節）》

《基本施策（大項目）》

《施策項目》



施策の内容

(1) 商業の振興

①魅力ある商店の形成支援

各地域の消費者に魅力のある商品を提供できるよう、魅力ある店舗の形成を促し、商店活動の活発化が図られるよう、各店舗に対する支援強化に取り組みます。

②商店経営支援

商工会等との連携をもとに、商品券発行事業等の共同事業の充実、イベント等の開催など、地域に密着したサービスの強化に努めます。

また、各店舗への経営診断、経営指導の強化に努めるとともに、金融対策として、融資制度の活用を促進します。

③農業・水産業・観光との協力

商工会と農協、漁協、観光協会等との協力体制を強化し、観光と結びついた商業の展開や観光イベントの開催、特産品の開発・PR等を進め、新たな地場産業の振興と販売・流通体制の強化を図ります。

④商工会活動の強化

組織力の強化や経営指導体制の充実により、活力ある商工会活動の推進を図り、合併を含めた組織編成を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
水銀街路灯等新設・更新、補修及び電灯料補助事業	南知多町	商工会が設置した水銀街路灯等の新設・更新、補修費及び電灯料の補助	毎年度
商工業振興資金預託事業	南知多町	愛知県の融資制度に協調して商工業振興資金を取扱金融機関へ預託	毎年度
商工業振興資金信用保証料補助事業	南知多町	商工業振興資金融資を受けた者へ信用保証料の補助	毎年度
産業まつり推進事業	南知多町 南知多町産業まつり推進協議会	農業、漁業、商工業、観光等を町内外へ紹介する産業まつり推進協議会事業費の補助	毎年度
商工会育成事業	南知多町	商工会の運営費及び事業費の補助	毎年度

(2) 工業の振興

①新しい産業振興

地域の特色を生かした地場産業の掘り起こしや育成に努め、新しい産業として定着できるよう積極的な支援を図ります。

また、観光と結びつけた産業の育成に努めます。

②地元企業の活動支援

経営資質の向上、育成を図るため、商工会等の行う経営指導、企業診断制度を活用し、効果的な経営改善を指導するとともに、事業主、従業員に対して各種研修制度への積極的な参加を呼びかけ、新しい生産技術の習得を支援し、人的資質の向上を図ります。

③工場適地の整備

秩序ある土地利用と、企業相互の連携を強化するため、新たな工場適地の調査・検討を行い、企業の立地や移転を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
産業振興補助事業	南知多町	研究開発の初期段階に実施する実験研究事業で商品化までに要する経費の補助	毎年度
商工業振興資金預託事業	南知多町	愛知県の融資制度に協調して商工業振興資金を取扱金融機関へ預託	毎年度
商工業振興資金信用保証料補助事業	南知多町	商工業振興資金融資を受けた者へ信用保証料の補助	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値			目標値		
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
町内事業者の数	1,707	1,740	1,760			

(3) 雇用と労働

①労働環境の改善支援

勤労者が健康で安心して働ける場にしていくため、事業者に対して安全衛生思想の普及、労働時間短縮の促進などの啓発を図り、労働条件、環境の改善向上に努めます。

また、企業内福利厚生制度の充実、福祉施設の整備、勤労者福祉サービスセンターの活用などの勤労者福祉の向上を促し、ゆとりのある労働環境づくりを支援します。

②雇用の促進

人材確保のため、公共職業安定所など関係機関との連携を図り、広域的な求人活動を促進します。

また、若者、高齢者、障がい者が、それぞれの能力に応じた就労の場を確保できるよう企業に理解を求めるなど、雇用条件の向上に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター助成事業	南知多町	中小の事業所に勤務する従業員、事業主の福祉増進を図るため、サービスセンターの管理運営費の助成	毎年度
半田公共職業安定所雇用対策推進協議会参加	南知多町 半田公共職業安定所雇用対策推進協議会	公共職業安定所管内の雇用対策の推進により、労働力需給調整機能の増進を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値			目標値		
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
勤労者による勤労者福祉サービスセンターの利用者数（会員数）	719	750	780			

(4) 消費者対策

①広報活動と消費者教育の充実

消費者対策への町民の関心を高めるため、広報活動、的確な生活情報の提供に努め、経済・社会の変化に即応した消費者教育を図ります。

②適正な取引の確保

商品量目検査の充実に努め、食料品など生活必需品の適正な取引を確保し、消費者保護と商品取引の円滑化を図ります。

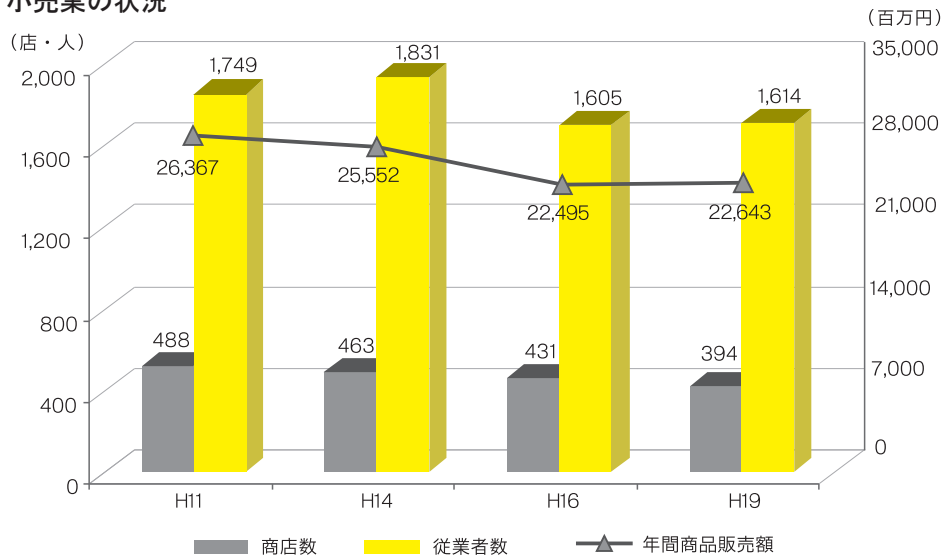
③相談指導体制の充実

消費者トラブルの未然防止や被害発生後の適切な指導を進めるため、県や他市町との連携により、多様化する消費生活に関する情報の収集に努め、消費者相談体制の充実に努めます。

【主要事業】

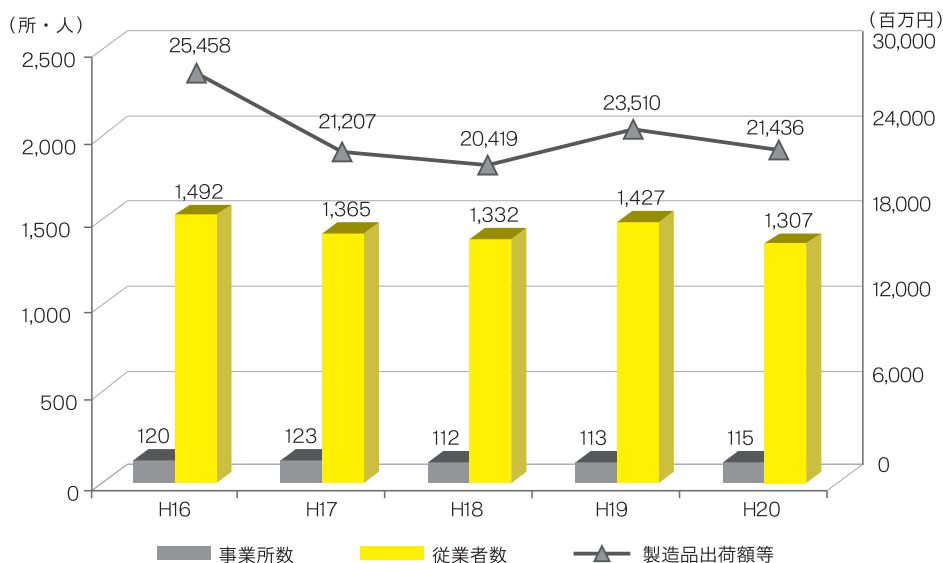
事業名	事業主体	事業概要	事業期間
消費者情報の提供	南知多町	消費者トラブル情報を随時広報掲載 情報チラシを随時全戸回覧	毎年度
商品量目検査	南知多町	中元期・年末年始期に商品量目検査を実施	毎年度

●卸売業・小売業の状況



資料：商業統計調査

●従業者数4人以上の事業所の状況



*平成20年数値は速報値

資料：工業統計調査



計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

第2編
基本計画

計画の実現に向けて

資料編

第4章 活力をともに生みだすまちづくり

④ 観光

◆ 現状と課題

- 観光は21世紀の成長産業と言われており、本町においても、観光振興に自然や歴史などの資源を活用することによって、地域の活性化に大きく寄与するものと期待されています。
- 本町は、温暖な気候に恵まれ、海・山、農水産物、歴史・文化、温泉などの観光資源が豊富な地域です。これまで、観光協会などが中心となり、主に名古屋方面を対象として観光情報の発信や都市住民との交流などに取り組んできました。
- 平成21年の観光入り込み客数は約364万人で、海水浴客や温泉利用客、観光施設客が主なものですが、天候に左右される観光が多く、年間を通じて集客が期待できる施設は大規模なホテルや飲食施設に限られています。年間を通じての観光資源の開発や観光施設の機能強化を進め、夏季中心の観光から四季型観光へ転換を図ることが必要となっています。
- また、現状では、個々の地域や資源、取り組みの連携が図られておらず、観光振興による地域への経済的効果が限定されているという問題があります。町内にとどまらず知多半島内の回遊性を向上し、滞在時間を延長させるために、広域観光も視野に入れた地域間連携を図っていくことが求められます。同時に、農漁業・商工業など、地域産業と観光との有機的な連携を図るという視点に立ち、地域の魅力を活かした観光のメニュー化、観光拠点の整備・拡充を図っていく必要があります。
- さらに、新たな観光施設の整備、観光ルートの設定、内田佐七家などを活用した観光資源の開拓、観光ボランティアガイドの育成・強化、新たな集客イベントの企画やイベントの開催などに合わせた観光客誘致事業の実施なども必要です。
- 観光のまちという積極的なPRやわかりやすい観光情報の発信、地域資源を活かした観光セールスプロモーション※¹⁾によって観光客を呼び込むだけでなく、本町に訪れる観光客に対するもてなしの心の醸成、受け入れ態勢を育てていく必要があります。
- 観光客の増加を図るうえで、広域的な観光振興は必要不可欠なため、愛知県の策定した「愛知県観光振興基本計画」に基づき、魅力ある観光地域づくりの推進を目指すとともに、知多半島内の市町、観光協会、商工会議所等で設立した「知多半島観光圏協議会」の目的に沿って、観光の魅力の増進による国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進する事業を推進する必要があります。

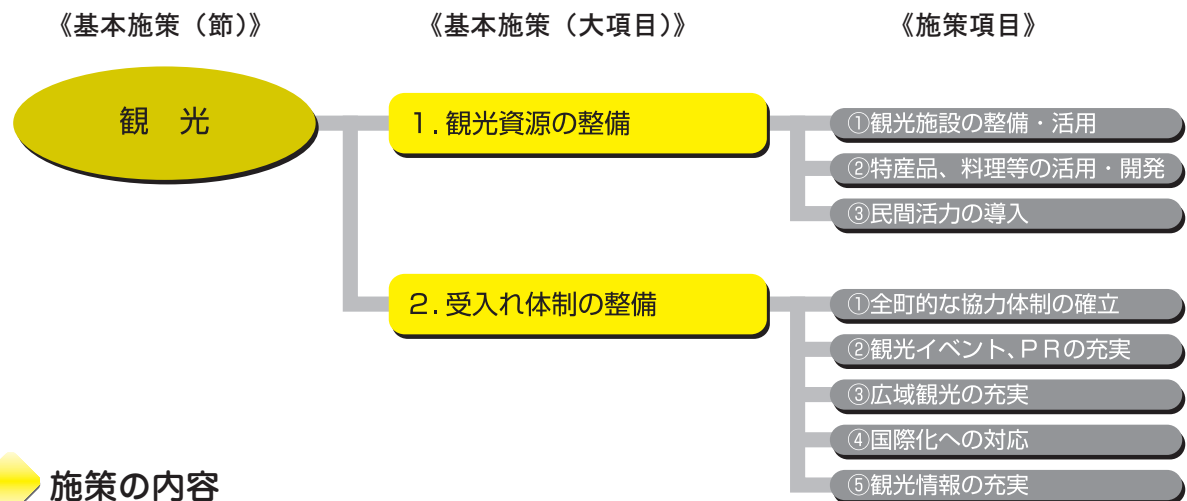
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 農業や漁業との連携によって、季節ごとに魅力のある参加・体験型の観光メニューが提供され、国内外から多くの観光客が訪れています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
本町来訪観光客数(千人)	3,635	4,000	4,100

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 観光資源の整備

①観光施設の整備・活用

多様化する観光ニーズに対応するため、本町の観光要素を組み合わせた観光コースを設定するほか、観光施設の案内標識や観光案内所等の整備・活用を図ります。

さらに、農業や漁業関係者との協力により、農漁業体験などを組み入れたグリーンツーリズム^{※2)}や、食や海・温泉などの資源を生かしたヘルスツーリズム^{※3)}、自然や歴史などの資源を学ぶエコツーリズム^{※4)}などの新たな観光の推進を図ります。

②特産品、料理等の活用・開発

地域の農・水産物等を生かした特産品の開発を行い、即売会の実施等を検討するなど観光産業の振興を図ります。また、本町の郷土料理の掘り起こしを進めるとともに、観光資源としての活用を検討します。

③民間活力の導入

民間活力を利用した美術館、資料館等の整備を促し、観光資源としての活用を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
観光施設維持管理事業	南知多町	町内に存する観光施設の有効活用を図るため、地元へ管理を委託する	毎年度

(2) 受入れ体制の整備

①全町的な協力体制の確立

観光の町として整備を進めるため、観光協会の機能強化に努めるとともに、行政や観光協会はもとより、農協、漁協、商工会などが連携して全町的な協力体制を確立するため、観光プロデューサーの養成に努めます。また、観光ボランティアの育成・確保を進め、地域ぐるみによる「おもてなし」の強化を図ります。

②観光イベント、PRの充実

地域の特性を生かした各種観光イベントの充実に努めます。

新聞、テレビ等による継続的な観光宣伝を展開する一方、本町の多彩な地域イベント及び天然温泉等を紹介するため、中部圏を中心に観光展、産業まつり等に参加、出展し、継続的に観光客の誘致に努めます。

③広域観光の充実

知多半島観光圏協議会の構成団体等と連携し、観光地の魅力増進に努めるとともに、広域観光のルート化を図り、観光客の誘致を図ります。また、渥美半島、鳥羽など周辺観光地区との協力体制の充実に努めます。

④国際化への対応

外国人観光客の誘致促進に努め、多言語による案内パンフレットやHPなどの情報発信をはじめとする受入れ体制の整備を図ります。

⑤観光情報の充実

テレビのスポットCMを通じて南知多への観光誘客を図るとともに、パンフレットやホームページ、新聞、雑誌などの多様なメディアを活用して、季節ごとのきめ細やかな観光情報を提供し、リピーターの確保や町内の回遊性向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
テレビスポット事業	南知多町	本町の周知拡大と観光客の誘致を図るため、テレビスポットを放送する。	毎年度
イベントチラシ等作成事業	南知多町	観光客のさらなる誘致を図るため、季節毎のチラシを作成する。	毎年度
海水浴客保護及び浴客安全対策事業	南知多町	海水浴場の保護及び浴客の安全を図ることにより、さらなる誘客を図る。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
本町来訪観光客宿泊者数（千人）	650	720	750

地区別観光客数の推移（単位：千人）

年	内海	豊浜	師崎	篠島	日間賀島	計
平成元	2,300	1,039	1,686	389	414	5,828
5	1,715	1,173	1,468	312	325	4,993
10	1,680	766	1,245	286	293	4,270
15	1,265	995	1,121	251	272	3,904
20	1,154	1,010	1,200	236	287	3,887

《用語解説》

※1：観光セールスプロモーション

観光宣伝等による誘客や観光地としての付加価値を高めるための手段を講ずることにより観光客の増加を図るなど、観光振興につながる促進活動。

※2：グリーンツーリズム

農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動。

※3：ヘルスツーリズム

医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のこと。温泉療法や森林療法、海岸療法（タラソテラピー）のほか、主に医療行為を受けるための手段として行われるメディカルツーリズムなども広義の意味でヘルスツーリズムに含まれる。

※4：エコツーリズム

地域の環境や文化を破壊せずに、自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行や滞在型観光。





第5章 心豊かな人を育むまちづくり

- ① 学校教育
- ② 生涯学習
- ③ 生涯スポーツ
- ④ 文化・芸術

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第5章 心豊かな人を育むまちづくり

① 学校教育

◆ 現状と課題

- 教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を図るとともに、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。
- 社会が少子高齢化、高度情報化、国際化など急速に変化を遂げる中であって、個人には、自らを律し、他と協調しながら、自立してその生涯を切り開いていく力が一層求められるようになっていきます。
- また、個人の充実した人生と地域社会の持続的な発展を実現するためには、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分達一人ひとりにあるという公共の精神を自覚するとともに、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することが、これまで以上に重要となっています。
- そのためには、教育において、個人が自立的に社会に参画し、相互に支えあいながら、社会の一員としての役割を果たすために必要な資質を養うことを重視していく必要があります。
- 本町の平成21年5月1日現在の学校数は、小学校6校、中学校5校であり、児童数・生徒数は、小学校1,042人、中学校557人で、著しい少子化傾向にあります。
- 子ども達が楽しく学び、明るく生活することのできる学校にするために、さらなる教育上の施策を検討・実施していく必要があります。また、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基となる「生きる力」を育てるとともに、社会の形成者として必要となる基本的資質を養うことが重要です。
- また、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対しながら、子ども達を健やかに育てていく必要があるため、教育条件のさらなる質の向上を図るとともに、教育施設の耐震化などを進め、安全で安心な学校環境を整備していくことが大きな課題となっています。

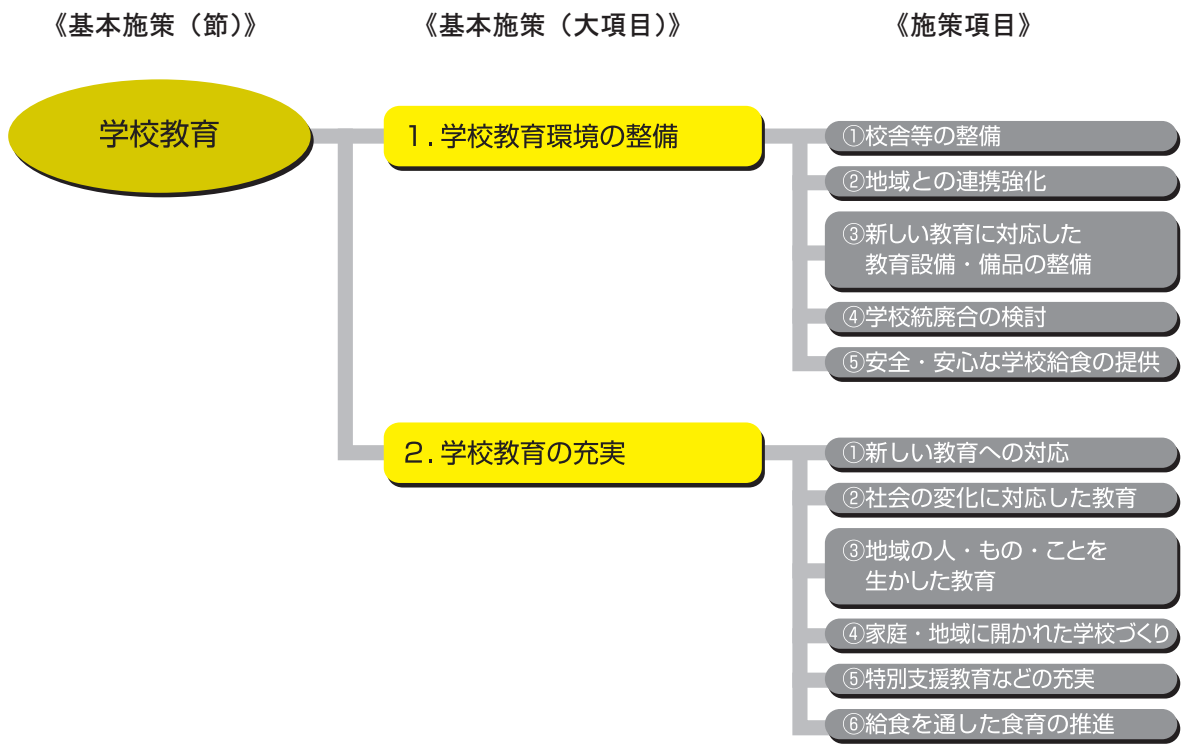
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 安全で安心して生活できる学校環境が整っており、地域全体で健やかな子どもが育てられています。
- 郷土に誇りを持ち、社会を支え発展させるとともに、他人を思いやり、環境を大切に作る心豊かな子どもたちが育っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
義務教育（小中学校）への満足度（住民意識調査）（％）	9.5	30.0	50.0

施策の体系



施策の内容

（1）学校教育環境の整備

①校舎等の整備

校舎や屋内運動場の耐震化を促進するとともに、内外装改修及び防水改修などの老朽化対策を計画的に実施します。また、遊具・体育器具などの安全対策やエコ改修^{*1)}、バリアフリー改修^{*2)}などを実施し、安全で安心な学校施設の整備に努めます。

②地域との連携強化

子どもたちが、事故・事件・災害などに巻き込まれることを防ぐため、スクールガードなどの学校支援ボランティア活動の充実に努めます。また、地域との連携をより強化し、児童・生徒と家庭や地域社会とのふれあい・絆を深めつつ、地域全体で子どもたちを育成する環境づくりに努めます。

③新しい教育に対応した教育設備・備品の整備

文化・伝統を学び、未来に継承していくために、和楽器、武道用具や関連図書などの整備に努めます。また、外国語教育教材備品、情報化教育用機器及び校内LAN^{*3)}を整備するなど、新しい教育に対応した設備・備品の整備に努めます。

④学校統廃合の検討

児童・生徒にとって望ましい学校生活と教育環境の整備をめざし、学校が地域に密着した活動拠点であるという観点や、児童・生徒数の推移、町の財政状況を踏まえながら、学校統廃合の可能性を検討するとともに、必要に応じた整備に努めます。

⑤安全・安心な学校給食の提供

安全で安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底と安全な食材を使用するとともに、施設・設備の計画的な維持・保守に努めます。

なお、並行して老朽化が著しい現学校給食センターの「移転・建て替え計画」を策定し、早期実現に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
学校耐震対策事業	南知多町	耐震補強工事の実施	22年度 ～24年度
学校施設環境整備事業	南知多町	施設の外壁、内装、防水などの改修工事、遊具・体育器具などの安全対策、エコ改修、バリアフリー改修の実施	毎年度
地域との連携強化	南知多町	P T A活動の推進、学校支援ボランティアの育成、地域が学校を支援する仕組みづくり、交流活動の場づくり	毎年度
教育用コンピューターリース事業	南知多町	教育用コンピュータの整備、校内LANの整備促進	毎年度
教育振興備品・教材の充実	南知多町	教科・教材備品・図書などの充実、図書管理委託事業、社会科副読本発行	毎年度
学校統廃合の検討	南知多町	学校統廃合の検討と円滑な推進	毎年度
学校給食センター移転・改築事業	南知多町	立地調査、規模の検討、候補地の選定、構想及び計画の策定、工事等の実施	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
学校耐震化率（%）	65.7	100.0	100.0

（2）学校教育の充実

①新しい教育への対応

基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視するとともに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。また、自ら主体性を持って学ぶ意欲や習慣を身につけ、行動できる「生きる力」を育成するため、教職員研修を推進し、教職員の資質向上を図りつつ、毎年度学校教育指針を定め、教育目標を示しながら新しい教育への対応に取り組みます。

②社会の変化に対応した教育

高度情報化やネット犯罪に対応した情報モラル教育^{*4)}の充実を図るとともに、国際化に対応した外国語活動の拡充に努めます。また、発達段階に応じた学校間の円滑な接続を図るために、幼保小中連携を多角的に進めます。

さらに、ボランティア体験活動などを実施し、福祉教育の充実を図るとともに、身近なエコ活動を推進するなど環境教育の充実に努めます。そして、痛ましい事故・事件・暴力・犯罪が多発する現代社会の中で、安全確保に取り組むとともに、道徳教育などを通して心の教育の充実に努めます。

③地域の人・もの・ことを生かした教育

児童・生徒が郷土の自然・文化・伝統に親しみ、地域社会についての理解を深める学習を充実させるとともに、豊かな自然環境に触れながら、環境への関心を高め、自然を大切にし、郷土を担う心を育みます。

また、勤労体験学習の充実や地域の人を講師にした授業などにより、地域で働く人達との交流を深め、勤労への感謝を育み、郷土を愛し誇りの持てる子どもたちの育成に努めます。

④家庭・地域に開かれた学校づくり

生涯学習の充実やスポーツの振興を図るため、セキュリティーや管理面での諸条件を考慮しつつ、学校施設をできるだけ広く団体や地域に開放するとともに、利用しやすい施設の整備に努めます。また、学校評議員制度^{*5)}を定着させるとともに、外部評価を取り入れ、家庭・地域に開かれた学校づくりに努めます。

⑤特別支援教育などの充実

障がいの種類や程度に応じた就学指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、気軽に相談できる体制の整備に努め、併せて特別支援学級の整備充実をめざします。

また、通級指導教室を充実させ、個を大切にされた教育に努め、自立を支援するとともに、通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちに対する学習サポートを拡充します。さらに、適応指導教室（リフレッシュスクール）の充実を図り、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援します。

⑥給食を通した食育の推進

学校給食を中心とした食育^{*6)}を推進し、子どもたちが、生涯を健康で生きるための食事管理能力を育て、さらに食育を通じて心豊かな人生を送ることのできる基礎を築いていきます。

また、学校給食に地元の農産物を積極的に活用し、身近な郷土料理を献立に取り入れながら、栄養のバランスのとれた魅力ある食事内容とするとともに、子どもたちが自ら「食」のあり方を学ぶことができる「生きた教材としての給食」となるよう努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
教育研究事業	南知多町	学校教育研究委託事業、教育指導研究委託事業、研究成果の蓄積と活用	毎年度
教職員研究研修事業	南知多町	現職教育研修委託事業 教育研修会・研究発表会の開催	毎年度
情報教育推進事業	南知多町	情報教育アドバイザー派遣委託事業 情報モラル教育の推進	毎年度
外国語活動推進事業	南知多町	小中学校外国人英語講師派遣事業 教員英語教育研修の実施	毎年度
総合的な学習の時間の推進	南知多町	自ら判断し、自ら行動できる児童・生徒の育成（自立と創造の人間づくり）	毎年度
勤労体験学習及び郷土学習の充実	南知多町	中学校出合いと体験の道場、職場体験、地域講師出前授業	毎年度
福祉教育及び環境教育の推進	南知多町	福祉・環境ボランティア体験、地域の自然観察、ゴミ減量化への取り組み	毎年度
学校開放の推進	南知多町	学校施設開放の推進 セキュリティなどの安全対策	毎年度
学校評価の促進（外部評価の導入）	南知多町	学校評議員制度の導入、外部評価の導入、評価結果の公開	毎年度
就学相談指導事業	南知多町	障がいの程度や能力に応じた適切な就学指導	毎年度
特別支援教育及び通級指導教室の充実	南知多町	個を大切にした教育への取り組みと自立支援	毎年度
学習支援員の適正配置	南知多町	きめ細かい学習・学校生活サポートの実施	毎年度
適応指導教室の充実	南知多町	教育指導員・相談員の継続的配置、相談体制の整備	毎年度
教育機会の均等確保	南知多町	就学援助、私立高等学校授業料補助、私立幼稚園就園費補助	毎年度
給食を通じた食育の推進	南知多町	旬の食材や地場産物を活かした給食、献立募集	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
外国人英語講師の年間派遣時間（1クラス当たり年間時間数） 小学校：5年、6年 中学校：1年、2年、3年	小学校 20 中学校 6	小学校 35 中学校 10	小学校 35 中学校 15

南知多町の小中学校の現況

(各年5月1日現在)

区分	年度	学校数 校	児童・生徒数 人
小学校	H17	8	1,145
	H18	8	1,111
	H19	8	1,087
	H20	7	1,069
	H21	6	1,042
中学校	H17	5	672
	H18	5	627
	H19	5	589
	H20	5	567
	H21	5	557
合計	H17	13	1,817
	H18	13	1,738
	H19	13	1,676
	H20	12	1,636
	H21	11	1,599

学校施設の状況(施設台帳調査)

(平成21年5月1日現在) 単位: m²

区分	学校名	校 舎		屋内運動場	
		基準面積	保有面積	基準面積	保有面積
小学校	内海	3,816	3,646	919	626
	豊浜	4,224	4,430	919	752
	大井	2,636	3,130	894	713
	師崎	2,636	3,148	894	531
	篠島	2,636	3,494	894	468
	日間賀	2,636	2,358	894	1,022
	小計	18,584	20,206	5,414	4,112
中学校	内海	3,349	3,702	1,138	831
	豊浜	3,006	4,597	1,138	1,113
	師崎	3,349	3,445	1,138	946
	篠島	2,318	2,157	1,138	1,361
	日間賀	2,318	2,323	1,138	826
小計	14,340	16,224	5,690	5,077	
合計		32,924	36,430	11,104	9,189

《用語解説》

※1: エコ改修

環境を考慮した学校施設の整備推進に係る改修のこと(例: 省エネルギー、省資源、太陽光発電、太陽熱利用、自然共生、資源リサイクルなど)

※2: バリアフリー改修

障がいのある児童・生徒が利用しやすいように、建物内の段差など、学校の中に存在する障壁となるものを取り除く改修のこと

※3: 校内LAN

校内LANとは、学校内に張り巡らされたインターネット利用のためのネットワークのことであり、校内LANを導入することによって、普通教室からインターネットに接続し、ホームページの閲覧が可能になります。また、サーバー上に蓄積された学習資源を共有することが可能となります。

《用語解説》

※4：情報モラル教育

コンピュータや情報通信ネットワークなどの特性や、利用に係るマナーやエチケットなど情報化社会での適正な活動を行うための基になる考え方や態度を養うための教育のこと。

※5：学校評議員制度

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度であり、学校運営に関して意見を述べる学校評議員をおき、意見や意向を聞いて、教育方針や計画などに反映させていくものである。高等教育の段階を除いた学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、その学校の設置者（教育委員会、学校法人、国立大学法人など）の定めるところによりおこなうことができる。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。学校評議員の委嘱は、その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、その学校の設置者が行うとされている。

※6：食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の承継、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための取り組みのこと。



耐震化工事（大井小学校）



外国人英語講師派遣事業



地域の人・もの・ことを生かした教育



学校給食

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第5章 心豊かな人を育むまちづくり

② 生涯学習

◆ 現状と課題

- 生涯学習^{※1)}意欲の高まりや社会の変化への適切な対応を背景に、趣味・教養から健康・医療あるいは就業・雇用のための学習など人々の学習ニーズが多様化しています。自由時間の増大、高齢化、高学歴化など社会の変化によって、多くの人々が生きがいのある充実した人生を送ることを目指して自己実現を図り、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさややすらぎを求めるようになってきています。
- 一方では、社会の大きな変化の中で、国際化、情報化、高齢化、少子化、環境問題といった課題や、地域をめぐる環境も変化しつつあり、こうした地域や社会の問題を解決する手段として、あるいは個人が自己実現に取り組むための手段としての学習の場が重要な意味を持っており、乳幼児期から高齢者に至るまで、生涯を通じた学習を続ける生涯学習の考え方が重要となっています。
- 生涯学習の目標である「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるようにするためには、生涯学習を目的とした推進組織の整備が必要となります。
- 町内の学習施設は、小中学校の学校教育施設のほか、社会教育施設としての公民館が7館（町公民館、町公民館内海分館、山海公民館、大井公民館、師崎公民館、日間賀島公民館、師崎公民館児童図書分館）、篠島開発総合センター、町民会館図書室、山海ふれあい会館、豊丘むくろじ会館がありますが、生涯学習意欲の高まりに合わせた施設整備の充実が求められています。
- また、生涯学習の講座等に関する情報は、町広報、CATV、ポスター等により随時情報提供に努めており、町民が公民館等を利用して、自ら進んで学習に取り組もうとする機運が高まっていますが、青少年や成人男子の参加が少ない状況となっています。

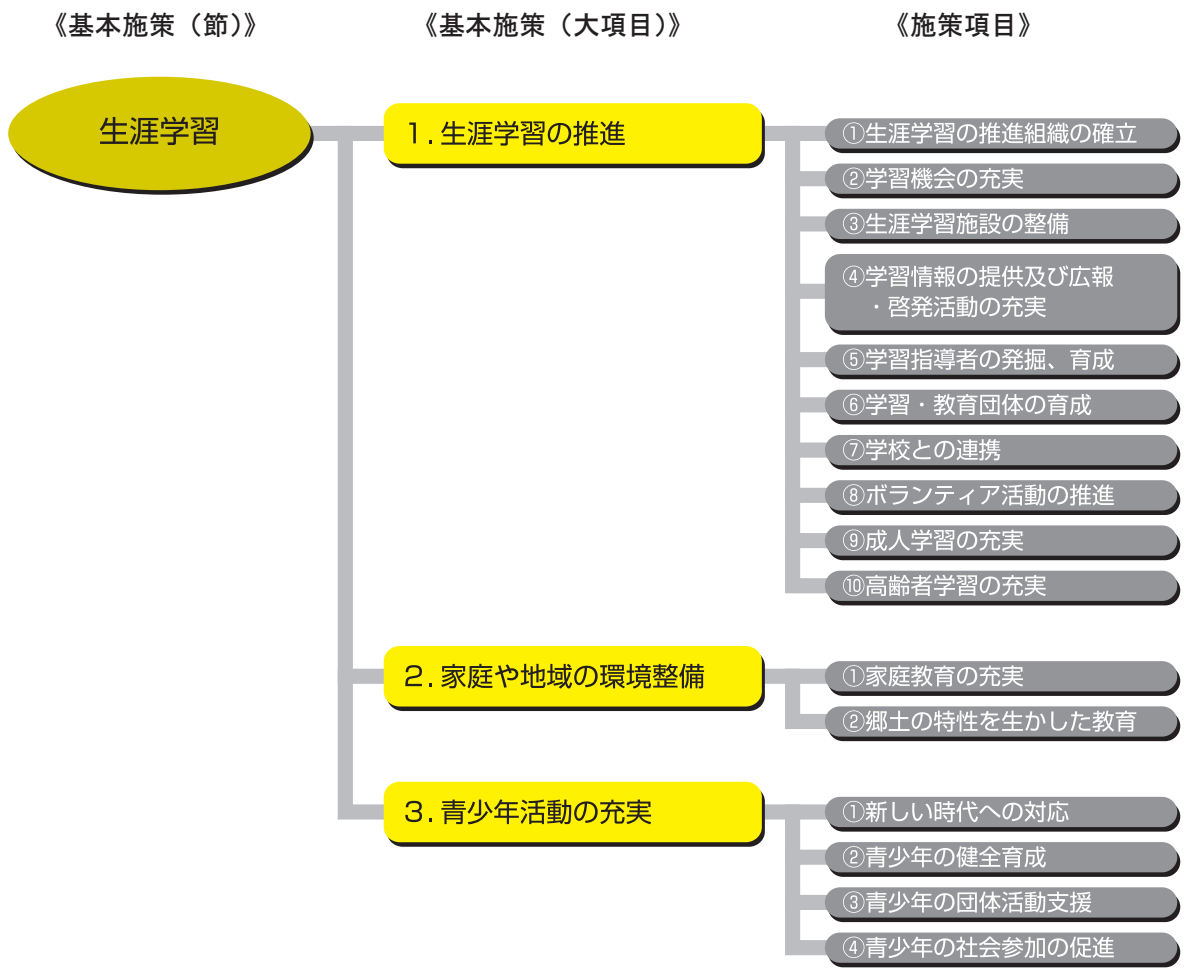
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町民相互の学習や共同学習を通して、自らの生活を改善し、豊かで潤いのある地域社会づくりに貢献できる人材が育っています。
- 地域ぐるみの青少年育成を行うとともに、青少年の活動の場を拡大することにより、積極的に社会参加できる人材が育っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
生涯学習施策に満足している人の割合(%) (住民意識調査)	2.9	10.0	20.0

施策の体系



施策の内容

(1) 生涯学習の推進

①生涯学習の推進組織の確立

生涯学習基本構想に基づき、行政、学校、地域社会や各種団体等との連携により、豊かな生活を送るため、地域や社会に主体的に関わり、生涯を通して行う自己啓発活動を推進するための組織の確立を図ります。

②学習機会の充実

各世代の課題やニーズに応じた各種講演会や講座の開講など、体系的な学習機会の充実に努めます。また、学習成果を発表する機会やそれを社会に生かすための活動の充実に努めます。

③生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点として、公民館など社会教育施設整備の充実に努めます。また、既存施設についても利用者のニーズに合わせた有効活用に努めます。

④生涯学習情報の提供及び広報・啓発活動の充実

生涯学習施設間のネットワーク化を推進します。また、広報・啓発活動の充実に努め、町民に対し生涯学習の促進を図ります。

⑤学習指導者の発掘、育成

年々多様化、高度化する町民の学習要求に応えるため、指導できる人材確保を図り、特技や能力、意欲のある人材の発掘、育成に努めます。

⑥学習・教育団体の育成

町内の各地域や年齢層における社会教育関係団体や自主学習グループの育成を図り、その活動の支援に努めます。

⑦学校との連携

学校施設の有効利用を図るため、学校開放を進めるほか、学校との連携による講座の充実等に努めます。

⑧ボランティア活動の推進

活力ある地域社会を築くため、青少年、女性等を対象とした各種のボランティア活動を促進します。

⑨成人学習の充実

各世代の課題やニーズに応じた各種講演会、講座の開設を図るほか、国際化、高齢化、環境問題など新しい時代の課題に積極的に取り組む講座づくりを進めます。

⑩高齢者学習の充実

高齢者の豊富な情報から得た知恵を生涯学習の場でも活かし、高齢者が生き生きと活動できる講座の開設や健康づくりを進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
南知多町生涯学習基本構想に基づく生涯学習推進事業	南知多町	生涯学習の推進組織を確立し、世代や、課題に応じて参加できる生涯学習の充実に努める。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
生涯学習関連の講座・教室の参加者数（人）	593	660	720

(2) 家庭や地域の環境整備

① 家庭教育の充実

子育てふれあい活動推進事業等を進めることにより、子育てネットワーカー^{※2)}の設置を推進し、子育てグループの活動支援、乳幼児からの地域ぐるみの家庭教育の充実を図ります。

② 郷土の特性を生かした教育

児童・生徒が郷土の自然や文化に親しみ、地域社会についての理解を深めることができるように、“ふるさと学習”や“野外体験学習”等、親子がともに参加できる講座やイベントの充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
生涯学習事業家庭教育教室 出前講座	南知多町	小中学校において各種講演会、出前講座を開催	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
子育てネットワーカー登録者数（人）	9	12	18

(3) 青少年活動の充実

① 新しい時代への対応

環境問題や国際化、高齢化など新しい時代の課題に積極的に取り組む講座づくりを推進します。

② 青少年の健全育成

家庭や地域でのふれあいを通じて心身ともに健全な青少年に育つよう、青少年健全育成町民会議を開催し、広報・啓発活動を進めるとともに、地域住民の協力により明るい家庭、地域づくりを推進し、青少年が健全に成育できる環境の整備に努めます。

③ 青少年の団体活動支援

子ども会や青少年の各種グループ活動を支援します。またリーダーとなる人材の確保やその育成に努めます。

④ 青少年の社会参加の促進

青少年の芸術・文化活動、健康・スポーツ活動やボランティア活動、社会活動等への積極的参加を促すとともに、こうした問題への関心、意欲を喚起する学習機会の拡充を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
少年の主張大会	南知多町	人格を形成する上で重要な時期にある中学生が、日常生活の中で感じ、考えていることをまとめ、広く社会に訴える。	毎年度

社会教育施設の状況（利用者数は平成20年度実績）

名称	開設年月	構造	階数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	備考
町公民館	昭和48年4月	鉄筋コンクリート	3	479.0	2,528	
町公民館内海分館	昭和48年4月	〃	2	1,137.0	16,306	役場サービスセンター兼
山海公民館	平成7年4月	〃	1	453.3	4,856	
大井公民館	昭和51年3月	〃	2	500.4	9,076	役場サービスセンター兼
師崎公民館	昭和57年4月	〃	3	610.4	16,449	
師崎公民館 児童図書分館	平成5年7月	〃	2	189.3	1,706	
日間賀島公民分館	昭和54年4月	〃	3	499.8	8,970	役場サービスセンター兼
篠島開発総合センター	昭和55年7月	〃	2	991.9	10,404	役場サービスセンター兼
町民会館図書室	平成7年10月	鉄骨	1	439.5	5,152	
郷土資料館	昭和52年8月	鉄筋コンクリート	3	699.2	688	
豊丘むくろじ会館	平成20年4月	〃	2	710.8	16	
山海ふれあい会館	平成21年4月	〃	3	2,260.0	—	



薄板アート



絵手紙教室



親子ふれあいひろば
(中学生ボランティアの参加)



成人式

《用語解説》

※1：生涯学習

学習者の自由な意志に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年（平成2）生涯学習振興法で法制化された。

※2：子育てネットワーク

愛知県が、子育て家庭への身近で具体的な支援を担ってもらう人材の養成のために開催している、子育てネットワーク養成講座を修了した子育ての先輩ボランティア。志を同じくする修了生たちが集まって、育児相談をはじめ、親子のつどいを開催したり、母親同士のグループ活動を支援するなど地域に根ざした活動を展開している。

第5章 心豊かな人を育むまちづくり

③ 生涯スポーツ

◆ 現状と課題

- スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義があります。
- 週休2日制の普及による余暇時間の増大など大きな社会構造の変化の中で、充実した自由時間の実現や健康・生きがいつくりの視点から、スポーツに対する志向の高まりやニーズの多様化が進み、子どもから高齢者まで、「だれもが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツ活動を行うことのできる環境の整備が求められています。
- 本町のスポーツ施設は6施設ありますが、町内すべての小中学校の体育施設を学校教育に支障が生じない範囲で地域のスポーツ団体に開放しており、スポーツ愛好者に有効に活用されています。しかしながら、老朽化の著しい施設が多く、大規模な改修も必要となっています。
- また、町、町体育協会及び各種競技団体主催の大会が定期的で開催され、町民のスポーツ振興が図られています。その例としては、各地区における町民体育祭やミニテニス、グラウンドゴルフ教室の開催などであり、スポーツを通じての健康づくりはもとより、交流や地域活性化にも貢献しています。しかし、近年は、人口減及び高齢化により、競技人口や参加者が減少し、大会開催が危ぶまれる競技団体も生じてきています。
- 同様に、体育指導者の養成については、体育指導委員が大会・研修会等に積極的に参加し、その資質の向上に努めるとともに、各種競技団体においても審判講習会等を開催するなど、優れた指導者の育成を図っていますが、人口減・高齢化により指導者の人材確保も困難になりつつあります。
- だれもが生涯にわたり、身近にスポーツに親しむことができるようにするために、体育・スポーツ団体等との連携を一層強めるとともに、住民が主体的に活動するきっかけとなる機会や場を提供していくことが大切であり、施設面の整備と併せてスポーツ活動の推進に努める必要があります。

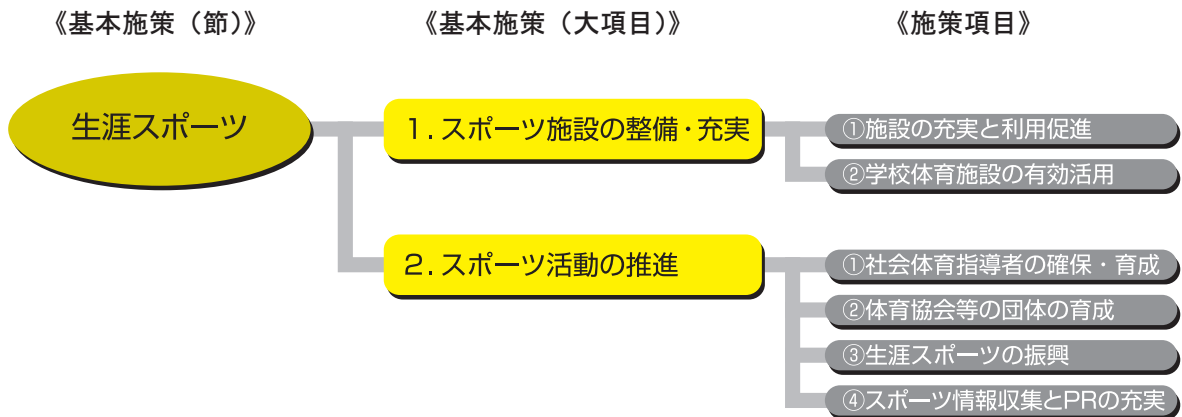
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 町内のスポーツ施設を活用して、町民が多様なスポーツを楽しんでいます。
- 町、町体育協会及び各種競技団体主催大会が定期的で開催され、また、生涯スポーツを中心とした教室が開かれ、町民の健康増進が図られています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
スポーツ施設の利用者数(人)	143,991	158,400	175,000

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

（1）スポーツ施設の整備・充実

①施設の充実と利用促進

町内スポーツ施設の整備を図るとともに、総合体育館トレーニング器具等の点検整備を進め、施設の利用促進を図ります。

②学校体育施設の有効活用

地域住民が気軽にスポーツ活動ができるようにするため、町内すべての学校体育施設を開放し、有効利用を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
学校体育施設開放事業	南知多町	社会体育の普及発展のために、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で町民利用に供する。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
学校体育施設開放の利用者数（人）	50,887	56,000	62,000

（2）スポーツ活動の推進

①社会体育指導者の確保・育成

体育指導員の大会、研修会等に積極的に参加し資質向上に努めるとともに、各競技団体においては審判講習会等の開催を促進し、優れた指導者の確保・育成に努めます。

②体育協会等の団体の育成

町体育協会を中心とした各競技団体やスポーツ少年団等の活動の充実を目指し、スポーツ団体の組織強化、育成を図ります。

③生涯スポーツの振興

町民が楽しみながら、それぞれの体力・健康状態にあわせて健康づくりや体力の維持・増進ができるよう、スポーツ教室や行事の充実に努めます。また、総合型地域スポーツクラブの創設については、関係機関と連携し検討していきます。

④スポーツ情報収集とPRの充実

町民のスポーツ活動への関心を高め、より多くの町民が参加できるよう、各種スポーツ大会・スポーツクラブ等の情報の収集と広報活動の充実に努めます。また、スポーツ教室や行事についても、町民の参加を促します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
町体育協会補助事業	南知多町	町体育協会に助成し、スポーツ団体の育成・組織強化を図る。	毎年度



町小中学生綱引き大会



夏休み小学生水泳教室

社会体育施設の利用状況（平成20年度利用者数）

名称	所在地区	施設の区分	利用者数（人）
町総合体育館	豊浜	体育館	47,601
町民会館	内海	体育館・グラウンド	33,798
運動公園	豊丘	グラウンド・テニスコート	8,949
町体育館	豊浜	体育館	1,135
豊丘むくろじ会館	豊丘	体育館	1,621
合計			93,104

学校体育施設のスポーツ開放利用状況（平成20年度利用者数）

学校名	利用者数（人）	学校名	利用者数（人）
内海小学校	5,600	内海中学校	7,916
豊浜小学校	13,238	豊浜中学校	3,287
師崎小学校	4,727	師崎中学校	2,548
大井小学校	1,983	篠島中学校	3,769
篠島小学校	2,626	日間賀中学校	1,834
日間賀小学校	3,359	合計	50,887

第5章 心豊かな人を育むまちづくり

④ 文化・芸術

◆ 現状と課題

- 文化財については、文化財保護委員会を設置し、町内の文化財の調査、研究を進めるとともに、文化財の指定や町民への周知を図っていますが、未調査の文化財も多く、散逸等が懸念されるとともに、十分な防火・防犯体制の整備が必要です。町内各地に残る史跡、名勝、埋蔵文化財包蔵地等についても、保存に対する十分な体制がとれていないため、開発や自然現象等による滅失が懸念されます。
- また、これまでに収集した民俗資料の十分な管理体制が整っていないため保存整理に課題が残されています。こうした中で専門職員の配置や郷土資料館等の整備も課題となっています。
- 各地に伝わる無形文化財では、盆踊りやまつりをはじめとした各種の伝統行事を後世に伝えていく必要があります。
- 町誌編さん事業及び各種の文化財調査、民俗調査等で得られた収集資料、調査結果は膨大ですが、これらの資料等を整理し、公開していく体制をつくるのが課題となります。また、これらの資料等の公開、普及により、町民に町の伝統文化への愛着や後世への保存伝承に対する理解を深めてもらうための活動も重要です。
- 本町は観光振興の面からも、豊かな自然や歴史・文化等の情報を町内外に発信するとともに、歴史的・文化的環境の整備・活用の充実が必要になっています。
- 文化・芸術活動については、文化協会を中心として、各文化・芸術団体の活動を支援していますが、各団体の情報収集が難しく、すべての団体を支援できる体制がとれていません。
- 今後は、さらに町内の文化・芸術活動を充実していくことや、町外から優れた文化・芸術活動団体を招へいすることなどにより、町民の文化・芸術活動への関心を高めていくことも必要です。
- また、文化・芸術活動の発表の場や関係イベントの充実も課題となります。

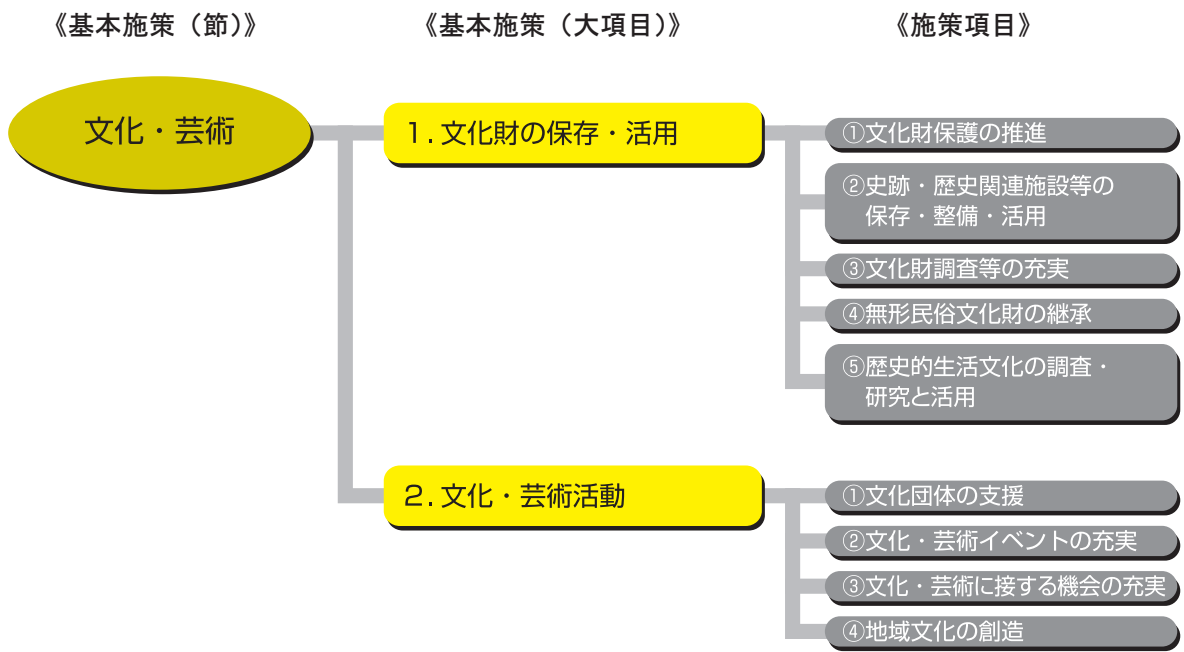
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 文化財や伝統文化等の保存・伝承を通して、郷土に誇りと愛着をもつ町民が育っています。
- 文化・芸術活動に取り組み、文化的でうるおいのある生活を送る町民が育っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
文化・芸術活動に満足している住民の割合(%) (住民意識調査)	3.0	6.0	10.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

（1）文化財の保存・活用

①文化財保護の推進

文化財の保護、活用、継承を進めるため、これらの活動を行う文化財保護団体の育成及び活動の支援、町民の文化財に対する保護意識の高揚に努めます。

②史跡・歴史関連施設等の保存・整備・活用

町内各地に残る史跡や歴史的施設、埋蔵文化財包蔵地、文化財、文化的遺産等を後世に残していくため、これらの保護及び周辺環境の保全に努めます。また、郷土資料館等の整備を通して、文化財、民俗資料の保存・活用に努めます。

③文化財調査等の充実

保存すべき文化財等を把握するため、町内の神社仏閣、史跡、埋蔵文化財包蔵地、歴史的文化的遺産をはじめ町内の有形・無形の文化財について調査・研究を進め、重要度にあわせて文化財指定するなど、保存を図ります。

④無形民俗文化財の継承

保存・伝承すべき無形民俗文化財を把握するため、郷土に古くから残る祭礼や風習、行事、郷土芸能等の無形民俗文化財についての掘り起こしや研究を進めるとともに、その継承を支援します。

⑤歴史的・生活文化の調査・研究と活用

町の歴史、文化、生活等について調査・研究を進め、その成果をまとめるとともに、それらの文化的活用を通して地域の活性化に役立てます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
尾州廻船内田家保存整備事業	南知多町	尾州廻船内海船 ^{*1} 船主内田佐七家の家屋の修復工事及び公開	毎年度
郷土資料館整備事業	南知多町	町郷土資料館の整備、活用	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
文化財指定件数（件）	31	40	45

（2）文化・芸術活動

①文化団体の支援

町民の文化・芸術活動への参加を促すため、町文化協会を中心として、各文化団体の育成と組織の充実を図り、その活動を支援します。また、必要に応じて、周辺市町との協力により、文化・芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

②文化・芸術イベントの充実

町民の文化・芸術活動の発表の場として、関係イベントの充実を図り、町民の参加を促します。

③文化・芸術に接する機会の充実

町民がすぐれた文化・芸術に接する機会を多く持てるよう、各種学習講座や講演会等の充実を図ります。

④地域文化の創造

町民の文化活動への参加を促進し、地域の特色ある文化の創造を目指します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
文化団体育成事業	南知多町	町文化協会を始めとする各文化団体の活動支援	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
町が後援する町文化協会主催の芸術文化活動※2)に鑑賞・参加している住民の数（人）	2,700	3,000	3,300

■南知多町の指定文化財一覧

平成21年3月31日現在

指定	名称	種別	所在	指定年月日
国	羽豆神社の社叢	天然記念物	師崎（羽豆神社）	昭和9年1月22日
	大蔵経（一切経）	書跡	山海（岩屋寺）	昭和14年5月27日
	金銅法具類	工芸	山海（岩屋寺）	昭和14年9月8日
県	木造阿弥陀如来立像	彫刻	豊浜（極楽寺）	昭和32年9月6日
	算額	有形民俗	豊浜（光明寺）	昭和50年1月31日
	紺紙金字妙法蓮花経及び心阿弥陀経	書跡	師崎（羽豆神社）	昭和51年8月2日
	算額	有形民俗	内海（泉蔵院）	昭和53年10月16日
町	洛中洛外凶屏風	絵画	師崎（延命寺）	昭和56年3月25日
	歌舞伎図（芝居絵）	絵画	豊浜（個人蔵）	昭和56年3月25日
	絵馬	絵画	大井（医王寺）	昭和56年3月25日
	豊浜須佐おどり	無形民俗	豊浜	昭和58年6月1日
	山車からくり人形	有形民俗	内海（吹越区）	昭和59年1月27日
	大般若経（写経）	書跡	豊丘（正法寺）	昭和60年7月1日
	地藏菩薩立像	彫刻	豊浜（光明寺）	昭和63年9月1日
	鑄鉄地藏菩薩立像	彫刻	内海（全久寺）	昭和63年9月1日
	木造地藏菩薩立像	彫刻	内海（全久寺）	昭和63年9月1日
	帝井	史跡	篠島	平成元年10月1日
	寛政村絵図	歴史資料	師崎（延命寺）	平成10年12月1日
	梵鐘	工芸	篠島（正法禅寺）	平成10年12月1日
	雲版	工芸	篠島（正法禅寺）	平成10年12月1日
	円空仏・善女竜王像	彫刻	片名（成願寺）	平成11年12月1日
	絵馬群	有形民俗	豊浜（光明寺）	平成13年12月1日
	円空仏・薬師如来像	彫刻	内海（如意輪寺）	平成13年12月1日
	東端戎講文書	歴史資料	郷土資料館	平成16年7月1日
	内海船及び船道具資料	歴史資料	郷土資料館	平成16年7月1日
	コウナゴすくい漁のタモ	有形民俗	郷土資料館	平成16年7月1日
	北地古墳群出土漁具	考古資料	郷土資料館	平成16年7月1日
	神明社貝塚出土骨角器・装身具	考古資料	郷土資料館	平成16年7月1日
	観音菩薩立像・勢至菩薩立像	彫刻	豊浜（極楽寺）	平成17年8月1日
	西村区山車彫刻	彫刻	山海（西村区）	平成18年3月29日
	尾州廻船内海船船主内田佐七家	建造物	内海	平成20年3月25日



尾州廻船内海船船主内田佐七家



弁財船模型（町郷土資料館蔵）



陶芸教室



文化展

《用語解説》

※1：尾州廻船内海船

江戸時代末期から明治時代にかけて、主に江戸から瀬戸内海間を、商品（米、大豆、塩、肥料など）を買積方式で運搬した廻船集団。当時の日本経済に大きな影響を与えたと考えられている。

※2：町が後援する町文化協会主催の芸術文化活動

文化展、芸能祭、お茶会



第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

- ① 協働と連携
- ② 男女共同参画
- ③ 交流活動
- ④ 情報
- ⑤ 行財政運営
- ⑥ 広域行政

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

① 協働と連携

◆ 現状と課題

- これまで本町では、住民や各種団体と協力しながら積極的に町政や地域活動を行うことで、住民参加のまちづくりを推進してきましたが、必ずしも住民の意見が町政に十分に反映されているとはいえないのが現状であります。
- 少子・高齢化や防犯・防災、環境・教育問題など、地域社会の課題が複雑かつ多様化するにつれて、これらの課題に従来の行政サービスだけで対応することは困難になりつつあります。身近な居住環境を改善し、まちの活力と魅力を高め「生活の質の向上と豊かな暮らし」を実現させるため、住民と行政が互いにまちづくりの主体となつて、協働^{*1)}し連携を図ることは地域の活性化に重要な役割を果たします。
- 自治活動や地域コミュニティでは、地域の活性化のための福祉活動、青少年の育成、文化活動など、住民主体の取組みが望まれます。地域住民相互の協働による組織、体制づくりをし、地域活動をするための組織の充実と地域リーダー育成を推進する必要があります。
- 地方分権の時代を迎えて、地方自治体は多様な主体との協働と連携を通じて地域の課題を解決するなど、住民と行政のパートナーシップによる地域の実情に即した効率的な行政運営が求められています。
- 地域の各種団体との協働と連携による活動を進めるために、住民意識の改革や各種情報提供をはじめ、資金面などの支援策を盛り込んだ助成制度や活動計画を策定して継続的な活動を実践することにより、住民の理解と行政とのつながりを着実に進めていく必要があります。

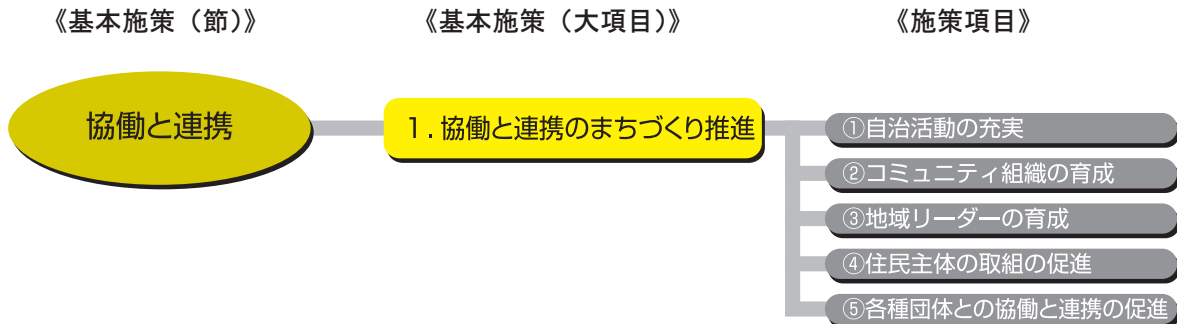
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 地域を少しでも良くしたいという地域住民が、主体的に活動するための組織、体制、環境が整い、住民と行政の協働の取組みが活発に行われています。
- 多くの住民が継続的な地域活動に関わることにより、地域が受けついできた生活文化などの地域の魅力が向上し、豊かな暮らしが営まれています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
地域活動に参加している住民の割合(%) (住民意識調査)	47	60	70

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 協働と連携のまちづくり推進

①自治活動の充実

住民が自主的に参画できるよう広報や生涯学習の場を通じ、協働によるまちづくりの意識、自治組織と行政の連携、情報交換の充実を図り、各自治組織の積極的な活動を支援します。

②コミュニティ組織の育成

各自治活動、ボランティア活動、NPO等との連携を図り、老人クラブ、女性団体等の各地域のコミュニティ組織の育成と活動を支援します。

③地域リーダーの育成

地域の進む方向や活動組織の目的を達成できるリーダーを育成し、まちづくりや地域活動を実践することにより、生活文化を引き継ぐ後継者を育て、自分たちの生き方に自信を持った、次世代の人材育成に取り組みます。

④住民主体の取組の促進

住民自らまちづくりを考え、地域組織活動の中から生まれてきたまちづくりを支援し、それぞれの責任と役割分担に基づいて、住民の活動をまちづくりに活かすための環境づくりに取り組みます。

⑤各種団体との協働と連携の促進

地域の活性化に向け、農業、漁業、商工、観光等の産業団体や文化団体、自治体、企業、専門家等が協働と連携を図り、あらゆる人々がかかわることで、共通の認識を持ったまちづくりを推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
まちづくり協議会設立準備 交付金事業	南知多町	協働と連携のまちづくり推進を目的としたまちづくり協議会を設立する場合に、その設立準備及び設立後の初期活動に要する経費を交付金として交付する。	平成20年度～
地域振興等支援事業	南知多町	地域が持つ特性や伝統などを活かした魅力ある地域づくりを推進するため、自ら考えた地域振興事業を行った団体に対し補助金を交付する。	平成18年度～

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
地域まちづくり協議会組織数 (団体)	3	6	9



おいなゝ市（豊浜まちづくり会）



日間賀島子育て支援センター「ちびっこひろば」
(日間賀島まちづくり協議会)

《用語解説》

※1：協働

住民と行政がお互いにまちづくりの主体となって、それぞれの責任と役割分担を明確にしながらか協力して働くこと。

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
計画
第2編
基本計画

第3章

第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

② 男女共同参画

◆ 現状と課題

- 女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀を迎えた我が国社会における重要課題です。
- 男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、住民が将来への夢を持ち、生涯いきいき暮らせる社会づくりにもつながるものです。
- しかし、「男女共同参画社会基本法」が施行され、計画が策定されてもなお、本町においても依然として「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった固定的性別役割分担意識が根強く存在しており、地域において女性が実際に活躍できる場が乏しいのが現状です。
- 男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会を実現し、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指して、男女共同参画に関する推進体制や計画策定が急務となっています。
- さらに、男女平等を実現するためには、学校、家庭、地域、職場などにおいて、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、学校教育、家庭教育の果たす役割は大きなものがあります。
- 今後は、男女共同参画社会の実現に向け、教育や啓発活動を通じ、住民の意識変革の推進をはじめ、より実践的な取り組みを推進することが求められます。

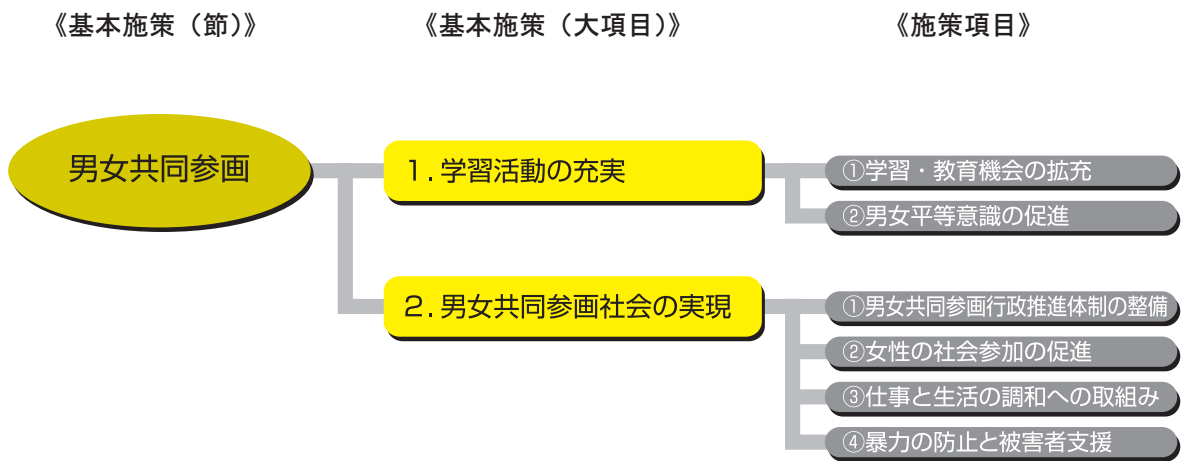
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会を実現し、生き生きと充実した日常生活をおくっています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
男女共同参画施策に対する満足度(%) (住民意識調査)	2.3	10.0	30.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 学習活動の充実

① 学習・教育機会の拡充

男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実し、住民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めます。

② 男女平等意識の促進

「社会的性別」(ジェンダー)^{*1)}にとらわれない個人が尊重される社会づくりについて、住民が正しい理解を深めることができるよう、わかりやすい意識啓発や情報提供を進めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画行政推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画に関する施策を実施するための計画づくりと推進体制の整備を図ります。

② 女性の社会参加の促進

家庭・地域・職場などあらゆる分野に、男女双方の考え方や意見が対等に反映されるように、男女がともに政策や方針決定の過程に自覚と責任を持って参画する機会を確保します。特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

③ 仕事と生活の調和への取組み

男女がともに家庭生活と仕事などを両立でき、個性と能力を發揮して健康的で豊かな生活をおくることができるようにするために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方に沿って、仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実を図ります。

④暴力の防止と被害者支援

職場・家庭・地域社会のあらゆる場面で女性の人権を尊重し擁護するために、DV^{*2)} やセクハラ等の女性に対する暴力について被害者が安心して相談できるよう、被害者の相談・保護の体制を充実するとともに、被害者が地域で経済的に自立して生活していくための支援を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
男女共同参画社会実現に向けた計画策定	南知多町	町男女共同参画プラン(仮名)を策定する	平成22年度～27年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
町附属機関（法令・条例設置）委員の女性の登用率（%）	16.9	25.0	30.0

《用語解説》

※1：「社会的性別」（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。

※2：DV（ドメスティックバイオレンス Domestic Violence）

配偶者などからの暴力行為。



女性のつどい講演会



男女共同参画パネル展

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
計画
第3章
第4章
第5章
第6章

計画の実現に向けて

資料編

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

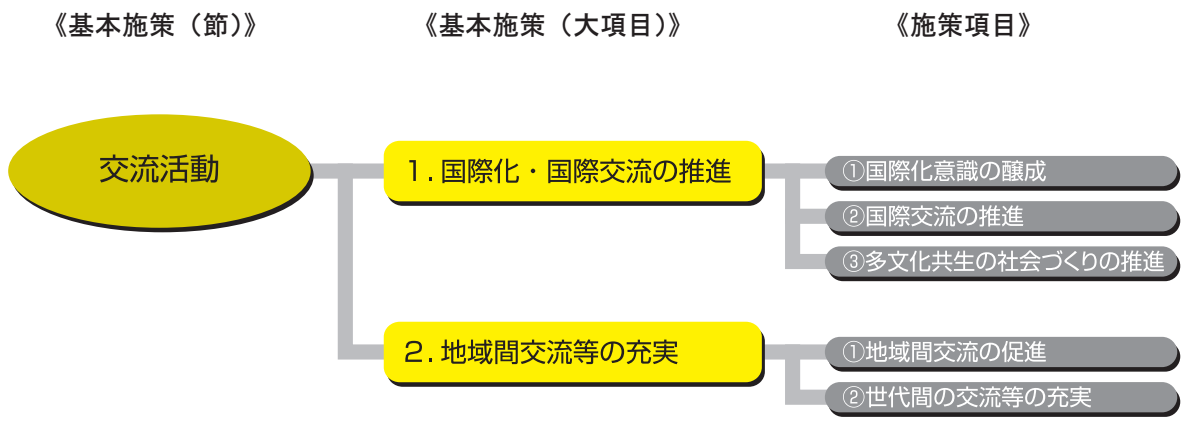
③ 交流活動**◆ 現状と課題**

- 21世紀を迎えた今、国際化の流れの中で、住民が諸外国とふれあう機会が多くなってきており、住民の関心は、観光だけでなくその国の経済、文化、生活様式、社会のシステムなど幅広くなってきています。
- 地域社会においても文化、スポーツ、さらには実生活面での世界とのかかわりが一層深まっています。今後も増加すると思われる在住の外国籍の人との共生、異文化理解、次代を担う子供たちへの国際理解教育など、国際交流に果たす地域の役割はますます重要になっており、住民と行政が協働により多様な分野での国際交流や国際理解を推進することが望まれています。
- 国籍や民族などの違いにかかわらず、共に安心して暮らせるように行政上の事務対応や日常生活レベルでの交流など、多文化共生^{*1)}の社会づくりが課題となってきています。平成20年度には、英語版文化財ガイドマップの作成及び案内看板を設置しました。今後地域の活性化のためにも、より外国人の訪れやすいまちづくりが望まれています。
- また、交通や情報・通信などさまざまなネットワークの形成が進み、多様な交流が行われるようになりました。人口減少の時代に入った今、交流人口の拡大により地域の活性化を図っていく必要があります。
- 他市町村との友好交流については、本町は友好交流町として岐阜県八百津町と長野県下諏訪町との交流を深めています。同一地域において中長期的、定期的かつ反復的に交流を深めることにより、多様なライフスタイルを実現するとともに、本町の魅力を享受することにもつながり、交流による地域の活性化を図るうえで大きな意義があります。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 様々なふれあいを通じて、国際感覚を備えた人材が育成されるとともに、思いやりの気持ちや感性豊かな心が育成され、誰もが暮らしやすい地域になっています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 国際化・国際交流の推進

①国際化意識の醸成

住民の国際理解を深め視野を拡大し、国際化意識の醸成を図るための施策展開に努めます。また、外国人とふれあう機会をつくり、国際感覚を備えた人づくりに努めます。

②国際交流の推進

異文化の体験等、住民と行政との協働により多様な国際交流事業の推進を図ります。

③多文化共生の社会づくりの推進

公共施設の整備やパンフレット類の作成にあたっては、外国語による表示を進めるなど、在住外国人や訪れる外国人に対するホスピタリティ*2)の向上を図ります。また、在住外国人と住民との相互理解を深めるため、交流や協力関係の構築を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
国際理解教育の充実	南知多町	A L T*3)の充実、児童・生徒を対象とした国際交流事業の実施など	平成22年度～32年度
国際交流事業の充実	南知多町関係団体	語学講座、外国料理教室など	平成22年度～32年度
多文化共生推進事業の充実	南知多町関係団体	公共施設やパンフレット類の外国語表記、在住外国人との交流事業の実施など	平成22年度～32年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	目標値		
	現状値	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
国際交流事業への満足度（%） （住民意識調査）	2.0	10.0	30.0

(2) 地域間交流等の充実

①地域間交流の促進

友好交流町との交流事業を推進していくとともに、幅広い分野やレベルにおける交流を促進し、多様なネットワークの形成に努めます。

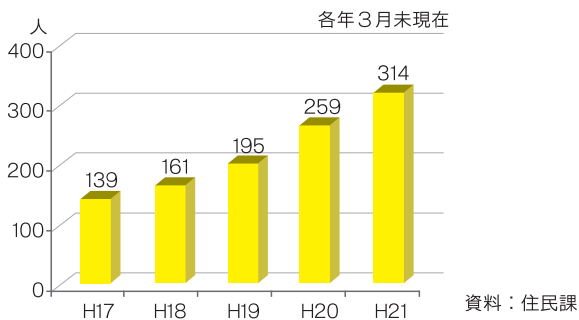
②世代間の交流等の充実

高齢者、若者、幼児など世代を超えた多様なふれあい交流を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
地域間交流事業	南知多町 関係団体	相互の産業まつりへの参加、宿泊助成等による地域間交流	毎年度

外国人登録者数の推移



□友好交流町（交流開始年）

- ・岐阜県八百津町（平成2年）
- ・長野県下諏訪町（平成5年）

*上記の町の宿泊施設へ町民が宿泊する場合の宿泊助成事業を実施。

《用語解説》

※1：多文化共生

国籍、文化、習慣等の違いにかかわらず、誰もが認め合い対等な関係を築き共存すること。

※2：ホスピタリティ

厚遇・親切にもてなすこと。

※3：ALT

日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手（Assistant of Language Teacher）の略称。



JICA研修



序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
計画
第2編
基本計画

第3章

第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

④ 情報

◆ 現状と課題

- 本町では、広報「みなみちた」を毎月2回（1・5・8月は1回）、「議会だより」を年4回発行しています。また、平成11年のケーブルテレビ放送開始に併せ、行政情報を文字放送として1日7回放映しています。さらに、平成14年度からは、行政情報システムを構築し、ホームページを利用して行政情報や各種情報を提供してきました。
- 一方、県と市町村が組織するあいち電子自治体推進協議会における共同開発により電子申請・届出^{※1)}、電子入札^{※2)}、簡易申請^{※3)}などが行える環境を整備しました。
- 平成19年度には、住民情報システムの再構築を行い、複雑化する窓口業務や多様化する住民のニーズにすばやく対応し、効率的かつ良質なサービスを提供できる体制を整備しました。
- 住民の町政への関心や理解を深め、住民との協働と連携によるまちづくりを推進していく上で、行政情報を共有化することはますます重要性を増してくるから、そのための環境整備が求められています。
- また、従来の広報紙やケーブルテレビ放送、ホームページの充実の他に、携帯電話やテレビの地上デジタル放送などを活用した情報提供も課題となります。
- さらに、個人情報保護の重要性に関する社会的関心の高まりの中、個人情報の収集・利用管理の取扱いについて、適切に取り扱うことが責務となっています。
- 本町では、CATVやADSLの整備によりブロードバンド環境は進展しましたが、高度情報化社会のさらなる進展に伴い、情報通信基盤の充実が求められます。

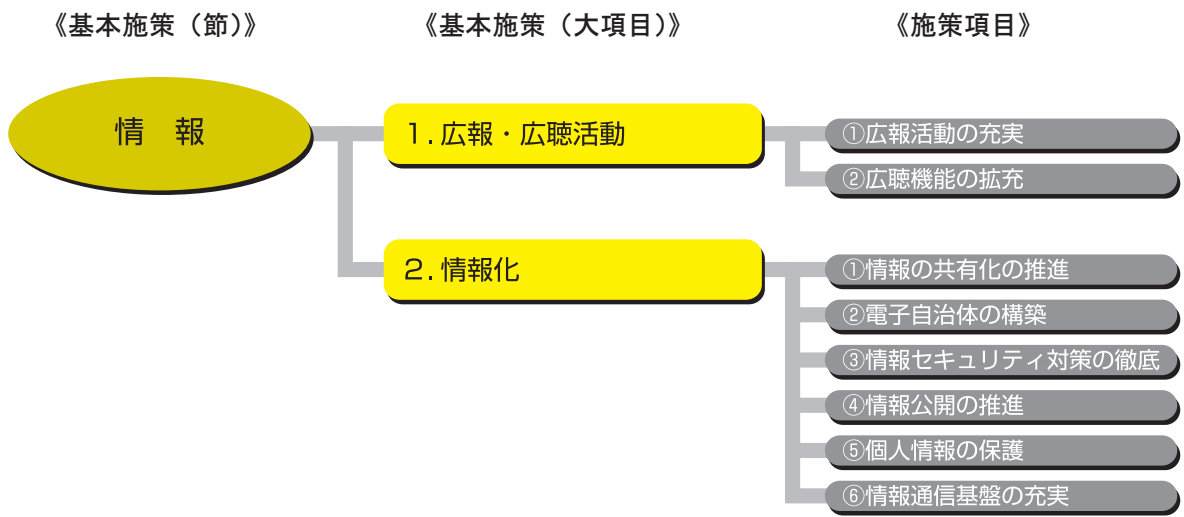
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、携帯電話などを利用して、地域の住民やコミュニティ組織など、誰でも、いつでも、どこでも自由に行政情報を共有できる環境が整っています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
広報広聴に対する満足度(%) (住民意識調査)	9.8	50.0	70.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 広報・広聴活動

① 広報活動の充実

住民の町政への関心を高めるとともに、開かれた町政を進めるため、親しみやすい広報紙づくりを進めます。また、ホームページやケーブルテレビの活用を進め、広報活動の充実を目指します。

② 広聴機能の拡充

走る町政教室など広聴機能の充実を図ります。また、電話やFAX、メールによる意見、質問等への回答、対応を明確にします。住民の意見・要望を町政に反映させるため、パブリックコメント※4)を行う体制を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
広報「みなみちた」発刊	南知多町	町広報「みなみちた」を発刊し、各戸に配布する。	毎年度
ケーブルテレビ行政情報	南知多町	ケーブルテレビに町の行政情報を流す。	毎年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
町ホームページ年間閲覧件数（件）	88,774	150,000	200,000

(2) 情報化

①情報の共有化の推進

広報やホームページのほか、ケーブルテレビや携帯電話、地上デジタル放送などを有効に活用し、誰もが容易に行政情報を入手できるよう努めます。

また、町内外の関係団体と連携を密にし、行政情報のほか住民や地域組織が双方向に情報共有できる環境を整えます。

②電子自治体の構築

情報通信技術を有効に活用し、業務の迅速化と効率化を図るとともに、利便性の高い行政サービスを提供します。

また、誰でも、いつでも、どこでも自由に行政情報を共有できるユビキタス社会^{※5)}への急速な移行に併せて、基幹系ネットワークと情報系ネットワークの効率的かつ安全な連携を構築するよう努めます。

③情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩や不正アクセスを防止します。

また、職員のセキュリティ教育を徹底し、情報セキュリティポリシー^{※6)}を的確に運営します。

④情報公開の推進

情報公開条例の規定に基づき、町政に関する住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することで、町政に対する住民の理解と信頼を深めるように努めます。

⑤個人情報の保護

個人情報保護条例の規定に基づき、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ります。

⑥情報通信基盤の充実

高度情報化社会のさらなる進展に伴い、CATV及びADSL環境の向上に加えて、通信業者と連携し、光ファイバーによる通信網の導入を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
基幹系システム更新事業	南知多町	リース期間満了に伴う更新と併せてネットワークの見直しを図る。	平成24年度～27年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値	目標値	
	2009(平成21)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
行政手続きの電子化（手続き数）	47	60	100
電子入札割合（％）	0.0	95.0	100.0

《用語解説》

※1：電子申請・届出

役場に対する申請・届出等手続のうち、一部の手続について自宅などのパソコンからインターネットを通じて、原則24時間365日申請することができるシステム。

※2：電子入札

町の入札担当部局と各入札参加業者とをインターネットで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法である。これにより、手続きの透明性の確保（情報公開）、品質・競争性の向上（談合機会の減少）、コスト縮減（業者の移動コスト等）、事務の迅速化などの効果が期待される。

※3：簡易申請

電子申請・届出システムのサブシステムとして、講演会やイベント参加申込など、行政手続以外の簡易な手続きをインターネットを通じて行うことができるシステム。

※4：パブリックコメント

パブリックコメントとは、町の基本的な政策等を定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く町民の意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、提出された意見と町を考え方を公表する一連の手続を言います。

※5：ユビキタス社会

さまざまな端末（ゲーム機器・携帯電話・情報家電など）がネットワークで結ばれ、場所や時間の制約なく情報を自由自在にやりとりできる社会。

※6：情報セキュリティポリシー

情報システム及び情報資産を保護する目的で、情報セキュリティ対策を組織的かつ計画的に行うための基本となる事項を定めたもの。

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

⑤ 行財政運営

◆ 現状と課題

- 本町では、長引く景気の低迷、転出等による納税義務者の減少や地価の下落の影響により、町税が減少し、さらに国の「三位一体の改革」※¹⁾による国庫補助金の削減や地方交付税の縮減などの影響により、財政の硬直化が進んでいます。
- また、今後、少子・高齢化の進展、施設の老朽化や危機管理などの課題への対応など様々な行政ニーズが拡大していくことが予想されるなか、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されます。
- このような状況のなか、中長期的な財政計画のもと、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を図るとともに、効率的で持続可能な財政を確立するために、事業内容を精査し支出を抑制するとともに、自主財源※²⁾を確保するため、町税の課税客体的確な把握や収納率の向上に努め、使用料・負担金等の適正化、町有財産の有効利用と未利用地の処分などを行う必要があります。
- 他方、本格的な少子・高齢化の進行や急速な高度情報化により、地方自治体の行政ニーズは益々拡大するとともに、地方分権の進展に伴い、自己決定と自己責任の原則を踏まえた行財政運営や施策展開が必要とされています。
- 簡素で効率的な行政運営の実現のため、組織の見直し、職員の適正配置、定員管理の適正化などが求められるとともに、それを担う職員の質的向上が不可欠であり、社会状況の変化に対応できる職員を育成する必要があります。さらに、住民の満足度を高めるためには、日常的な接客、窓口対応の改善も求められます。

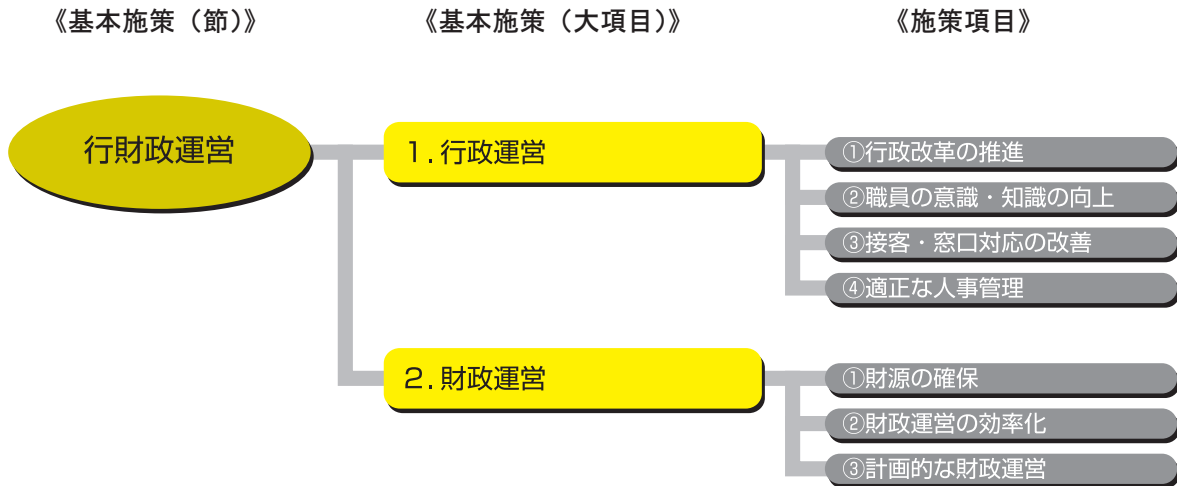
◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 限られた財源の効果的な配分により、事業を計画的に推進するとともに、自主財源の積極的な確保により、健全な財政基盤を確立しています。
- 多様な住民ニーズに対応するため、町職員それぞれが行政サービスの専門職としての意識と知識の向上に努め、住民が満足できる行政サービスが行われています。

◆ 現状値と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
経常収支比率※ ³⁾ (%)	91.2	88.0	85.0
自主財源比率(%)	51.9	53.0	55.0

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

（1）行政運営

①行政改革の推進

住民の目線に立った開かれたまちづくりを展開し、本町における重点課題に着実に対応していくために簡素で効率的な行政運営を推進します。

②職員の意識・知識の向上

より快適な住民生活を可能にするサービスを提供していくためには、職員の行政マンとしての意識・知識の向上が必要であり、社会情勢やさまざまな制度の改革に対応できる職員の人材育成に努めます。

③接客・窓口対応の改善

住民に満足してもらえる接客・窓口対応のため、職員の接客研修等の充実により、住民サービスの向上を図ります。

④適正な人事管理

組織・機構及び事務・事業の見直し、限られた人員を有効に活用するための職員の適正配置、定員管理の適正化の推進などにより効率的で的確な住民サービスを推進するため、適正な人事管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
職場研修	南知多町	職員の意識・知識向上のための職場内での研修	毎年度
派遣研修	(財)愛知県市町村振興協会研修センター他	愛知県自治研修所、中央研修所などの専門機関への派遣研修	毎年度
接遇研修	南知多町	面接対応、電話対応、クレーム対応など、職員として必要な接遇についての研修	毎年度

(2) 財政運営

①財源の確保

町財政の根幹となる町税については、収納率の向上に努めるとともに産業の育成・振興等により、新規の課税客体の拡充など、収入確保対策を図ります。使用料・負担金等は、受益者負担の原則にたつて適正化に努めます。また、町有財産の有効活用と未利用地の処分などにより自主財源の確保を図ります。

さらに、安定した財政基盤を確立するために、国や県からの補助金等の財源の確保に努めます。

②財政運営の効率化

行政サービスを持続的に維持し続けるためには、安定した財政基盤の確立が不可欠であり、経常経費の縮減や人件費総額の抑制、施策・事務事業の抜本的な整理及び合理化、また、補助金などについては、経費負担のあり方、行政効果などを精査し、抑制に努めます。

一定の住民サービスを確保しつつ、健全な財政運営を推進するため、住民に分かりやすい財政情報の公表を行うとともに、緊急性や投資効果の高い事業の選択と町債の適正な管理を推進します。

③計画的な財政運営

長期的視点に立った財政運営を図るため、中長期財政計画を策定していくとともに、変化の激しい財政状況にあった計画の見直しを適宜行います。

本総合計画を基本に、重点施策の優先順位や事業効果、後年度における負担などについて検討を加え、財源の重点配分に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要	事業期間
受益者負担の適正化	南知多町	現行料金の見直しの検討	平成22年度～32年度
効果的・緊急的事業の明確化	南知多町	行政評価の導入の検討	平成22年度～32年度
補助金等の見直し	南知多町	経費負担のあり方、行政効果などの精査、見直し	平成22年度～32年度

【現状値と目標値】

基本施策（大項目）の成果指標名	現状値		目標値	
	2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度	
実質公債費比率* ⁴⁾ (%)	11.7	9.0	7.5	
将来負担比率* ⁵⁾ (%)	42.3	40.0	37.5	

歳入決算状況

(単位：千円)

区 分	20年度 決算額	19年度 決算額	18年度 決算額	17年度 決算額	16年度 決算額
1 町税	2,673,002	2,678,533	2,507,108	2,581,700	2,586,695
2 地方譲与税	105,698	95,531	249,938	188,812	147,709
3 利子割交付金	11,427	12,186	9,180	13,089	20,670
4 配当割交付金	5,381	10,415	9,511	7,253	4,907
5 株式等譲渡所得割交付金	1,784	8,246	9,760	10,747	4,869
6 地方消費税交付金	202,983	220,110	231,064	222,602	239,435
7 自動車取得税交付金	94,137	94,653	109,060	115,661	114,993
8 地方特例交付金	24,034	13,665	49,471	66,486	71,986
9 地方交付税	1,776,387	1,611,159	1,579,017	1,608,284	1,625,830
10 交通安全対策特別交付金	2,571	2,707	2,811	2,585	2,537
11 分担金及び負担金	100,536	109,290	120,116	125,244	132,934
12 使用料及び手数料	60,196	60,433	60,572	61,948	61,547
13 国庫支出金	375,566	344,514	236,853	168,395	237,505
14 県支出金	375,571	372,208	343,030	416,255	505,718
15 財産収入	11,264	9,094	12,499	28,922	60,917
16 寄附金	10,340	2,300	2,073	2,120	2,366
17 繰入金	347,356	364,743	264,299	777,408	79,119
18 繰越金	207,335	250,420	395,471	384,606	331,665
19 諸収入	199,667	217,337	211,359	258,594	239,564
20 町債	367,600	564,900	557,100	418,900	879,300
合 計	6,952,835	7,042,444	6,960,292	7,459,611	7,350,266
自主財源比率(%)	51.9	52.4	51.3	56.6	47.5

(資料：検査財政課)

性質別歳出決算状況

(単位：千円)

区 分	20年度 決算額	19年度 決算額	18年度 決算額	17年度 決算額	16年度 決算額
1 人件費(a)	1,575,112	1,588,641	1,629,701	1,636,771	1,671,740
うち議員・委員等報酬及び 町長等特別職の給与	104,822	104,449	125,414	137,481	142,397
うち 職員給	1,131,623	1,151,781	1,172,887	1,181,275	1,201,105
2 扶助費	529,249	522,429	508,931	488,463	504,285
3 公債費	722,483	614,226	605,375	602,558	1,007,303
4 物件費	819,542	847,766	878,106	897,526	903,100
5 補助費等	1,530,571	1,443,301	1,451,686	1,429,583	1,446,128
6 維持補修費	37,991	39,479	35,301	40,883	37,969
7 普通建設事業費	605,190	846,330	717,047	1,120,169	606,980
うち人件費 (b)	33,331	39,235	37,263	27,348	27,088
(1) 補助事業費	322,555	362,747	290,784	177,175	129,528
(2) 単独事業費	249,625	462,178	403,912	914,939	438,535
(3) 県営事業負担金	33,010	21,405	22,351	28,055	38,917
(4) 受託事業費	0	0	0	0	0
8 災害復旧事業費	0	16,399	0	0	41,614
9 投資及び出資金・貸付金	20,653	19,993	20,394	33,468	34,856
10 積立金	146,693	130,498	199,214	192,668	166,508
11 繰出金	679,692	766,047	664,117	622,051	545,177
合計	6,667,176	6,835,109	6,709,872	7,064,140	6,965,660
うち人件費 (a) + (b)	1,608,443	1,627,876	1,666,964	1,664,119	1,698,828

(資料：検査財政課)

《用語解説》

※1：三位一体の改革

国と地方（都道府県や市町村）を通じた税財政の改革のことで①国から地方への補助金を削減し、②国から地方へ税源を移譲し、③国から地方へ交付される地方交付税を縮減するという3つの改革を一体的に進め、地方のことは地方が自ら決定するという地方分権を進めようとするもの。

※2：自主財源

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計で町が自主的に収入できる財源。自由に使い道を決めることができるため、この割合が高いほど財政の自主性と安定性が高いといえる。

※3：経常収支比率

財政構造の弾力性、つまり自由に使えるお金が多いか少ないかを測定する指標。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになる。

※4：実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模）に対する3か年平均率。借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。

※5：将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

第6章 住民と行政の協働によるまちづくり

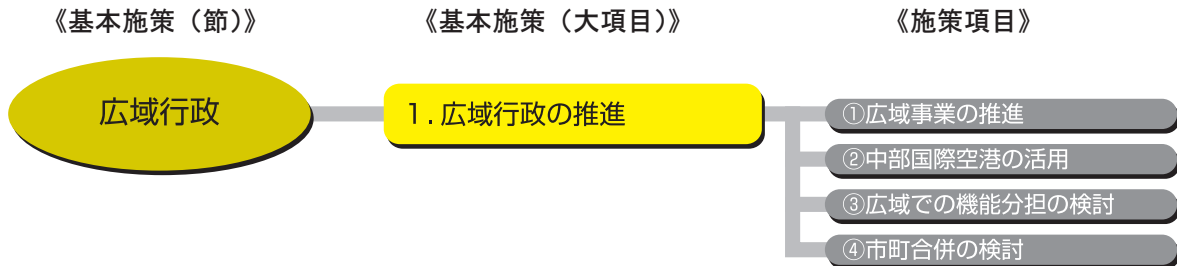
⑥ 広域行政**◆ 現状と課題**

- 広域交通基盤の整備、情報化の進展等により、住民の生活圏や経済圏は、市町の行政区域を越えて広がり、周辺地域の結びつきが強まるなか、多様な住民ニーズに応えた効果的な行政運営が求められています。また、地方分権の進展により、近隣市町との連携による効率的な行政運営体制の必要性が問われています。
- このような状況のなか、一市町の枠を越えた広域的なネットワークの形成や共同の事業運営など、各市町の特性や機能、資源を相互に生かしながら機能分担を図った広域行政の推進が課題となっています。
- 知多半島5市5町で構成する知多地区広域行政圏協議会は「知多は一つ」の理念のもと合併協議を始め公共施設の相互利用が図れる仕組みを作るなど、広域的な課題に取り組んできました。また、隣接する美浜町と一部事務組合を設置して、し尿・ゴミ処理、火葬場、消防等の事業にも共同で取り組んでいます。
- 平成21年3月末に広域行政圏計画策定要綱が廃止されましたが、その理念を継承し、今後もさまざまな分野において効率的、効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制の強化やネットワーク化を推進していく必要があります。

◆ 施策がめざす南知多町の将来の姿

- 関係市町村や地域と形成された幅広いネットワークを通じて産業、交通、教育、医療、環境・衛生、消防・防災などさまざまな分野において、効率的かつ質の高いサービスが提供されています。

◆ 施策の体系



◆ 施策の内容

(1) 広域行政の推進

① 広域事業の推進

観光圏の形成、消防体制の強化、ごみ処理問題など広域の総合的な発展を図るため、知多半島5市5町との連携を深めるとともに、関係市町との連携により一部事務組合事業等の広域化を推進します。

② 中部国際空港の活用

中部国際空港を活用して、広域的な観光振興や国際交流などの事業展開を図り、関係市町とともに知多地区から情報発信することで、地域の活性化を推進します。

③ 広域での機能分担の検討

周辺各市町との情報交換や協力体制を強化し、各市町の特性や機能、資源を相互に生かしあいながら機能分担を図り、相乗効果の高い効率的な広域行政を推進します。

④ 市町合併の検討

地方分権の流れのなかで行政改革を推進し、自立性・安定性の高い自治体をめざすと同時に、市町合併の可能性について検討します。

■ 広域行政の組織等

名 称	事業形態	関連市町	発足年
知多南部衛生組合	一部事務組合	南知多町・美浜町	昭和41年
知多南部消防組合	〃	南知多町・美浜町	昭和53年
知多地区広域行政圏協議会	協議会	知多5市5町	昭和54年
知多地方教育事務協議会	〃	知多5市5町	昭和28年
知多地方視聴覚ライブラリー協議会	〃	知多5市5町	昭和49年
知多南部卸売市場	第3セクター	知多2市4町ほか	昭和61年
知多地区農業共済事務組合	一部事務組合	知多5市5町	平成2年
知多地区勤労者福祉サービスセンター	財団法人	知多5市5町	平成10年
愛知県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合	県内全市町村	平成20年
知多南部広域環境組合	一部事務組合	知多2市3町	平成22年

※知多地方教育事務協議会については、昭和44年に南知多町加入



Ⅲ 計画の実現に向けて

(1) 計画の推進体制

(2) 計画の進行管理

計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

Ⅲ 計画の実現に向けて

(1) 計画の推進体制

計画を推進するには、町による各施策・事業の推進が重要ですが、あわせて住民と行政が協働で着実にまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

そのため、今後も住民意識調査やまちづくり会議などを定期的実施し、住民の意向を的確に把握し、施策・事業への反映を図ります。

また、住民と行政との協働のまちづくりに向けた体制を整え、進行管理をしながら着実にまちづくりを進めていきます。

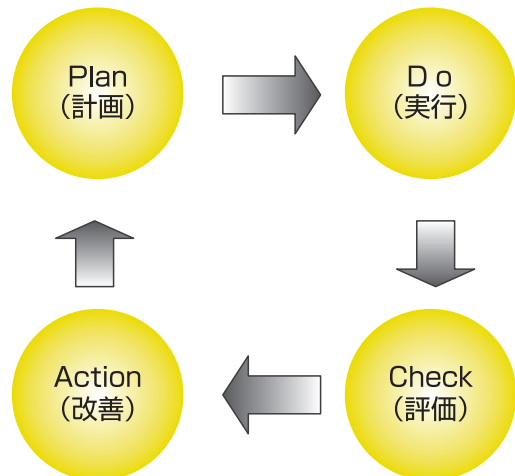
(2) 計画の進行管理

計画の実現に向けて、重点プロジェクト及び分野別計画における施策・事業を実施計画に反映させて着実な実施を図ります。

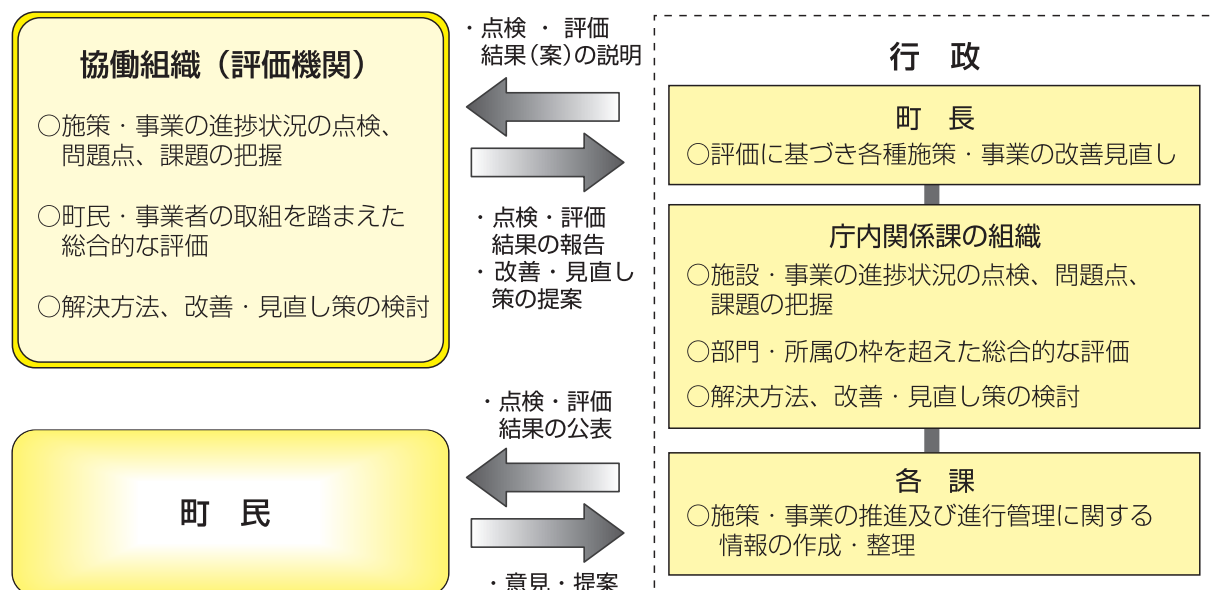
分野別計画で設定した成果指標の目標値については、住民意識調査などの施策の満足度調査などを行いながら、定期的に達成状況などを点検していきます。

また、施策・事業の進捗状況を把握し、成果や問題点、課題を明らかにする評価を行い、その評価に基づき必要に応じて施策・事業の改善・見直しを行うなど、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

なお、進行管理（評価・改善）の体制としては、庁内の関係各課により構成される組織及び住民と行政の協働の組織（評価機関）を設置し、施策・事業の評価及び改善・見直しなどを行っていきます。



総合計画の進行管理の流れ





資料編

計画策定にあたって
序論

基本構想
第1編

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

基本計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

序論
計画策定にあたって

第1編
基本構想

重点プロジェクト

第1章

第2章

分野別
第3章

計画
第4章

第5章

第6章

計画の実現に向けて

資料編

諮 問

21南知多企諮問第1号
平成21年7月27日

南知多町総合計画審議会会長 様

南知多町長 沢田 壽一

第6次南知多町総合計画について（諮問）

南知多町総合計画を策定したいので、南知多町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

答 申

平成22年1月29日

南知多町長 沢田壽一 殿

南知多町総合計画審議会
会長 内藤 宗 充

第6次南知多町総合計画について（答申）

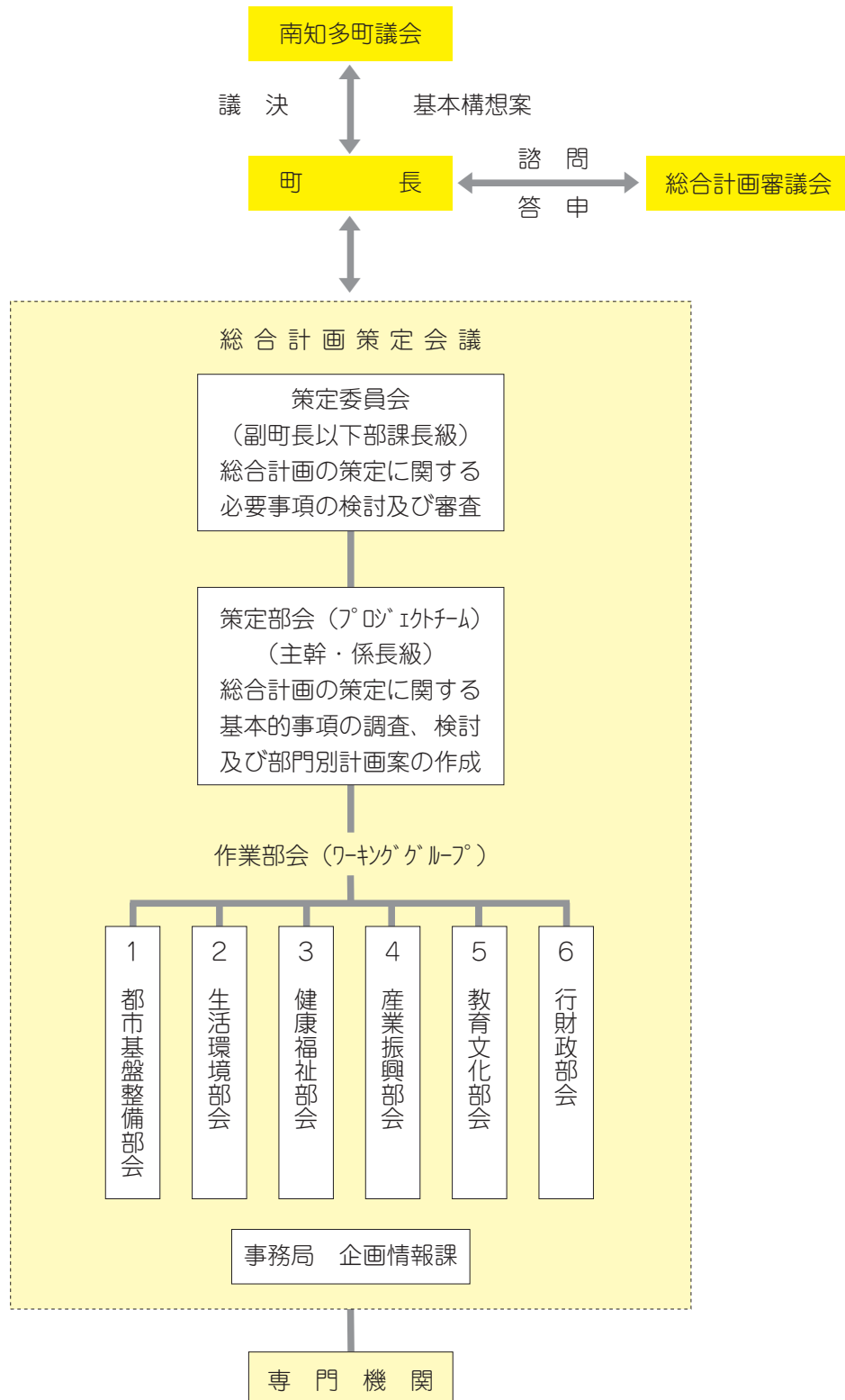
平成21年7月27日付21南知多企諮問第1号で本審議会に諮問されました第6次南知多町総合計画につきましては、計画（案）を慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、本審議会の意見を尊重し、重点プロジェクトを始め、計画に掲げられた事業の着実な実施を町民と一体となって積極的に推進されるよう要望します。

記

- 1 住民と行政がそれぞれの役割分担をもって、協働と連携による住民参加型のまちづくりを進められたい。
- 2 各産業の連携を進め、産業振興を図られたい。
- 3 公共交通の充実、情報インフラの整備などにより、本町に生活基盤を置きながら就業できる環境を目指し、南知多町だけで完結しないまちづくりを視野に入れて推進されたい。
- 4 地域産業の生産基盤整備を進め、積極的に後継者の確保や担い手づくりに取り組まれたい。
- 5 観光立国推進基本法や愛知県の観光推進基本条例、また、観光庁の取り組みなども踏まえながら、広域的な連携による本町の観光振興を推進されたい。
- 6 交流人口の増大による地域の活性化を図られたい。
- 7 生涯を通じスポーツを楽しむ環境づくりを進め、子どもから高齢者までのそれぞれの健康づくりを進められたい。
- 8 人口減少対策については、次の世代が魅力を持って働くことができる将来の産業構造を見据えて、特に若い世代の定住促進につながる取り組みを図られたい。
- 9 住民と行政が問題意識を共有し、南知多町の豊富な資源を生かした施策の展開を図られたい。
- 10 地震をはじめとした災害に備えるため、自主防災組織の支援・育成や危機管理体制の強化・充実等を図られたい。
- 11 職員の資質の向上を図るとともに、適正な定員管理を進めながら、行政サービスの維持・向上を図られたい。
- 12 計画の推進にあたっては、進行管理を図りながら着実に推進するとともに、社会経済の変化に応じて柔軟に対応されたい。

第6次南知多町総合計画策定組織体制図



南知多町総合計画審議会条例

(昭和48年12月20日)
(条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、南知多町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため南知多町総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役職員
- (5) 知識経験を有する者
(会長、副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6次南知多町総合計画策定作業経過

月 日	項 目	内 容
平成20年8月15日	策定会議設置要綱の制定	庁内組織の編成（策定委員会、策定部会、作業部会）
平成20年9月1日	総合計画研修会（職員）	・「協働のまちづくりと行政の役割」について講演 ・実績評価シートの作成について
平成20年9月1日～10/3	実績評価シートの作成（各課）	第5次計画の進捗状況、評価、課題をまとめる
平成20年10月7日	住民意識調査の実施	18歳以上の住民1,500人（無作為抽出）
平成20年10月28日～11/4	実績評価シートのヒアリング（各課）	各課ヒアリング
平成20年12月3日	第1回策定委員会	策定の基本方針、住民意識調査結果
平成20年12月11日	第1回策定部会	施策体系（基本目標・基本施策）の検討
平成20年12月15日～12/22	作業部会	〃（部会ごとに開催）
平成20年12月24日	町長ヒアリング	町長のまちづくりの考え方（地問研職員）
平成20年12月24日	第2回策定部会	施策体系、基本理念の検討、計画シートについて
平成21年1月8日～1/15	作業部会	施策の体系の見直し
平成21年1月15日	第2回策定委員会	基本構想（案）の構成の検討、計画シートの作成について
平成21年1月15日	まちづくり会議（内海①）	地区の課題と資源の発見
平成21年1月16日	〃（豊浜①）	〃
平成21年1月20日	〃（篠島①・日間賀島①）	〃
平成21年1月21日	〃（師崎①）	〃
平成21年1月21日～1/30	作業部会	施策の体系の見直し
平成21年1月29日	まちづくり会議（内海②）	協働によるまちづくり、アイデアの検討
平成21年1月30日	〃（豊浜②）	〃
平成21年2月3日	〃（篠島②・日間賀島②）	〃
平成21年2月4日	〃（師崎②）	〃
平成21年2月9日	第3回策定部会	基本構想（案）について、計画シートの作成について
平成21年2月19日	基本計画シートの作成（各課）	施策項目ごとに各課で作成
平成21年2月27日	第3回策定委員会	キャッチフレーズの取扱い、まちづくり会議結果報告
平成21年3月17日	第4回策定部会	基本構想（案）の検討、重点プロジェクトの取扱いについて
平成21年3月25日	第4回策定委員会	基本構想（案）の骨子について
平成21年6月26日	第5回策定部会	基本構想・基本計画（案）策定の進め方について
平成21年6月30日	第5回策定委員会	〃

平成21年7月21日～7/23	計画シートヒアリング	各課ヒアリング
平成21年7月27日	第1回総合計画審議会	総合計画審議会へ諮問
平成21年8月4日～8/18	作業部会	序論、基本構想見直し、まちづくりアイデア、住民意識調査、基本計画、重点プロジェクトについて他
平成21年8月21日	第6回策定部会	序論・基本構想、基本計画、重点プロジェクトについて
平成21年8月27日	第6回策定委員会	〃
平成21年9月2日	作業部会	
平成21年9月4日	議会全員協議会	基本構想案骨子説明
平成21年9月18日	第7回策定委員会	序論、基本構想について
平成21年9月25日～9/29	作業部会	序論、基本構想見直し、基本計画について他
平成21年10月9日	第2回総合計画審議会	序論、基本構想について審議
平成21年10月13日～10/20	作業部会	基本計画修正、基本計画シート作成について
平成21年10月22日	第7回策定部会	基本計画、重点プロジェクトについて
平成21年10月30日	第8回策定委員会	〃
平成21年11月9日	第9回策定委員会	〃
平成21年11月26日	第3回総合計画審議会	基本計画について審議
平成21年12月10日～平成22年1月12日	パブリックコメント実施	
平成21年12月22日	第8回策定部会	重点プロジェクト、第4回審議会について
平成22年1月4日～1月14日	作業部会	基本構想、重点プロジェクト、基本計画について
平成22年1月18日	第9回策定部会	審議会資料確認、計画の実現に向けて検討、答申について
平成22年1月22日	第10回策定委員会	〃
平成22年1月29日	第4回総合計画審議会	総合計画審議会より答申
平成22年3月18日	町議会定例会	第6次総合計画（基本構想）可決

総合計画審議会4回、策定委員会10回、策定部会9回

南知多町総合計画審議会委員

役 職	氏 名	所 属
会 長	内藤 宗充	内海地区区長代表
副会長	植田 重章	夢づくり委員会副委員長
委 員	相川 成三	町議会議長
委 員	松本 保	町議会副議長
委 員	鳥居 恵子	町議会総務文教委員長
委 員	榎本 芳三	町議会建設厚生委員長
委 員	坂口 和弥	町教育委員会委員長
委 員	中川 奉三	町農業委員会会長
委 員	石黒 良紀	豊浜地区区長代表
委 員	中川 嗣朗	師崎地区区長代表
委 員	辻 総一郎	篠島地区区長代表
委 員	鈴木 利勝	日間賀島地区区長代表
委 員	山下三千男	南知多水産振興会長
委 員	間瀬 憲一	あいち知多農協南知多担当理事副代表
委 員	石黒 兼幸	商工会代表
委 員	渡辺 幸一	観光協会長
委 員	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部教授
委 員	水尾 衣里	名城大学人間学部教授
委 員	大岩 昇	知多郡医師会南知多支部長
委 員	間瀬 巖	社会福祉協議会長
委 員	石黒 友之	民生委員連絡協議会長
委 員	田中 孝之	老人クラブ連合会長
委 員	石黒 貞康	文化協会長
委 員	石黒真須美	女性団体連絡協議会長
委 員	橋本久美子	地域婦人会連絡協議会長
委 員	間瀬 雅信	体育協会長
委 員	高橋 公雄	体育指導委員会委員長
委 員	家田 和明	介護サービス事業所代表
委 員	磯部 信満	夢づくり委員会副委員長

策 定 会 議

策定委員会委員

◎委員長 ○副委員長

職 名	氏 名	職 名	氏 名
副町長		建設課長	早川 哲司
◎教育長	日比 健二	農業水産課長	大岩 秀治
○総務部長	鳥居 敏正	商工観光課長	吉澤 保則
建設経済部長	石黒 実	住民課長	小久保道隆
厚生部長	石垣 菊蔵	福祉課長	山下 栄
教育部長	澤田 利久	環境課長	鈴木 喜雅
会計管理者	山本 克貞	保健介護課長	石堂登久則
社会福祉協議会事務局長	小久保光郎	出納室長	内藤 芳雄
総務課長	齋藤 恵吾	水道課長	斉藤 剛徳
企画情報課長兼まちづくり推進室長	平山 康雄	議会事務局長	吉原 光敏
検査財政課長	渡辺 三郎	社会教育課長	澤田 幸蔵
税務課長	田中 章介	学校給食センター所長	鈴木 隆志

策定部会（プロジェクトチーム）

作業部会正副部会長（12名）

職 名	氏 名	部会	職 名	氏 名	部会
水道課主幹兼業務係長	黒田吉生	1	農業水産課主幹兼水産係長	家田増明	4
建設課主幹兼管理係長	吉村仁志	1	商工観光課主幹兼観光係長	相川 徹	4
税務課主幹兼固定資産税係長	大岩良三	2	学校教育課主幹兼学校教育係長	大森宏隆	5
環境課主幹兼環境衛生係長	宮地廣二	2	社会教育課主幹兼社会教育係長	岩本 浩	5
保健介護課主幹兼健康推進係長	相川幹雄	3	総務課主幹兼総務係長	竹味英季	6
福祉課主幹兼児童係長	石黒廣輝	3	企画情報課主幹兼まちづくり推進室まちづくり推進係長	鈴木良一	6

作業部会（ワーキンググループ）

◎作業部会部長 ○副部長

1 都市基盤整備部会（8名）

職 名	氏 名
◎水道課主幹兼業務係長	黒田 吉生
○建設課主幹兼管理係長	吉村 仁志
建設課土木係長	宮本 政明
水道課主幹兼下水道係長	北川眞木夫
議会事務局主幹兼総務係長	清水 重次
水道課主幹兼上水道係長	田中 美臣
水道課専門員	奥村 孝精
社会教育課主査	中村 英樹

2 生活環境部会（8名）

職 名	氏 名
◎税務課主幹兼固定資産税係長	大岩 良三
○環境課主幹兼環境衛生係長	宮地 廣二
建設課主幹兼都市計画係長	吉原 秀治
総務課消防交通係長	山本 勝彦
検査財政課主幹兼検査管財係長	河合 高
出納室出納係長	岡田 美和
農業水産課主査	内田とり子
福祉課主査	大久保美保

3 保健福祉部会（8名）

職 名	氏 名
◎保健介護課主幹兼健康推進係長	相川 幹雄
○福祉課主幹兼児童係長	石黒 廣輝
福祉課主幹兼社会福祉係長	細谷 秀昭
税務課徴収係長	相川 博運
住民課主幹兼福祉医療係長	石黒 嘉久
保健介護課保健主任専門員	伊藤 恵子
保健介護課高齢者介護係長	田中 吉郎
住民課国保年金係長	中川 昌一

4 産業振興部会（8名）

職 名	氏 名
◎農業水産課主幹兼水産係長	家田 増明
○商工観光課主幹兼観光係長	相川 徹
建設課主幹兼海岸港湾係長	石堂 和重
農業水産課主幹兼農政係長	内田 静治
商工観光課主幹兼商工係長	鈴木 進
保健介護課主査	鈴木 茂夫
農業水産課主査	大岩 篤
学校教育課主査	見張 利夫

5 教育文化部会（8名）

職 名	氏 名
◎学校教育課主幹兼学校教育係長	大森 宏隆
○社会教育課主幹兼社会教育係長	岩本 浩
学校教育課指導主事	山中 信幸
社会教育課主幹兼スポーツ係長	石川 芳直
学校給食センター主幹兼給食係長兼業務係長	齋藤 徳光
住民課戸籍住民係長	服部 哲也
水道課主査	神谷 和伸
社会教育課主査	森 崇史

6 行財政部会（8名）

職 名	氏 名
◎総務課主幹兼総務係長	竹味 英季
○企画情報課主幹兼まちづくり推進室まちづくり推進係長	鈴木 良一
検査財政課財政係長	山下 雅弘
総務課主幹兼人事係長	鈴木 正則
企画情報課主幹兼情報電算係長	柴田 幸員
税務課住民税係長	川端 徳法
総務課主査	滝本 恭史
出納室主査	宮地 利佳

事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
企画情報課長兼まちづくり推進室長	平山 康雄	企画情報課主幹兼企画調整係長	林 昭利
企画情報課主幹兼まちづくり推進室まちづくり推進係長	鈴木 良一	企画情報課主査	相川 和英

第6次南知多町総合計画 2010～2020
太陽と海と緑豊かなまちづくり

◆
発行／南知多町

編集／総務部企画情報課

〒470-3495
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL.0569-65-0711(代)

平成22年9月
◆